

2014
(平成26年)

1

JANUARY

年金機構業務

No.021

つらしん



○ 年金給付(相談)事務に関するお知らせ……………P.1



○ 金融機関の店舗名称変更等……………P.129



○ 総務部からのお知らせ 掲示物管理台帳……………P.145



↑ 穴あけチエック用 ↓

《もくじ》

1. 年金給付（相談）事務に関するお知らせ・・・・・・・・・・ P 1
 - 【給付情 2013-104】
平成 26 年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書の送付
（情報提供）・・・・・・・・ P 2
 - 【給付情 2013-111】
年金額改定通知書の発送【11月送付分】（情報提供）・・・・ P 54
 - 【給付情 2013-117】
統合通知書等の発送（情報提供）・・・・・・・・ P 83
 - 【業管情 2013-13】
成年後見人等からの届出にかかる事務処理の Q & A（情報提供）
・・・・・・・・ P 97
 - 【給付指 2013-132】
平成 25 年 10 月分からの年金額改定に関する Q & A の更新
（指示・依頼）・・・・・・・・ P 118
2. 金融機関の新設・合併・店舗名称変更等について・・・・・・・・ P 129
 - 【給付情 2013-108】
金融機関の店舗名称変更等（情報提供）・・・・・・・・ P 130

平成 25 年 12 月 13 日支払から変更について、お知らせしたものです。
 - 【給付情 2013-109】
【給付情 2013-107】金融機関の合併（情報提供）の差替え
（情報提供）・・・・・・・・ P 134
 - 【給付情 2013-113】
金融機関の合併（情報提供）・・・・・・・・ P 141
3. 総務部からのお知らせ「掲示物（ポスター）の管理」・・・・・・・・ P 145
 - 掲示物管理台帳・・・・・・・・ P 146

1. 年金給付（相談）事務に関するお知らせ

- 【給付情 2013-104】
平成 26 年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書の送付
（情報提供） P 2
- 【給付情 2013-111】
年金額改定通知書の発送【11月送付分】（情報提供） P 54
- 【給付情 2013-117】
統合通知書等の発送（情報提供） P 83
- 【業管情 2013-13】
成年後見人等からの届出にかかる事務処理の Q & A（情報提供） P 97
- 【給付指 2013-132】
平成 25 年 10 月分からの年金額改定に関する Q&A の更新（指示・依頼） P 118

文書区分		
重要度高	要報告	緊急

平成 26 年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書の送付等
(情報提供)

宛先	本部		ブロック本部		事務センター					年金事務所					情報提供先								
	各部(全)	関係部	管理部	相給部	適徴部	厚年G(総務)	厚年G(厚年)	国年G	年給G	記録G	突合G	適用課(総務)	適用課(厚年)	徴収課		国年課	記録課	相談室					
		△			○				◎								◎	相談センター	社労士会	健保協会	機構健保		
																		✓					

本部関係部

年金相談部、業務管理部、記録管理部、支払部

目的・趣旨

平成 25 年 10 月 22 日(火) から発送される「平成 26 年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」の詳細、Q & A、発送スケジュール等をお知らせするものです。

ポイント(内容)

- 扶養親族等申告書の詳細について、下記のとおりお知らせしますので、ご確認ください。
 - 平成 26 年分 扶養親族等申告書の送付について 【別添 1】
 - 平成 26 年分 扶養親族等申告書に関する照会・回答について 【別添 2】
 - 初回発送日・地区別件数表 【別添 3】

※初回発送分については、通常の送達日数にプラス 7 日程度の余裕を持たせる割引(特特割)を利用しています。
- 「年金受給者のための扶養親族等申告書の手引き」と「平成 26 年分扶養親族等申告書(手書用)」を、各年金事務所及び事務センター宛てに、下記日程でカバンにて発送します。
 - 発送日:平成 25 年 10 月 17 日(木)
 - ・「年金受給者のための扶養親族等申告書の手引き(継続用)」 50 枚【別添 1-別添青色参照】
 - ・「年金受給者のための扶養親族等申告書の手引き(新規用)」 200 枚【別添 1-別紙赤色参照】
 - ・「平成 26 年分扶養親族等申告書(手書用)」 300 枚 【別添 1-別紙 3 参照】
- 日本年金機構ホームページの更新
平成 25 年 10 月 22 日(火) 更新予定

照会先

本部年金給付部 給付企画G
担当 西山、柴田、西條
連絡先



↑ 穴あけチエック用 ↓

平成26年分 扶養親族等申告書の送付について

今年も例年と同様、老齢・退職年金受給者に対して、公的年金等の受給者の扶養親族等申告書（平成26年分）を送付することとしていますので、その内容等について説明します。

1 年金に係る所得税の源泉徴収事務について

(1) 課税の対象となる年金

国民年金、厚生年金保険および共済組合などから支給される年金は、所得税法の規定上「雑所得」として、所得税が課せられます。しかし、国民年金法、厚生年金保険法及び共済組合各法では、障害もしくは死亡を支給事由とする年金は課税しないことになっているため、老齢もしくは退職を支給事由とする次の年金についてのみ課税することになります。

- ・ 対象となる年金 ・
- ① 新法年金
 - 国民年金・・・老齢基礎年金、付加年金
 - 厚生年金保険・・・老齢厚生年金、特例老齢年金
 - 国家公務員共済組合等・・・退職共済年金
- ② 旧法年金
 - 国民年金・・・老齢年金（老齢福祉年金を除く）、通算老齢年金、特例老齢年金
 - 厚生年金保険、船員保険・・・老齢年金、通算老齢年金、特例老齢年金
 - 国家公務員共済組合等・・・退職年金、減額退職年金、通算退職年金

年金の所得税の徴収方法は、源泉徴収制が採用されているため、年金の支払者は、支払期ごとに課税の対象となる年金受給者について、その者の受ける年金の支給額から源泉徴収をしなければなりません。

ただし、対象となる年に支給される年金の額が一定額（65歳以上の受給者の場合は158万円^(注)、65歳未満の受給者の場合は108万円）に満たない受給者については、その者の受ける年金の支給額からの源泉徴収は要しないものとされており、また、「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」（以下「申告書」といいます。）の提出も要しないものとされています。

（注）退職共済年金の受給者であり、老齢基礎年金が支給されている65歳以上の方の場合は、退職共済年金の支払額が80万円

(2) 申告書

所得税には、納税者の負担能力に応じた課税を行うために、各種の控除が設けられており、公的年金等に係る源泉徴収の際にも、各種の控除を受けることができます。

そこで、年金の支払者は、所得税を源泉徴収する際に各種の控除を行うため、申告書の用紙を受給者に送付し、その提出を求めています。

↑ 穴あけチエック用 ↓

① 申告書の提出

年金受給者は、所得税法の規定により、毎年、最初の年金の支払を受ける日の前日までに、年金の支払者に対して、申告書を提出しなければならないこととなっています。

この申告書は、毎年、日本年金機構で課税対象と見込まれる年金受給者を抽出し、その者に10月下旬に送付しています。

課税対象者と見込まれる者の抽出は、10月定期支払の処理後^(注1)に行い、提出期限は12月初旬としています(今年度は曜日の関係から提出期限を12月2日(月)としております)。この10月送付の申告書の提出期限は、所得税法で規定されている本来の提出期限と比べ相当期間の違いがあるため、10月送付の対象者の抽出時には課税対象者と見込まれなかった者であっても、11月随時支払から12月定期支払までの間^(注2)と翌年1月随時支払までの間^(注3)および翌年2月定期支払までの間^(注4)に、新規裁定された者(申告書を提出していない者に限ります。)または退職改定等が行われた者は、新たに課税対象者となる場合があります。

これらの課税対象者からも申告書を提出していただく必要がありますので、12月、翌年1月および翌年2月にも申告書を送付することとしております。12月に送付する申告書については、課税対象者と見込まれる者の抽出を12月定期支払の処理後に行い、12月下旬を提出期限としており、翌年1月に送付する申告書については、課税対象者と見込まれる者の抽出を翌年1月随時支払の処理後に行い、翌年2月中旬を提出期限としており、翌年2月に送付する申告書については、課税対象者と見込まれる者の抽出を翌年2月定期支払の処理後に行い、翌年2月下旬を提出期限としております。

※申告書の送付の際には「年金受給者のための扶養親族等申告書の手引き」を同封しています。

(注1) 新規裁定日…年金事務所、本部ともに9月12日

諸変更締切日…年金事務所9月18日、本部9月19日

(注2) 新規裁定日…年金事務所、本部ともに11月14日

諸変更締切日…年金事務所11月19日、本部11月20日

(注3) 新規裁定日…年金事務所、本部ともに12月12日

諸変更締切日…年金事務所12月16日、本部12月17日

(注4) 新規裁定日…年金事務所、本部ともに1月16日

諸変更締切日…年金事務所1月20日、本部1月21日

○平成26年分申告書の発送日と提出期限

	発 送 日	提 出 期 限
平成25年10月発送分	平成25年10月22日～26日	平成25年12月 2日
平成25年12月発送分	平成25年12月 2日	平成25年12月20日
平成26年 1 月発送分	平成26年 1月 7日	平成26年 2月17日
平成26年 2 月発送分	平成26年 2月 4日	平成26年 2月24日

② 申告書・リーフレットの様式

ア 既提出者送付用【別紙1】

前年申告書を提出している受給者の方へ送付する様式です。この用紙は前年申告した事項に異動がない場合は、その旨を申告していただければよいことから前年の扶養親族等の内訳を印字しています。

イ 新規提出者送付用【別紙2】

前年申告書を提出していない受給者の方へ送付する様式です。

ウ 手書用(ハガキ)【別紙3】 手書用(A4)【別紙4】

送付した「既提出者送付用」または「新規提出者送付用」の用紙を紛失・き損した受給者の方のために年金事務所等に備え付けている様式です。

エ 「年金受給者のための扶養親族等申告書の手引き」既提出者送付用【別添 青色】

「年金受給者のための扶養親族等申告書の手引き」新規提出者送付用【別添 赤色】申告書に同封して送付するリーフレットです。

オ 「年金受給者のための扶養親族等申告書の手引き」手書用【別紙5】

手書用の申告書を使用する際にご使用ください。

③ 申告書の記入の仕方

● 既提出者送付用の場合

ア 前年分の申告内容に異動のない方

既提出者送付用の用紙が送付された方で前年に申告した内容と全く異動のない方は、当該用紙表面の「 変更なしで申告します。」欄にを表示し、当該用紙表面の住所及び氏名を記入し、裏面に氏名、性別、電話番号及び提出年月日を記入し、押印のうえ提出します。

なお、前年に申告した内容については、送付された用紙の「平成25年分の申告の内容」(図—1)に印字します。

イ 前年分の申告内容に異動のある方

既提出者送付用の用紙が送付された方で前年分の申告内容に異動のある方は、当該用紙表面の「 変更ありで申告します。」欄にを表示し、当該用紙表面・裏面とも必要事項を記入、押印をして提出します。

なお、前年に申告した内容については、送付された用紙の「平成25年分の申告の内容」(図—1)に印字します。

● 新規提出者送付用(申告書を初めて提出する方)の場合

用紙表面・裏面の必要事項を記入、押印をして提出します。

● 手書き用の申告書について

受給者等から申告書の用紙が未着または申告書を亡失した旨の相談が年金事務所に寄せられたときは、既提出者・新規提出者を問わず、年金事務所に別途送付する手書用の申告書で提出していただくよう指導してください。

なお、「手書き用の申告書」を用いて「過年分の申告書」が提出されているケースが散見されます。過年分の申告書は所得税法上、日本年金機構では処理できず、申告書は受給者本人に返戻することになります。お客様から過年分の所得税の申告手続き等に関するお問い合わせがあった場合、住所地を所轄する税務署または税務相談室にご相談いただきますようご案内願います。

④ 申告書の取扱いについて

申告書を年金事務所等で受付けてから日本年金機構本部に進達していただく場合、年金事務所等にて申告書の内容確認に用いた画面印字は申告書に添付しないようにお願いします。

また、受付印は申告書裏面の左枠内にかからないようにお願いします。

なお、申告書には「受付進捗管理システム」のバーコードシールを貼り付けないようにお願いします（ODR処理（一括で読み取り処理）ができなくなってしまうため）。

↑
穴あけチェック用
↓

図-1 「平成25年分の申告の内容」に印字されている数字の意味

平成25年分の申告の内容

種類	① 控除対象配偶者	控除対象扶養親族											年少扶養親族 (16歳未満)			①⑦ 本人障害	①⑧ 寡婦・特別寡婦・寡夫	①⑨ 16歳未満の扶養親族			
		障害なし			普通障害者			特別障害者 (同居)			特別障害者 (その他)			①④ 普通障害者	①⑤ 特別障害者 (同居)				①⑥ 特別障害者 (その他)		
		②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬								
		③・④ 除	特 定	老 人	⑥ 除	特 定	老 人	⑨ 除	特 定	老 人	⑫ 除	特 定	老 人								
25年分																					

前年分欄

↑ 穴あけチェック用 ↓

①⑦の欄

- 0 : 本人が障害者でない
- 1 : 本人が普通障害者である
- 2 : 本人が特別障害者である

②～⑬の欄

それぞれ該当する扶養親族の人数

①の欄

- 0 : 控除対象配偶者がいない
- 1 : 障害者でない70歳未満(昭和19年1月2日以後に生まれた方)の控除対象配偶者がいる
- 2 : 障害者でない老人控除対象配偶者(昭和19年1月1日以前に生まれた方)の控除対象配偶者がいる
- 3 : 普通障害者である70歳未満(昭和19年1月2日以後に生まれた方)の控除対象配偶者がいる
- 4 : 普通障害者である老人控除対象配偶者(昭和19年1月1日以前に生まれた方)の控除対象配偶者がいる
- 5 : 別居特別障害者である70歳未満(昭和19年1月2日以後に生まれた方)の控除対象配偶者がいる
- 6 : 別居特別障害者である老人控除対象配偶者(昭和19年1月1日以前に生まれた方)の控除対象配偶者がいる
- 7 : 同居特別障害者である70歳未満(昭和19年1月2日以後に生まれた方)の控除対象配偶者がいる
- 8 : 同居特別障害者である老人控除対象配偶者(昭和19年1月1日以前に生まれた方)の控除対象配偶者がいる

①⑨の欄

16歳未満の扶養親族の方
全員の人数

①⑧の欄

- 0 : 寡婦・寡夫でない
- 1 : 寡婦
- 2 : 特別寡婦
- 3 : 寡夫

2 源泉徴収税額（各支払期の税額計算）について

(1) 復興特別所得税について

平成23年12月2日に「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成23年法律第117号）」が公布、「復興特別所得税」が創設され、既に平成25年2月定期支払いの年金から「所得税および復興特別所得税」として課税対象となっております。

○ 復興特別所得税は、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に生ずる所得について源泉所得税を徴収する際、併せて源泉徴収されます。

※ 国外居住者に支払う年金も復興特別所得税の課税対象となります。

※ 平成25年2月定期に支払われる年金から復興特別所得税の課税対象となります。

※ 平成25年1月随時支払期に支払われる年金（本来、平成24年12月支払期以前に支払われるべき年金に限る。）は、復興特別所得税の課税対象外となります。

※ 平成25年2月以降、平成24年12月以前の遡及支払が行われた場合、当該遡及支払の年金は復興特別所得税の課税対象外となります。

○ 源泉徴収される復興特別所得税の額は、源泉徴収される所得税の額の2.1%相当額とされています。

○ 復興特別所得税の源泉徴収は、所得税の源泉徴収の際に併せて行うこととされているため、源泉徴収の対象となる支払金額等に対して合計税率を乗じて計算した金額を源泉徴収します。

○ 源泉徴収税率は次の計算で求めることになります。

$$\text{合計税率} = \text{所得税率} (\%) \times 102.1\%$$

↑ 穴あけチエツク用 ↓

(2) 所得税および復興特別所得税の各支払期における税額計算（1円未満切捨て）

① 申告書が提出されている場合（②に該当する場合を除く）の税額計算

$$\text{合計税率} (5.105\%) = \text{所得税率} (5\%) \times 102.1\%$$

$$\begin{aligned} \text{源泉徴収税額} = \\ (\text{年金支給額} - \text{社会保険料} - \text{各種控除額}) \times \text{合計税率} (5.105\%) \end{aligned}$$

② 退職共済年金の受給者で、老齢基礎年金が支給されている65歳以上の方が申告書を提出した場合の税額計算

$$\text{合計税率} (5.105\%) = \text{所得税率} (5\%) \times 102.1\%$$

$$\begin{aligned} \text{源泉徴収税額} = \\ \{ \text{退職共済年金の年金支給額} - \text{社会保険料} - \\ (\text{各種控除額} - \text{政令で定める一定の額}) \} \times \text{合計税率} (5.105\%) \end{aligned}$$

※ 退職共済年金受給者の方は、65歳になると源泉徴収税額の計算が変わり政令で定める一定の額（47,500円×その年金支給額の計算の基礎となった月数）を差し引いた額を控除することになります。

③ 申告書が提出されていない場合の税額計算

$$\text{合計税率 (10.21\%)} = \text{所得税率 (10\%)} \times 102.1\%$$

$$\text{源泉徴収税額} = \text{[年金支給額} - \text{社会保険料} - \text{(年金支給額} - \text{社会保険料)} \times 25\%] \times \text{合計税率 (10.21\%)}$$

- ここでいう「社会保険料」とは年金から特別徴収された介護保険料及び国民健康保険料（又は後期高齢者医療保険料）の合計額をさします。
- 社会保険料は、社会保険料控除として税金の控除対象とされていることから、年金保険者において所得税を計算するときは、特別徴収された社会保険料をその計算の対象から控除することとなります。なお、この控除は、申告書の提出の有無に関わらず行います。
- 1月に送付した申告書が提出期限までに返送された場合には、記入されている内容に基づき、4月定期支払から各種の控除を行います。2月定期支払には、提出された申告書に係る処理が間に合わないことから、③の計算式により求めた所得税額を源泉徴収することとなりますが、2月定期支払において源泉徴収した所得税については、4月定期支払で調整します。

(3) 源泉徴収票の交付

日本年金機構からは、老齢年金等の受給者全員に対して、毎年、その年の支払額、源泉徴収税額、扶養親族等の内訳などを記載した「源泉徴収票」を作成し、翌年の1月31日までに交付することとしています。

(※平成24年分(平成25年1月送付分)から、「えんじ色」で送付しております。)

年金の他に収入がある方などは、税務署に確定申告の手続きをとることになりますが、その際には、この源泉徴収票を税務署に提出することになります。

3 確定申告について

2以上の年金の支払者に対し申告書を提出している方、年金以外に所得がある方などは、確定申告が義務付けられています。

(なお、平成23年分の確定申告から、公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税について確定申告書の提出を要しないこととなりました。)

また、確定申告が義務付けられていない場合でも、源泉徴収の際に控除を受けることができないため、源泉徴収税額が納めすぎとなる場合には、その額の還付を受けるため確定申告をすることができることとなっています。

(1) 確定申告をすることができる方

一般に、次のいずれかに該当する方は、確定申告をすれば源泉徴収税額の還付を受けることができます。

- ① 公的年金等に係る源泉徴収では、控除を受けることができなかった雑損控除、医療費控除、寡婦（寡夫）控除、社会保険料控除、生命保険料控除などを受けることにより、源泉徴収された税額が納めすぎとなる方
- ② 申告書を提出しなかった等により、その年中の公的年金等について源泉徴収された額が納めすぎとなる方

(2) 提出期限と提出先

確定申告の提出期限は、確定申告を義務付けられている方といない方とで異なっており、具体的には次の表1のとおりです。

また、提出先税務署は、いずれの場合も、住所地を所轄する税務署となります。

表1

区 分	提 出 期 限
確定申告をしなければならない方の場合	その年の翌年2月16日から3月15日まで ※還付を受けられる方の場合は、その年の翌年1月1日から3月15日まで
確定申告をする義務はないが、確定申告をすれば源泉徴収額の還付を受けられる方の場合	源泉徴収された年の翌年の1月1日から還付請求権が消滅するまでの（5年間）は、いつでも提出することができます。 ただし、一度、確定申告書を提出された方は除きます。

(3) 確定申告の際と源泉徴収の際の相違

① 公的年金等控除

確定申告の際の公的年金等控除と源泉徴収の際の公的年金等控除とでは、その額を求める計算式が異なります。(表2参照)

表2 公的年金等控除の額

受給者の年齢	確定申告の際の控除額		源泉徴収の際の控除額		
	公的年金等控除		申告書が提出されている場合		申告書が提出されていない場合
			公的年金等控除および基礎控除相当		公的年金等控除相当
その年中の公的年金等の収入金額 (A)	控除額	月額控除額	年換算額	控除額	
年齢 65 歳以上の方	410 万円未満 ※受け取る年金額が 330 万円未満の場合、控除額は 120 万円	$(A) \times 25\% + 37 \text{ 万 } 5 \text{ 千円}$	公的年金等の支給額の月割額の 25%+6 万 5 千円 (最低 13 万 5 千円)	(最低 162 万円)	公的年金等の支給額の 25%
	410 万円以上 770 万円未満	$(A) \times 15\% + 78 \text{ 万 } 5 \text{ 千円}$			
	770 万円以上	$(A) \times 5\% + 155 \text{ 万 } 5 \text{ 千円}$			
年齢 65 歳未満の方	410 万円未満 ※受け取る年金額が 130 万円未満の場合、控除額は 70 万円	$(A) \times 25\% + 37 \text{ 万 } 5 \text{ 千円}$	公的年金等の支給額の月割額の 25%+6 万 5 千円 (最低 9 万円)	(最低 108 万円)	公的年金等の支給額の 25%
	410 万円以上 770 万円未満	$(A) \times 15\% + 78 \text{ 万 } 5 \text{ 千円}$			
	770 万円以上	$(A) \times 5\% + 155 \text{ 万 } 5 \text{ 千円}$			

↑ 穴あけチェック用 ↓

② 所得控除

源泉徴収の際、年金受給者から提出された申告書に記入されている内容によって、それぞれ配偶者控除（または老人控除対象配偶者控除）、扶養控除（特定扶養親族および老人扶養親族を含む）、障害者控除、特別障害者控除、同居特別障害者控除、寡婦控除、特別寡婦控除、寡夫控除の月割控除額により計算した額が控除されますが、確定申告の際には、同じ控除であっても異なる規定により定められた額となるため、必ずしも一致しません。（表3参照）

これにより、源泉徴収税額が納めすぎとなる方などは、確定申告により最終的な精算を行うこととなります。

表3 扶養親族等の控除額

区 分		確定申告の際の控除額	源泉徴収の際の控除相当額×12	備 考
配偶者控除	一般の控除対象配偶者	380,000円	(注1) 390,000円	(注1) 源泉徴収の際に控除対象配偶者がいることによって配偶者控除として控除されます。
	(注4) 老人控除対象配偶者	480,000円	(注1) 480,000円	
配偶者特別控除		最高 380,000円	(注2) —	(注2) 申出される人の合計所得金額が1,000万円以下でその人の配偶者の合計所得金額が38万円以上76万円未満である場合に適用されます。なお配偶者控除との重複適用はできません。
扶 養 控 除	一般の扶養親族	380,000円	390,000円	(注3) 申告書が提出されている場合には公的年金等控除および基礎控除相当として控除され、申告書が提出されていない場合には控除されません。
	特定扶養親族	630,000円	630,000円	
	(注4) 老人扶養親族	同居老親等 同居老親等以外 の	580,000円 480,000円	
(注5) 障害者控除	一般の障害者	270,000円	270,000円	(注4) 老人控除対象配偶者や老人扶養親族には障害者も含まれます。
	特別障害者	400,000円	420,000円	(注5) 年少扶養親族(16歳未満)は扶養控除の対象とはなりませんが、障害者控除は適用されます。
	同居特別障害者	750,000円	750,000円	
(注6) 寡婦(寡夫)控除	(注7) 寡 婦	270,000円	270,000円	(注6) 平成25年分から公的年金等の扶養親族等申告に追加されました。
	(注7) 特 別 寡 婦	350,000円	360,000円	(注7) 「寡婦」「特別寡婦」「寡夫」については、「離婚」「死別」「生死不明」の別、受給者本人の扶養親族等の状況や所得状況によって区分されます。
	(注7) 寡 夫	270,000円	270,000円	
基 礎 控 除		380,000円	(注3) —	(下記【別表】参照)

↑ 穴あけチエツク用 ↓

【別表】寡婦・特別寡婦・寡夫の区分

区分	死別・離婚・生死不明の別	扶養親族等の要件	ご本人の所得要件	
①	寡婦	扶養親族(子以外)がいる	所得要件なし	
②		離婚	扶養親族である子がいる	所得要件なし (500万円以下なら特別寡婦)
③		所得の見積額が38万円以下の生計を一にする子(※)がいる	所得要件なし	
④		死別 生死不明	扶養親族(子以外)がいる	所得要件なし
⑤			扶養親族である子がいる	所得要件なし (500万円以下なら特別寡婦)
⑥			所得の見積額が38万円以下の生計を一にする子(※)がいる	所得要件なし
⑦			扶養親族や生計を一にする子がいらない	500万円以下
⑧	特別寡婦	離婚・死別・生死不明 寡婦に該当し、扶養親族である子がいる	500万円以下 (500万円超なら寡婦)	
⑨	寡夫	離婚・死別・生死不明 所得の見積額が38万円以下の生計を一にする子(※)がいる	500万円以下	

(※) 子は、他の者の控除対象配偶者または扶養親族とされていない者に限られる。

③ 確定申告においては、次のような控除が受けられます。

- | | | |
|----------------|-----------|-----------|
| ア 雑損控除 | イ 医療費控除 | ウ 社会保険料控除 |
| エ 小規模企業共済等掛金控除 | オ 生命保険料控除 | カ 損害保険料控除 |
| キ 寄付金控除 | ク 勤労学生控除 | |

4 窓口装置への照写について

申告書の内容、源泉徴収税額等に係る窓口装置への照写は、次のとおりです。

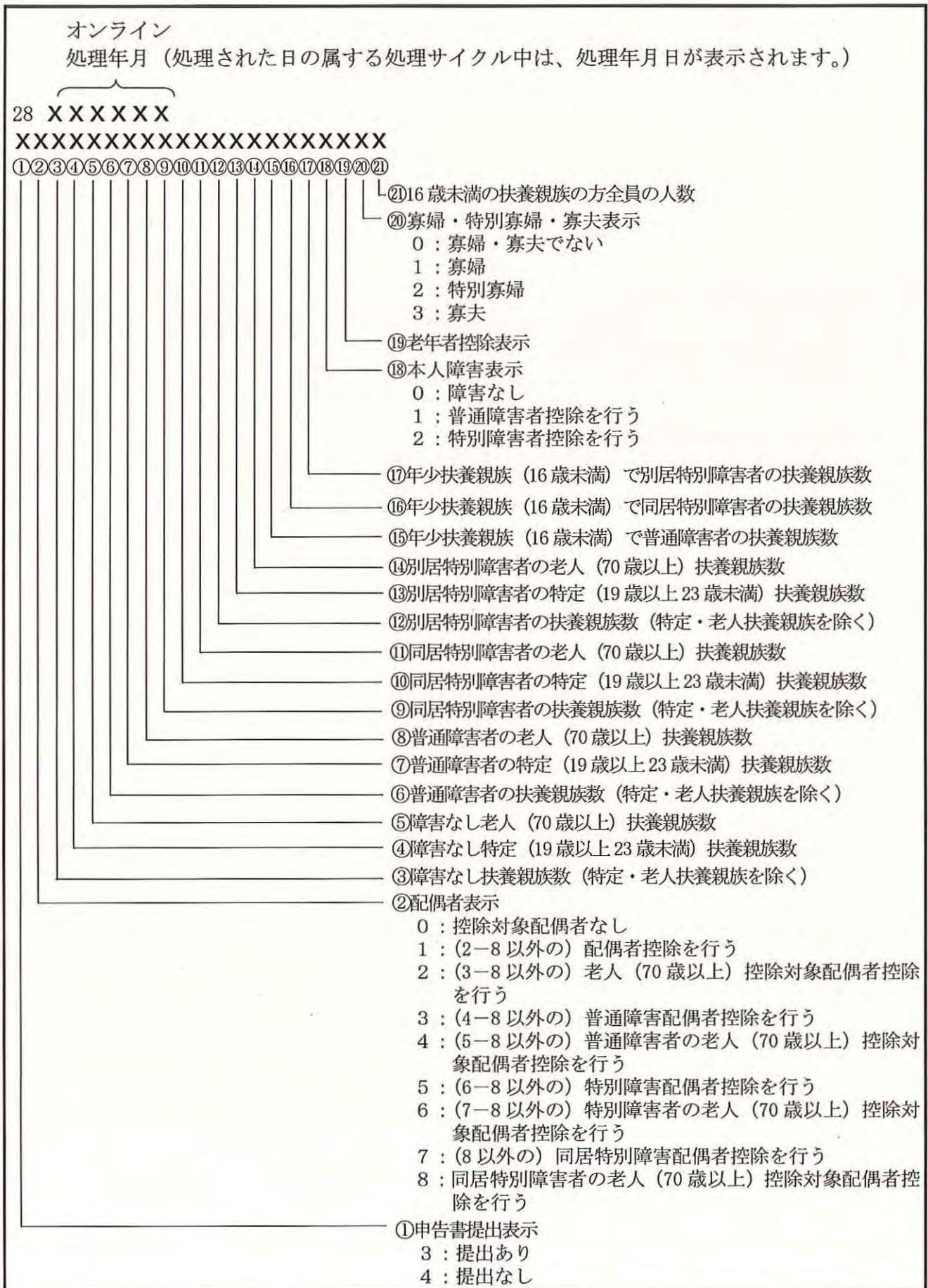
(1) 扶養親族等申告書の内容の照写

扶養親族等申告書の内容については、(図—2) のとおり照写します。

(2) 源泉徴収税額等の照写

各支払期の支給額及び源泉徴収税額の照写方法は、従前どおりです。

図-2



↑ 穴あけチエツク用 ↓

郵便はがき

119-0220

東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号
(日本郵便株式会社杉並南郵便局)

日本年金機構 行

お手紙ですが50円切手をりお貼ください。

表面	〒	住所	氏名
	差出人		

平成26年分の申告について、前年の申告内容から変更
がありましたか。どちらかに☑をつけてください。
※前年（平成25年分）の申告内容は裏面に記載しています。

裏面の
のみ(受給者氏名、性別、
電話番号)にご記入の上、
押印してください。

変更ありで申告します。▶ **A**

裏面の
にご記入ください。

変更ありで申告します。▶ **B**

◎この申告書の提出期限：平成25年12月2日
(詳しくは裏面を参照)

扶養親族等申告書とは

この申告書は、老齢年金に課税される所得税および復興特別所得税の控除を受けるためなどに必要です。

● 扶養親族等がない単身者の方でも、基礎控除を受けることができますので、ご提出ください。

● 届け出内容に記入もれがあったり、提出期限までに提出されない場合は各種控除が受けられず、所得税および復興特別所得税が多く源泉徴収されることなどがあります。

● ご提出いただく期限は平成25年12月2日です。
この期限までにご提出いただいた場合は、平成26年2月の年金支払期よりその内容に基づき老齢年金から所得税および復興特別所得税が源泉徴収されます。

● 提出期限を過ぎてしまった場合でも、必要事項をご記入のうえ、すみやかにご提出ください。

ご記入の際は、「扶養親族等申告書の手引き」をよくお読みください。

この申告書の提出期限
(この提出期限までに届くように投函してください。)

平成 25 年 12 月 2 日

A 欄
必ずご記入の
うえ、押印して
ください。

B 欄
表面の変更ありに
☑をつけた方のみ
ご記入ください。
扶養親族等の欄
や摘要の欄に記
入しきれない場合
は手引きの①ペ
ージの⑥を参照願
います。

裏面		平成26年分 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書		平成 年 月 日 提出
この枠の中は記入(押印)したり、汚したりしないでください。				
フリガナ		性別	男・女	
受給者氏名		印		
生年月日	年 月 日			
電話番号	—			
本人障害	無・普通・特別			
寡婦・寡夫	寡婦・特別寡婦・寡夫			
氏名	続柄	生年月日	障害	所得の種類・金額
控除対象配偶者	老人	夫	明・大 昭・平	同居 別居
控除対象扶養親族(16歳以上)	特定老人	明・大 昭・平	明・大 昭・平	同居 別居
扶養親族(16歳未満)※	特定老人	明・大 昭・平	明・大 昭・平	同居 別居
普通障害者及び特別障害者の人数	普通 人 特別(同居) 人 特別(その他) 人	摘要		万円 万円 万円 万円

※扶養親族(16歳未満)欄は、地方税法第46条の3の3及び第317条の3の規定による公的年金等受給者の扶養親族申告書の記載欄を要しています。

(官署支出官 厚生労働省年金局事業企画課長)

別紙1

郵便はがき

119-0220

東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号
(日本郵便株式会社杉並南郵便局)

日本年金機構 行

お手数ですが
50円切手を
お貼
ください。

表面	<p style="text-align: center;">〒</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; border-bottom: 1px solid black;">住所</td> <td style="width: 70%; border-bottom: 1px solid black;">氏名</td> </tr> <tr> <td style="border-bottom: 1px solid black;">差出人</td> <td style="border-bottom: 1px solid black;"></td> </tr> </table>	住所	氏名	差出人	
住所	氏名				
差出人					

※ 裏面もご記入ください。

この申告書の提出期限：平成25年12月2日

扶養親族等申告書とは

この申告書は、老齢年金に課税される所得税および復興特別所得税の控除を受けるためなどに必要です。

- 扶養親族等がない単身者の方でも、基礎控除を受けることができますので、ご提出ください。
- 届け出内容に記入もれがあったり、提出期限までに提出されない場合は各種控除が受けられず、所得税および復興特別所得税が多く源泉徴収されることなどがあります。
- ご提出いただく期限は平成25年12月2日です。
この期限までにご提出いただいた場合は、平成26年2月の年金支払期よりその内容に基づき老齢年金から所得税および復興特別所得税が源泉徴収されます。
- 提出期限を過ぎてしまった場合でも、必要事項をご記入のうえ、すみやかにご提出ください。

ご記入の際は、「扶養親族等申告書の手引き」をよくお読みください。

この申告書の提出期限
(この提出期限までに届くように投函してください。)

平成25年12月2日

必ずご記入の
うえ、押印して
ください。

該当する項目を
ご記入ください。

◎必要事項を記入し、切り離して申告書のみご提出ください。
◎プライバシー保護のため、裏面には同封の目隠しシールを貼ってください。
(同封の目隠しシール以外のシール等は貼らないでください。)
◎申告書は機械処理を行うため、折り曲げないようにお願いします。

(裏面) 平成26年分 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書

平成 年 月 日 提出

この枠の中は記入(押印)したり、汚したりしないでください。

フリガナ		性別	男・女
受給者氏名		(印)	
生年月日		年	月 日
電話番号		-	
本人障害		無・普通・特別	
配偶・寡妻		寡婦・特別寡婦・寡夫	
氏名		生年月日	障害
控除対象配偶者	老人 夫妻	明・大 昭・平	無・普・特 同居 別居
控除対象扶養親族(16歳以上)	特定老人	明・大 昭・平	無・普・特 同居 別居
扶養親族(16歳未満)※	特定老人	明・大 昭・平	無・普・特 同居 別居
普通障害者及び特別障害者の人数	普通 人 特別(同居) 人 特別(その他) 人	摘要	

※扶養親族(16歳未満)とは、地方税法第45条の3及び第37条の3の3の規定による公的年金等受給者の扶養親族申告書の記載対象となります。

(官署支出官 厚生労働省年金局事業企画課長)

別紙2

郵便はがき
1 1 9 - 0 2 2 0

お千枚シートが
50円切手を
添付して下さい

東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号
(日本郵便株式会社杉並南郵便局)

日本年金機構 行

表面

差出人	住所	〒

※ 裏面もご記入ください。

1 3 1 0 1 0 1 8 0 4 8

↑ 用紙の裏面にあり ↓

平成26年分 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書

平成 年 月 日 提出

年金証書の基礎年金番号・年金コードをご記入ください

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

この枠の中は記入したり、よごしたりしないでください。

◎平成26年分の申告の内容

種 類	① 控	控除対象扶養親族											年少扶養親族 (16歳未満)			⑬ 本 寡	⑭ 16 歳
		障害なし		普通障害者				特別障害者 (同居)			特別障害者 (その他)		⑪ 普	⑫ 特	⑬ 特		
		②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬				
		特	老	特	老	特	老	特	老	特	老						
25年																	

本人障害	無・普通・特別
寡婦・寡夫	寡婦・特別寡婦・寡夫
氏名	氏 名
続柄	老人 夫妻 明・大 昭・平
生年月日	
障害	無・普・特
所得の種類・金額	同居 別居 万円
控除対象配偶者	老人 夫妻 明・大 昭・平 無・普・特 同居 別居 万円
控除対象扶養親族(16歳以上)	特定老人 明・大 昭・平 無・普・特 同居 別居 万円
扶養親族(16歳未満)※	平 無・普・特 同居 別居 万円
普通障害者及び特別障害者の人数	普通 特別(同居) 特別(その他) 人 人 人 摘要

※扶養親族(16歳未満)は、地方税法第45条の3の3及び第317条の3の3の規定による公的年金等受給者の扶養親族申請書の記載欄を兼ねています。

官署支出官 厚生労働省年金局事業企画課長

[平成26年分]
年金受給者のための
扶養親族等申告書の手引き

扶養親族等申告書について

- ①老齢年金の年金額が、108万円以上(65歳以上の方は、158万円以上)の方に、「扶養親族等申告書(はがき)」をお送りしています。
- ②老齢年金は、所得税法により雑所得として所得税がかかります。また、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法により復興特別所得税がかかります。扶養親族等申告書は、老齢年金に課税される所得税および復興特別所得税(復興特別所得税については、この手引きの⑦頁をご覧ください)の計算を行うために必要なものです。(障害年金、遺族年金には税金がかかりません。)この手引き(②～⑤頁)を読んでから正確にご記入のうえ、下記の提出期限までにご提出ください。
- ③控除対象配偶者や扶養親族となる方がいない場合でも、受給者本人にかかる基礎控除を受けることができますので、「扶養親族等申告書(はがき)」をご提出ください。
- ④前年の申告内容に変更がない場合でも「扶養親族等申告書(はがき)」をご提出いただく必要があります。
- ⑤今回ご提出いただく「扶養親族等申告書(はがき)」は、平成26年2月以降にお支払いする年金から源泉徴収する税金の計算の基礎となるものです。
- ⑥扶養親族等の欄や摘要の欄に記入しきれない場合、便箋などに記入し、「扶養親族等申告書(はがき)」と一緒に封筒に入れご提出ください。なお、その際は、受給者の方の年金証書の基礎年金番号・年金コード、氏名、生年月日をご記入ください。

《提出期限》

平成25年12月2日(月)

※この提出期限までに届くように投函してください。

《提出先》

〒119-0220 東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号
日本年金機構

※この郵便番号は扶養親族等申告書の提出専用となっております。

提出にあたりご不明な点は「ねんきんダイヤル」へ!



0570-05-1165

050または070から始まる電話でおかけになる場合は

03-6700-1165

お問い合わせの際は、基礎年金番号がわかるものをご用意ください。

〈受付時間〉 月曜日 午前8:30～午後7:00

火～金曜日 午前8:30～午後5:15

第2土曜日 午前9:30～午後4:00

※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に午後7:00まで相談をお受けします。

※祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

○ナビダイヤルは、一般の固定電話からおかけになる場合は全国どこからでも、市内通話料金でご利用いただけます。

ただし、一般の固定電話以外(携帯電話等)からおかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。

○「03-6700-1165」の電話番号におかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。

○「0570」の最初の「0」を省略したり、市外局番をつけて間違い電話になっているケースが発生していますので、おかけ間違いにはご注意ください。

○月曜日など休日明けや、お客様のお手元に通知書が届いた直後(5日程度)は、電話がつながりにくくなっております。週の後半と月の後半は、つながりやすくなっておりますので、どうぞご利用ください。

扶養親族等申告書の記入方法

扶養親族等申告書

※お手数ですが、50円切手をお貼りいただきポストへの投函をお願いいたします。

ご本人の郵便番号、住所、氏名を必ずご記入ください。

はがき裏面の「平成25年分の申告の内容」欄を確認のうえ、変更があるかどうか、該当する項目に「✓」印をつけてください。

- 「変更なし」とは、平成25年分の申告の内容と同じ場合です。
- 「変更あり」とは、
 - 寡婦・特別寡婦・寡夫に該当するようになった
 - 配偶者または扶養親族が平成26年中に70歳に到達する
 - 控除対象配偶者または扶養親族となっていた方が該当しなくなった
 - 扶養親族が特定扶養親族に該当するようになった
 - 本人が普通障害者または特別障害者に該当するようになったなどの場合です。

表面

〒0000-0000	東京都□□市
××	○丁目△番×号
差出人	氏名
	年金 太郎

平成26年分の申告について、前年の申告内容から変更がありましたか。どちらかにをつけてください。

※前年(平成25年分)の申告内容は裏面に記載しています。

変更なしで申告します。⇒ 裏面の ①のみ(受給者氏名、性別、電話番号)にご記入の上、押印してください。

変更ありで申告します。⇒ 裏面の ①と②にご記入ください。

①欄には、ご本人の氏名、性別、電話番号をご記入のうえ、必ず押印してください。

- 国税通則法第124条の規定により押印しなければなりません。
- 表面で変更なしに「✓」印をつけた方は①欄以外の記載は必要ありません。

②欄は、表面で変更ありに「✓」印をつけた方のみご記入ください。

- 変更箇所のみではなく対象となるすべての扶養親族等についてご記入ください。
- 扶養親族等の対象となっていた方が該当しなくなった場合は、その方について記入する必要はありません。また、同一人が、複数の扶養親族等申告書の対象にはなれませんのでご注意ください。

③「寡婦・寡夫」欄について、寡婦の場合は「寡婦」、特別寡婦の場合は「特別寡婦」、寡夫の場合は「寡夫」を○で囲んでください。なお、いずれにも該当しない場合はご記入は不要です。

- 寡婦、特別寡婦、寡夫に該当するかについては、「寡婦・特別寡婦・寡夫とは」(この手引きの④頁)をご覧ください。
- 寡婦に該当する場合は、②「摘要」欄に、死別・離婚・生死不明の別、生計を一にする子がいる場合はその子の氏名および平成26年中の所得の見積額、扶養親族または生計を一にする子がない場合はご本人の平成26年中の所得の見積額をご記入ください。
- 特別寡婦に該当する場合は、②「摘要」欄に、死別・離婚・生死不明の別、ご本人の平成26年中の所得の見積額をご記入ください。
- 寡夫に該当する場合は、②「摘要」欄に、死別・離婚・生死不明の別、生計を一にする子の氏名および平成26年中の所得の見積額、ご本人の平成26年中の所得の見積額をご記入ください。
- 提出する際、寡婦・特別寡婦・寡夫を示す書類の添付は必要ありません。

④「控除対象配偶者」欄は、下記に該当する控除対象配偶者の方についてご記入ください。

「控除対象配偶者」とは、受給者本人と生計を同じくする配偶者で、所得のない方または平成26年中の所得の見積額が38万円以下の方のことをいいます。

- 所得の金額の計算については、「所得金額の計算方法」(この手引きの⑤頁)をご覧ください。
- 婚姻届を提出していない方は控除対象配偶者にはなりませんのでご注意ください。

➢ 昭和20年1月1日以前に生まれた方(すでに70歳以上の方、または平成26年中に70歳になる方)については「老人控除対象配偶者」に該当しますので、「老人」を○で囲んでください。

↑ 穴あけテープのく用 ↓

扶養親族等申告書

裏面

【ご注意】 この数字は、事務処理上の整理番号で、基礎年金番号ではありません。

提出日をご記入ください。

【ご注意】

旧三公社（JR・JT・NTT）、農林の共済年金の申告書には、ここに「共済」の表示があります。
※旧三公社の共済年金は、原則、受給権発生日が平成9年4月1日前のものに限ります。

平成26年分 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書

この枠の中は記入・押印)したり、汚したりしないでください。

平成 25年 11月 20日 提出

XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

【共済】

◎平成25年分の申告の内容

受給者氏名	フリガナ	ネンキン タロウ	性別	男		
生年月日	昭和 23年 11月 20日					
電話番号	03 - 5344 - 〇〇xx					
本人障害	無・普通・特別	特別				
寡婦・寡夫	無・寡婦・特別寡婦・寡夫	寡夫				
控除対象配偶者	氏名	綾柄	生年月日	障害	同居別居	所得の種類・金額
①	年金 好子	老人	夫 明・大平 27,8,9	無・普・特	同居別居	給与 25万円
控除対象扶養親族(16歳以上)	年金 智史	特定老人	次男 明・大平 56,1,28	無・特	同居別居	0万円
②	年金 ハナ	特定老人	母 明・大平 12,3,10	無・普・特	同居別居	年金 10万円
扶養親族(16歳未満)	年金 花子	孫	平 15,8,6	無・普・特	同居別居	0万円
普通障害者及び特別障害者の人数	普通 1人 特別(同居) 1人 特別(その他) 1人	③	年金花子は、身体障害者手帳(3級、平成21年1月1日交付) 年金智史の住所は、東京都〇〇市△△〇丁〇番〇号			

官署支出官 厚生労働省年金局事業企画課長

●「控除対象扶養親族(16歳以上)」欄は、扶養親族のうち、平成11年1月1日以前に生まれた方について記入してください。

- 平成4年1月2日から平成8年1月1日までに生まれた方については「特定扶養親族」に該当しますので、「特定」を○で囲んでください。
- 昭和20年1月1日以前に生まれた方(すでに70歳以上の方、または平成26年中に70歳になる方)については「老人扶養親族」に該当しますので、「老人」を○で囲んでください。

●「扶養親族(16歳未満)」欄は、扶養親族のうち、平成11年1月2日以降に生まれた方についてご記入ください。

- 16歳未満の扶養親族については、扶養控除の対象外となりますが、障害者に該当する場合は障害者控除が適用されます。
- 「扶養親族(16歳未満)」欄は、地方税法第45条の3の3および第317条の3の3の規定による「公的年金等受給者の扶養親族申告書」の記載欄を兼ねています。

「控除対象扶養親族(16歳以上)」欄および「扶養親族(16歳未満)」欄に記入する「扶養親族」とは、受給者本人と生計を同じくする配偶者以外の親族で、所得のない方または平成26年中の所得の見積額が38万円以下の方のことをいいます。

●所得の金額の計算については、「所得金額の計算方法」(この手引きの⑥頁)をご覧ください。

●控除対象配偶者および扶養親族のうち、普通障害者(普通)、同居特別障害者(特別(同居))および別居特別障害者(特別(その他))に該当する方的人数をご記入ください(本人は含みません)。

「同居特別障害者」とは、受給者本人の控除対象配偶者または扶養親族が特別障害者であり、かつ、受給者本人、配偶者または受給者本人と生計を一にするその他の親族のいずれかとの同居を常況としている方のことをいいます。

●受給者本人が扶養親族等の対象者と同居している場合は、区分の「同居」を○で囲んでください。また扶養親族等の対象者で別居している方がいる場合は、区分の「別居」を○で囲み、②「摘要」欄に、その方の氏名と住所をご記入ください。

カ

- 「本人障害」、「障害」欄は、障害がない場合は「無」、普通障害者の場合は「普（普通）」、特別障害者の場合は「特（特別）」を○で囲んでください。
- また、障害者に該当する方がいる場合は、②「摘要」欄に、その方の氏名、身体障害者手帳等の種類と交付年月日、障害の程度（等級など）をご記入ください。
 - 普通障害者または特別障害者に該当するかについては、下記の「障害者とは」をご覧ください。
 - 介護保険法で定められている要介護認定の等級、各種公的年金制度から支給されている障害年金の等級などは直接関係ありません。
 - 提出する際、障害の程度を示す証明書の添付は必要ありません。

障害者とは 所得税法上の「普通障害者」と「特別障害者」とは、受給者本人または控除対象配偶者もしくは扶養親族の中で、その障害の内容により、次に該当する方をいいます。

障害の内容	普通障害者	特別障害者
① 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある方（※1）		該当するすべての方
② 精神保健指定医などから知的障害者と判定された方	中度または軽度と判定された方（療育手帳の障害の程度がBの方）	重度と判定された方（療育手帳の障害の程度がAの方）
③ 精神に障害がある方で精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方	右の程度以外の方	精神障害者保健福祉手帳の障害の程度が1級の方
④ 身体障害者手帳に身体上の障害がある方として記載されている方	障害の程度が3級から6級までの方	障害の程度が1級または2級の方
⑤ 戦傷病者手帳の交付を受けている方	右の程度以外の方	障害の程度が恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第3項症までの方
⑥ 原子爆弾の被爆による障害者として厚生労働大臣の認定を受けている方		該当するすべての方
⑦ 常に就床を要し、複雑な介護を要する方（※2）		該当するすべての方
⑧ 年齢が65歳以上で、福祉事務所長等から認定されている方	右の程度以外の方	①、②、④の特別障害者と同程度の障害がある方

※1 「精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況」とは、精神上の障害のため物事のよしあしを区別することができないか、できるとしてもそれによって行動することができない状態にあることをいいます。また、このことは、医師の診断書によって証明されますが、診断書の写しを申告書に添付する必要はありません。

※2 「常に就床を要し、複雑な介護を要する方」とは、引き続き6か月以上にわたって身体の障害により就床を要し、介護を受けなければ自ら排せつ等を行うことができない程度の状態にあると認められる方のことです。排せつ等の日常生活に支障のある寝たきりのままの方は該当することになります。なお、このことについて、特に証明するものではありませんが、症状が固定すれば身体障害者手帳の交付申請を行うことができます。

↑ 穴あけチエック用 ↓

かみ とくべつかみ かみ
寡婦・特別寡婦・寡夫とは

所得税法上の「寡婦」、「特別寡婦」、「寡夫」とは、受給者本人が、夫や妻と死別、もしくは離婚した後婚姻をしていない方、または夫や妻の生死が明らかでない方が以下の要件に該当する方をいいます。

区分	死別・離婚・生死不明の別	扶養親族等の要件	ご本人の所得要件
① 寡婦 (女性)	離婚	扶養親族（子以外）がいる	なし
		扶養親族である子がいる	500万円超 (500万円以下なら特別寡婦)
		所得の見積額が38万円以下の生計を一にする子(※3)がいる	なし
	死別 生死不明	扶養親族（子以外）がいる	なし
		扶養親族である子がいる	500万円超 (500万円以下なら特別寡婦)
		所得の見積額が38万円以下の生計を一にする子(※3)がいる	なし
		扶養親族や生計を一にする子がない	500万円以下
⑧ 特別寡婦 (女性)	離婚・死別・生死不明	扶養親族である子がいる	500万円以下 (500万円超なら寡婦)
⑨ 寡夫 (男性)	離婚・死別・生死不明	所得の見積額が38万円以下の生計を一にする子(※3)がいる	500万円以下

※3 子は、他の者の控除対象配偶者または扶養親族とされていない者に限られます。

4

平成25年分の申告内容を数字で表示しています。

●この欄には何も記入しないでください。

●平成26年に変更がある場合であっても記載されている数字を訂正する必要はありません。

表示している数字の見方

「①控除対象配偶者」欄は、次に該当する数字を表示しています。

※この数字は人数ではありません。

「0」	控除対象配偶者がいない
「1」	障害者でない70歳未満である配偶者がいる
「2」	障害者でない70歳以上である配偶者がいる
「3」	普通障害者で70歳未満である配偶者がいる
「4」	普通障害者で70歳以上である配偶者がいる
「5」	別居特別障害者で70歳未満である配偶者がいる
「6」	別居特別障害者で70歳以上である配偶者がいる
「7」	同居特別障害者で70歳未満である配偶者がいる
「8」	同居特別障害者で70歳以上である配偶者がいる

「②～③控除対象扶養親族」欄、「⑭～⑯年少扶養親族」欄は、次に該当する方の数字（人数）を表示しています。

※この人数には配偶者は含まれません。

※該当者がいないときは、「0」が表示されます。

※「年少扶養親族」とは、16歳未満の扶養親族のことをいいます。

控除対象扶養親族が障害者でないとき	②欄⇒特定・老人扶養親族以外の方の人数
	③欄⇒特定扶養親族の人数
	④欄⇒老人扶養親族の人数

控除対象扶養親族が普通障害者であるとき	⑥欄⇒特定・老人扶養親族以外の方の人数
	⑦欄⇒特定扶養親族の人数
	⑧欄⇒老人扶養親族の人数

控除対象扶養親族が同居特別障害者であるとき	⑧欄⇒特定・老人扶養親族以外の方の人数
	⑨欄⇒特定扶養親族の人数
	⑩欄⇒老人扶養親族の人数

控除対象扶養親族が別居特別障害者であるとき	⑪欄⇒特定・老人扶養親族以外の方の人数
	⑫欄⇒特定扶養親族の人数
	⑬欄⇒老人扶養親族の人数

年少扶養親族が障害者であるとき	⑭欄⇒普通障害者の人数
	⑮欄⇒同居特別障害者の人数
	⑯欄⇒別居特別障害者の人数

「⑰本人障害」欄は、次に該当する数字を表示しています。

「0」	障害者でない
「1」	普通障害者である
「2」	特別障害者である

「⑱寡婦・特別寡婦・寡夫」欄は、次に該当する数字を表示しています。

「0」	寡婦・特別寡婦・寡夫でない
「1」	寡婦である
「2」	特別寡婦である
「3」	寡夫である

「⑲16歳未満の扶養親族」欄は、次に該当する方の数字（人数）を表示しています。（上記⑭～⑯の人数も含みます。）

16歳未満の扶養親族の方全員の人数

④

「所得の種類・金額」欄は、平成26年中の所得の種類と金額（年間の見積額）をご記入ください。

●所得の金額の計算については、下記の「所得金額の計算方法」をご覧ください。

●計算の結果、所得の金額がマイナスの金額となった場合は、「0」万円とご記入ください。

所得金額の計算方法

①所得の種類ごとの所得金額の計算方法は次のとおりです。●障害年金、遺族年金は非課税所得ですので、所得には含みません。

所得の種類	所得金額（非課税所得は含みません。）	所得の種類	所得金額（非課税所得は含みません。）
利子所得	利子収入額と同額	退職所得	(収入金額－退職所得控除額) × 1 / 2
配当所得	収入金額－株式等の取得に要した負債の利子	山林所得	総収入金額－必要経費－特別控除額
不動産所得	総収入金額－必要経費	一時所得	総収入金額－支出金額－特別控除額
事業所得	総収入金額－必要経費	雑所得	●公的年金等の場合 収入金額（受け取る金額）－公的年金等控除額 ●公的年金等以外の場合 総収入金額－必要経費
譲渡所得	総収入金額－(取得費＋譲渡費用)－特別控除額		
給与所得	収入金額－給与所得控除額		

※公的年金等とは、厚生年金保険、国民年金、共済組合、恩給、厚生年金基金などです。 ※公的年金等以外とは、個人年金保険、郵便年金などです。

②収入が公的年金等または給与の場合の具体的な所得金額の計算方法は次のとおりです。

◇収入が公的年金等の場合

「公的年金等にかかる雑所得の金額」＝
「その年に受け取る年金額」－「公的年金等控除額」

●公的年金等控除額は、右表のように年齢と受け取る年金額に応じて異なります。

※受け取る年金額とは、社会保険料を含めた額です。

(例) 65歳未満の方で受け取っている年金額が80万円の場合
80万円 - 70万円 = 10万円
(受け取る年金額) (公的年金等控除額)

年金を受け取る人の年齢	受け取る年金額 (A)	公的年金等控除額
65歳未満	130万円未満	70万円
	130万円以上410万円未満	(A) × 25% + 37万5千円
	410万円以上770万円未満	(A) × 15% + 78万5千円
	770万円以上	(A) × 5% + 155万5千円
65歳以上	330万円未満	120万円
	330万円以上410万円未満	(A) × 25% + 37万5千円
	410万円以上770万円未満	(A) × 15% + 78万5千円
	770万円以上	(A) × 5% + 155万5千円

◇収入が給与の場合

「給与所得の金額」＝
「給与の収入金額」－「給与所得控除額」

●給与所得控除額は、右表のように給与の収入金額に応じて異なります。

(例) 給与の収入金額が90万円の場合
90万円 - 65万円 = 25万円
(給与の収入金額) (給与所得控除額)

給与の収入金額 (B)	給与所得控除額
180万円以下	(B) × 40% 上記金額が65万円に満たない場合は65万円
180万円超360万円以下	(B) × 30% + 18万円
360万円超660万円以下	(B) × 20% + 54万円
660万円超1000万円以下	(B) × 10% + 120万円
1000万円超1500万円以下	(B) × 5% + 170万円
1500万円超	245万円

5

年金にかかる源泉徴収税額

■年金にかかる所得税および復興特別所得税の源泉徴収税額は、次の計算式で計算した金額となります。

●計算式内の「社会保険料」とは年金から特別徴収された介護保険料および国民健康保険料（または後期高齢者医療保険料）の合計額です。

「扶養親族等申告書」を提出した場合

〔源泉徴収税額の計算〕（1円未満切捨て）

$$\text{源泉徴収税額} = (\text{年金支給額} - \text{社会保険料} - \text{各種控除額}) \times \text{合計税率} (5.105\%)$$

$$\text{合計税率} (5.105\%) = \text{所得税率} (5\%) \times 102.1\% (\text{※1})$$

退職共済年金受給者の方は、65歳になると源泉徴収税額の計算が変わり、政令で定める一定の額を差し引いた額を控除することになります。

〔源泉徴収税額の計算〕（1円未満切捨て）

$$\text{源泉徴収税額} = \{ \text{退職共済年金の年金支給額} - \text{社会保険料} - (\text{各種控除額} - \text{政令で定める一定の額※2}) \} \times \text{合計税率} (5.105\%)$$

$$\text{合計税率} (5.105\%) = \text{所得税率} (5\%) \times 102.1\% (\text{※1})$$

※2 計算式内の「政令で定める一定の額」とは、47,500円×その年金支給額の計算の基礎となった月数により算出された金額です。

〔※1〕合計税率については、⑦頁の「平成25年分の所得税から適用された復興特別所得税」をご参照願います。

《各種控除額》

対 象	控 除 の 種 類	月 割 控 除 額 (1 か 月 あ た り)
受給者全員	公的年金等控除、 基礎控除相当	【65歳未満の方】 1か月分の年金支払額×25%+65,000円（最低額9万円）
		【65歳以上の方】 1か月分の年金支払額×25%+65,000円（最低額13万5千円）
控除対象配偶者が いる場合	配偶者控除 — または —	32,500円
	老人控除対象配偶者相当	40,000円
控除対象扶養親族が いる場合（16歳以上）	扶養控除 — または —	32,500円×人数
	特定扶養親族控除 — または —	52,500円×人数
	老人扶養親族控除	40,000円×人数
受給者本人、控除対象 配偶者、扶養親族が 障害者の場合	普通障害者控除 — または —	22,500円×人数
	特別障害者控除 — または —	35,000円×人数
	同居特別障害者控除	62,500円×人数
受給者本人が寡婦、 特別寡婦、寡夫の場合	寡婦控除 — または —	22,500円
	特別寡婦控除 — または —	30,000円
	寡夫控除	22,500円

※障害者控除は、扶養親族が年少扶養親族（16歳未満）である場合においても適用されます。

※同居特別障害者控除は、控除対象配偶者または扶養親族のうち特別障害者に該当する人で、受給者本人、その配偶者または受給者本人と生計を一にするその他の親族のいずれかとの同居を常況としている人に適用されます。

「扶養親族等申告書」を提出しない場合

(源泉徴収税額の計算) (1円未満切捨て)

$$\text{源泉徴収税額} = \{ \text{年金支給額} - \text{社会保険料} - (\text{年金支給額} - \text{社会保険料}) \times 25\% \} \\ \times \text{合計税率} (10.21\%)$$

$$\text{合計税率} (10.21\%) = \text{所得税率} (10\%) \times 102.1\% (\ast 1)$$

(※1) 合計税率については、下記「平成25年分の所得税から適用された復興特別所得税」をご参照願います。

扶養親族等申告書をご提出いただけない場合は、扶養控除や障害者控除など各種控除が受けられず、ご提出いただいた場合と比べて多くの所得税が源泉徴収されます。

平成25年分の所得税から適用された復興特別所得税

平成23年12月2日に東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(平成23年法律117号)が公布され、「復興特別所得税」が創設されました。

- 復興特別所得税は、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に生ずる所得について源泉所得税を徴収する際、併せて源泉徴収されます。
- 復興特別所得税の源泉徴収は、所得税の源泉徴収の際に併せて行うこととされているため、源泉徴収の対象となる支払金額等に対して合計税率を乗じて計算した金額を源泉徴収します。
- 合計税率は次の計算で求めることになります。

$$\text{合計税率} = \text{所得税率} (\%) \times 102.1\%$$

(参考) 所得税率に応じた合計税率

	扶養親族等申告書の提出有り	扶養親族等申告書の提出無し
所得税率 (%)	5	10
合計税率 (%)	5.105	10.21

確定申告について

確定申告とは、その年の1月1日から12月31日までの期間内の収入・支出、医療費や扶養家族状況などから所得を計算した申告書を税務署へ提出し、納付すべき所得税を確定することを言います。

- 平成23年分の確定申告から、公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税について確定申告書の提出は不要となりました。
- 医療費控除による所得税の還付を受けるための申告書を提出することはできます。
- 確定申告書の提出を要しない場合であっても、住民税の申告は必要です。

確定申告の詳細については、お近くの税務署や税務相談室にお尋ねください。

こんなときは？ 早わかりQ&A

(Q1) 提出期限が過ぎてしまった場合、どうすればよいですか。

- (A1) 期限内に提出されない場合、各種控除が受けられず、期限内にご提出いただいた場合と比べて多くの所得税が源泉徴収されます。期限が過ぎても、すみやかにご提出ください。
※詳しくは、67頁「年金にかかる源泉徴収税額」をご参照ください。

(Q2) 扶養親族等申告書を汚したり、なくしたりした場合、どうすればよいですか。

- (A2) 日本年金機構ホームページより扶養親族等申告書を取得することができます。
または、年金事務所に扶養親族等申告書が備えてあります。

(Q3) 夫婦で年金を受けています。このたび、夫婦それぞれに扶養親族等申告書を送付されてきましたが、長男をそれぞれの扶養控除の対象とすることはできますか。

- (A3) この場合、ご夫婦のうちどちらか一方のみが、長男を扶養控除の対象とすることができます。

(Q4) 受給者が亡くなっている場合、扶養親族等申告書はどうすればよいですか。

- (A4) 扶養親族等申告書の提出は不要です。※なお、日本年金機構に住民票コードが登録されている方は、原則、死亡届の提出は不要です。(お亡くなりになった方にかかる未支給年金や遺族年金の手続きは必要です)

(Q5) 確定申告書の提出が不要になるのはどのような場合ですか。

- (A5) 公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ、公的年金等にかかる雑所得以外の所得金額が20万円以下の場合などは、確定申告書の提出が不要となります。
ただし次のようなケースでは、所得税の還付を受けるための申告書を提出することができます。
◇扶養親族等の人数が増加するなどにより、申告した扶養親族等申告書の内容に変更があった場合。(扶養親族等が年の途中で死亡された場合は、その年の扶養親族等として申告できます)
◇生命保険料控除や医療費控除などを受けようとする場合。
※なお、確定申告する際は、1月下旬頃に送付される公的年金等の源泉徴収票が必要となります。

(Q6) 現在、在職中ですが、特別支給の老齢厚生年金も受給しています。勤務している会社に平成26年分の申告書を提出する予定ですが、今回送付された年金にかかる申告書を提出する必要はありますか。

- (A6) 会社に勤務されている方も今回の年金にかかる扶養親族等申告書をご提出ください。
ただし、会社に勤務し、給与から所得税が源泉徴収されている方等の場合には、二重に各種控除(配偶者または扶養親族にかかる控除および受給者本人にかかる障害者控除等)を受けることはできません。年金にかかる申告書をご提出いただくことにより、公的年金等控除および基礎控除相当の控除を受けることができますので、給与にかかる申告書で扶養親族等に関する内容を会社に申告する場合、年金にかかる申告書には扶養親族等に関する内容を記入せずご提出ください。
なお、年金にかかる申告書をご提出いただいている場合で、会社の給与から源泉徴収される際に基礎控除を受けているときは、二重に基礎控除相当が控除されることとなります。後日、確定申告により税の精算を行ってください。
同様に、誤って、各種控除について二重に控除を受けてしまった場合も、確定申告によって税の精算を行ってください。

◆日本年金機構ホームページをご利用ください。

日本年金機構ホームページでは、扶養親族等申告書の具体的な記入方法、扶養親族等申告書に関するQ&Aや、お近くの年金事務所の所在地などをご覧いただけます。
また、扶養親族等申告書用紙をダウンロードすることもできますので、ご利用ください。

日本年金機構ホームページ <http://www.nenkin.go.jp/>

日本年金機構

検索

8

[平成26年分] 年金受給者のための 扶養親族等申告書の手引き

扶養親族等申告書について

- ① 老齢年金の年金額が、108万円以上（65歳以上の方は、158万円以上）の方に、「扶養親族等申告書（はがき）」をお送りしています。
- ② 老齢年金は、所得税法により雑所得として所得税がかかります。また、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法により復興特別所得税がかかります。扶養親族等申告書は、老齢年金に課税される所得税および復興特別所得税（復興特別所得税については、この手引きの⑦頁をご覧ください）の計算を行うために必要なものです。（障害年金、遺族年金には税金がかかりません。）
この手引き（②～⑤頁）を読んでから正確にご記入のうえ、下記の提出期限までにご提出ください。
- ③ 控除対象配偶者や扶養親族となる方がいない場合でも、受給者本人にかかる基礎控除を受けることができますので、「扶養親族等申告書（はがき）」をご提出ください。
- ④ 今回ご提出いただく「扶養親族等申告書（はがき）」は、平成26年2月以降にお支払いする年金から源泉徴収する税金の計算の基礎となるものです。
- ⑤ 扶養親族等の欄や摘要の欄に記入しきれない場合、便箋などに記入し、「扶養親族等申告書（はがき）」と一緒に封筒に入れご提出ください。なお、その際は、受給者の方の年金証書の基礎年金番号・年金コード、氏名、生年月日をご記入ください。

《提出期限》

平成25年12月2日(月)

※この提出期限までに届くように投函してください。

《提出先》

〒119-0220 東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号
日本年金機構

※この郵便番号は扶養親族等申告書の提出専用となっております。

提出にあたりご不明な点は「ねんきんダイヤル」へ！



0570-05-1165

050または070から始まる電話でおかけになる場合は

03-6700-1165

お問い合わせの際は、基礎年金番号がわかるものをご用意ください。

〈受付時間〉
月曜日 午前8:30～午後7:00
火～金曜日 午前8:30～午後5:15
第2土曜日 午前9:30～午後4:00

※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に午後7:00まで相談をお受けします。
※祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

- ナビダイヤルは、一般の固定電話からおかけになる場合は全国どこからでも、市内通話料金でご利用いただけます。ただし、一般の固定電話以外（携帯電話等）からおかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。
- 「03-6700-1165」の電話番号におかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。
- 「0570」の最初の「0」を省略したり、市外局番をつけて間違い電話になっているケースが発生していますので、おかけ間違いにはご注意ください。
- 月曜日など休日明けや、お客様のお手元に通知書が届いた直後(5日程度)は、電話がつながりにくくなっております。週の後半と月の後半は、つながりやすくなっておりますので、どうぞご利用ください。

扶養親族等申告書の記入方法

扶養親族等申告書

※お手数ですが、50円切手をお貼りいただきポストへの投函をお願いいたします。

表面

▲ **ご本人の郵便番号、住所、氏名を必ずご記入ください。**

差出人	住所	〒000-0000 東京都□□市 ×× ○丁目△番×号
	氏名	年金 太郎

※ 裏面もご記入ください。
この申告書の提出期限：平成25年12月2日

ア

▲ **ご本人の氏名、性別、電話番号をご記入のうえ、必ず押印してください。**
 > 国税通則法第124条の規定により押印しなければなりません。

イ

●「本人障害」欄について、障害がない場合は「無」、普通障害者の場合は「普通」、特別障害者の場合は「特別」を○で囲んでください。
 > 普通障害者または特別障害者に該当するかについては、「障害者とは」(この手引きの①頁)をご覧ください。
 > 障害者に該当する場合は、③「摘要」欄に、ご本人の氏名、身体障害者手帳等の種類と交付年月日、障害の程度(等級など)をご記入ください。
 > 介護保険法で定められている要介護認定の等級、各種公的年金制度から支給されている障害年金の等級などとは直接関係ありません。
 > 提出する際、障害の程度を示す証明書の添付は必要ありません。

ウ

●「寡婦・寡夫」欄について、寡婦の場合は「寡婦」、特別寡婦の場合は「特別寡婦」、寡夫の場合は「寡夫」を○で囲んでください。なお、いずれにも該当しない場合はご記入は不要です。
 > 寡婦、特別寡婦、寡夫に該当するかについては、「寡婦・特別寡婦・寡夫とは」(この手引きの④頁)をご覧ください。
 > 寡婦に該当する場合は、③「摘要」欄に、死別・離婚・生死不明の別、生計を一にする子がいる場合はその子の氏名および平成26年中の所得の見積額、扶養親族または生計を一にする子がいなかった場合はご本人の平成26年中の所得の見積額をご記入ください。
 > 特別寡婦に該当する場合は、③「摘要」欄に、死別・離婚・生死不明の別、ご本人の平成26年中の所得の見積額をご記入ください。
 > 寡夫に該当する場合は、③「摘要」欄に、死別・離婚・生死不明の別、生計を一にする子の氏名および平成26年中の所得の見積額、ご本人の平成26年中の所得の見積額をご記入ください。
 > 提出する際、寡婦・特別寡婦・寡夫を示す書類の添付は必要ありません。

エ

●「控除対象配偶者」欄は、下記に該当する控除対象配偶者の方についてご記入ください。
 「控除対象配偶者」とは、受給者本人と生計を同じくする配偶者で、所得のない方または平成26年中の所得の見積額が38万円以下の方のことをいいます。
 > 所得の金額の計算については、「所得金額の計算方法」(この手引きの⑥頁)をご覧ください。
 > 婚姻届を提出していない方は控除対象配偶者にはなりませんのでご注意ください。
 > 昭和20年1月1日以前に生まれた方(すでに70歳以上の方、または平成26年中に70歳になる方)については「老人控除対象配偶者」に該当しますので、「老人」を○で囲んでください。

↑ 穴あけエック用 ↓

扶養親族等申告書

裏面

【ご注意】 この数字は、事務処理上の整理番号で、基礎年金番号ではありません。

提出日をご記入ください。

平成26年分 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書

この枠の中は記入(押印)したり、汚したりしないでください。

平成 25年 11月 20日 提出

XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

◎平成26年分の申告の内容

控除対象扶養親族		年少扶養親族 (16歳未満)	本人障害	⑨ 16歳未満の扶養親族
障害なし	障害者	① 本人障害	② 本人障害	③ 障害者・特別障害者・寡夫
① 特定	② 老人	④ 普通障害者	⑤ 特別障害者(同居)	⑥ 特別障害者(その他)
③ 除	④ 特定	⑦ 老人	⑧ 老人	⑩ 普通障害者
⑤ 除	⑥ 特定	⑧ 老人	⑨ 老人	⑪ 普通障害者
⑦ 除	⑧ 特定	⑨ 老人	⑩ 老人	⑫ 普通障害者
⑩ 除	⑪ 特定	⑩ 老人	⑪ 老人	⑬ 普通障害者
⑫ 除	⑬ 特定	⑪ 老人	⑫ 老人	⑭ 普通障害者
⑭ 除	⑮ 特定	⑫ 老人	⑬ 老人	⑯ 普通障害者
⑯ 除	⑰ 特定	⑬ 老人	⑭ 老人	⑰ 普通障害者
⑰ 除	⑱ 特定	⑭ 老人	⑮ 老人	⑱ 普通障害者
⑱ 除	⑲ 特定	⑮ 老人	⑯ 老人	⑲ 普通障害者
⑲ 除	⑳ 特定	⑯ 老人	⑰ 老人	⑰ 普通障害者
⑳ 除	㉑ 特定	⑰ 老人	⑱ 老人	⑱ 普通障害者
㉑ 除	㉒ 特定	⑱ 老人	⑲ 老人	⑲ 普通障害者
㉒ 除	㉓ 特定	⑲ 老人	⑱ 老人	⑲ 普通障害者
㉓ 除	㉔ 特定	⑲ 老人	⑱ 老人	⑲ 普通障害者
㉔ 除	㉕ 特定	⑲ 老人	⑱ 老人	⑲ 普通障害者
㉕ 除	㉖ 特定	⑲ 老人	⑱ 老人	⑲ 普通障害者
㉖ 除	㉗ 特定	⑲ 老人	⑱ 老人	⑲ 普通障害者
㉗ 除	㉘ 特定	⑲ 老人	⑱ 老人	⑲ 普通障害者
㉘ 除	㉙ 特定	⑲ 老人	⑱ 老人	⑲ 普通障害者
㉙ 除	㉚ 特定	⑲ 老人	⑱ 老人	⑲ 普通障害者
㉚ 除	㉛ 特定	⑲ 老人	⑱ 老人	⑲ 普通障害者
㉛ 除	㉜ 特定	⑲ 老人	⑱ 老人	⑲ 普通障害者
㉜ 除	㉝ 特定	⑲ 老人	⑱ 老人	⑲ 普通障害者
㉝ 除	㉞ 特定	⑲ 老人	⑱ 老人	⑲ 普通障害者
㉞ 除	㉟ 特定	⑲ 老人	⑱ 老人	⑲ 普通障害者
㉟ 除	㊱ 特定	⑲ 老人	⑱ 老人	⑲ 普通障害者
㊱ 除	㊲ 特定	⑲ 老人	⑱ 老人	⑲ 普通障害者
㊲ 除	㊳ 特定	⑲ 老人	⑱ 老人	⑲ 普通障害者
㊳ 除	㊴ 特定	⑲ 老人	⑱ 老人	⑲ 普通障害者
㊴ 除	㊵ 特定	⑲ 老人	⑱ 老人	⑲ 普通障害者
㊵ 除	㊶ 特定	⑲ 老人	⑱ 老人	⑲ 普通障害者
㊶ 除	㊷ 特定	⑲ 老人	⑱ 老人	⑲ 普通障害者
㊷ 除	㊸ 特定	⑲ 老人	⑱ 老人	⑲ 普通障害者
㊸ 除	㊹ 特定	⑲ 老人	⑱ 老人	⑲ 普通障害者
㊹ 除	㊺ 特定	⑲ 老人	⑱ 老人	⑲ 普通障害者
㊺ 除	㊻ 特定	⑲ 老人	⑱ 老人	⑲ 普通障害者
㊻ 除	㊼ 特定	⑲ 老人	⑱ 老人	⑲ 普通障害者
㊼ 除	㊽ 特定	⑲ 老人	⑱ 老人	⑲ 普通障害者
㊽ 除	㊾ 特定	⑲ 老人	⑱ 老人	⑲ 普通障害者
㊾ 除	㊿ 特定	⑲ 老人	⑱ 老人	⑲ 普通障害者
㊿ 除	㉀ 特定	⑲ 老人	⑱ 老人	⑲ 普通障害者

官署支出官 厚生労働省年金局事業企画課長

【ご注意】 旧三公社(JR・JT・NTT)、農林の共済年金の申告書には、ここに「共済」の表示があります。 ※旧三公社の共済年金は、原則、受給権発生日が平成9年4月1日前のものに限ります。

事務処理上使用する欄ですので、ご記入いただく必要はありません。

穴あけチエツク用 ↓

●「控除対象扶養親族(16歳以上)」欄は、扶養親族のうち、平成11年1月1日以前に生まれた方について記入してください。

- 平成4年1月2日から平成8年1月1日までに生まれた方については「特定扶養親族」に該当しますので、「特定」を○で囲んでください。
- 昭和20年1月1日以前に生まれた方(すでに70歳以上の方、または平成26年中に70歳になる方)については「老人扶養親族」に該当しますので、「老人」を○で囲んでください。

●「扶養親族(16歳未満)」欄は、扶養親族のうち、平成11年1月2日以降に生まれた方についてご記入ください。

- 16歳未満の扶養親族については、扶養控除の対象外となりますが、障害者に該当する場合は障害者控除が適用されます。
- 「扶養親族(16歳未満)」欄は、地方税法第45条の3の3および第317条の3の3の規定による「公的年金等受給者の扶養親族申告書」の記載欄を兼ねています。

「控除対象扶養親族(16歳以上)」欄および「扶養親族(16歳未満)」欄に記入する「扶養親族」とは、受給者本人と生計を同じくする配偶者以外の親族で、所得のない方または平成26年中の所得の見積額が38万円以下の方のことをいいます。

●所得の金額の計算については、「所得金額の計算方法」(この手引きの⑥頁)をご覧ください。

●控除対象配偶者および扶養親族のうち、普通障害者(普通)、同居特別障害者(特別(同居))および別居特別障害者(特別(その他))に該当する方的人数をご記入ください(本人は含みません)。

「同居特別障害者」とは、受給者本人の控除対象配偶者または扶養親族が特別障害者であり、かつ、受給者本人、配偶者または受給者本人と生計を一にするその他の親族のいずれかとの同居を常況としている方のことをいいます。

●受給者本人が扶養親族等の対象者と同居している場合は、区分の「同居」を○で囲んでください。また、扶養親族等の対象者で別居している方がいる場合は、区分の「別居」を○で囲み、③「摘要」欄に、その方の氏名と住所をご記入ください。

●「障害」欄は、障害がない場合は「無」、普通障害者の場合は「普」、特別障害者の場合は「特」を○で囲んでください。

⑦

●また、障害者に該当する方がいる場合は、③「摘要」欄に、その方の氏名、身体障害者手帳等の種類と交付年月日、障害の程度（等級など）をご記入ください。

➢ 普通障害者または特別障害者に該当するかについては、下記の「障害者とは」をご覧ください。

➢ 介護保険法で定められている要介護認定の等級、各種公的年金制度から支給されている障害年金の等級などとは直接関係ありません。

➢ 提出する際、障害の程度を示す証明書の添付は必要ありません。

障害者とは 所得税法上の「普通障害者」と「特別障害者」とは、受給者本人または控除対象配偶者もしくは扶養親族の中で、その障害の内容により、次に該当する方をいいます。

障害の内容	普通障害者	特別障害者
① 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある方（※1）		該当するすべての方
② 精神保健指定医などから知的障害者と判定された方	中度または軽度と判定された方（療育手帳の障害の程度がBの方）	重度と判定された方（療育手帳の障害の程度がAの方）
③ 精神に障害がある方で精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方	右の程度以外の方	精神障害者保健福祉手帳の障害の程度が1級の方
④ 身体障害者手帳に身体上の障害がある方として記載されている方	障害の程度が3級から6級までの方	障害の程度が1級または2級の方
⑤ 戦傷病者手帳の交付を受けている方	右の程度以外の方	障害の程度が恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第3項症までの方
⑥ 原子爆弾の被爆による障害者として厚生労働大臣の認定を受けている方		該当するすべての方
⑦ 常に就床を要し、複雑な介護を要する方（※2）		該当するすべての方
⑧ 年齢が65歳以上で、福祉事務所長等から認定されている方	右の程度以外の方	①、②、④の特別障害者と同程度の障害がある方

※1 「精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況」とは、精神上の障害のため物事のよしあしを区別することができないか、できるとしてもそれによって行動することができない状態にあることをいいます。また、このことは、医師の診断書によって証明されますが、診断書の写しを申告書に添付する必要はありません。

※2 「常に就床を要し、複雑な介護を要する方」とは、引き続き6か月以上にわたって身体の障害により就床を要し、介護を受けなければ自ら排せつ等を行うことができない程度の状態にあると認められる方のことです。排せつ等の日常生活に支障のある寝たきりのままの方は該当することになります。なお、このことについて、特に証明するものではありませんが、症状が固定すれば身体障害者手帳の交付申請を行うことができます。

↑ 穴あけチエック用 ↓

かみ とくべつかみ かみ
寡婦・特別寡婦・寡夫とは

所得税法上の「寡婦」、「特別寡婦」、「寡夫」とは、受給者本人が、夫や妻と死別、もしくは離婚した後婚姻をしていない方、または夫や妻の生死が明らかでない方が以下の要件に該当する方をいいます。

区分	死別・離婚・生死不明の別	扶養親族等の要件	ご本人の所得要件	
①	離婚	扶養親族（子以外）がいる	なし	
②		扶養親族である子がいる	500万円超 (500万円以下なら特別寡婦)	
③		所得の見積額が38万円以下の生計を一にする子(※3)がいる	なし	
④	死別 生死不明	扶養親族（子以外）がいる	なし	
⑤		扶養親族である子がいる	500万円超 (500万円以下なら特別寡婦)	
⑥		所得の見積額が38万円以下の生計を一にする子(※3)がいる	なし	
⑦		扶養親族や生計を一にする子がない	500万円以下	
⑧	特別寡婦(女性)	離婚・死別・生死不明	扶養親族である子がいる	500万円以下 (500万円超なら寡婦)
⑨	寡夫(男性)	離婚・死別・生死不明	所得の見積額が38万円以下の生計を一にする子(※3)がいる	500万円以下

※3 子は、他の者の控除対象配偶者または扶養親族とされていない者に限られます。

4

「所得の種類・金額」欄は、平成26年中の所得の種類と金額(年間の見積額)をご記入ください。

ケ

- 所得の金額の計算については、下記の「所得金額の計算方法」をご覧ください。
- 計算の結果、所得の金額がマイナスの金額となった場合は、「0」万円とご記入ください。

所得金額の計算方法

①所得の種類(次の10種類)ごとの所得金額の計算方法は次のとおりです。

●障害年金、遺族年金は非課税所得ですので、所得には含みません。

所得の種類	所得金額 (非課税所得は含みません。)	所得の種類	所得金額 (非課税所得は含みません。)
利子所得	利子収入額と同額	退職所得	(収入金額－退職所得控除額)×1/2
配当所得	収入金額－株式等の取得に要した負債の利子	山林所得	総収入金額－必要経費－特別控除額
不動産所得	総収入金額－必要経費	一時所得	総収入金額－支出金額－特別控除額
事業所得	総収入金額－必要経費	雑所得	<ul style="list-style-type: none"> ●公的年金等の場合 収入金額(受け取る金額)－公的年金等控除額 ●公的年金等以外の場合 総収入金額－必要経費
譲渡所得	総収入金額－(取得費＋譲渡費用)－特別控除額		
給与所得	収入金額－給与所得控除額		

※ 公的年金等とは、厚生年金保険、国民年金、共済組合、恩給、厚生年金基金などです。

※ 公的年金等以外とは、個人年金保険、郵便年金などです。

②収入が公的年金等または給与の場合の具体的な所得金額の計算方法は次のとおりです。

◆収入が公的年金等の場合	年金を受け取る人の年齢	受け取る年金額 (A)	公的年金等控除額
「公的年金等にかかる雑所得の金額」＝ 「その年に受け取る年金額」－「公的年金等控除額」 ●公的年金等控除額は、右表のように 年齢と受け取る年金額に応じて異なります。 ※ 受け取る年金額とは、社会保険料を含めた額です。 (例) 65歳未満の方で受け取っている年金額が80万円の場合 80万円 － 70万円 = 10万円 (受け取る年金額) (公的年金等控除額)	65歳未満	130万円未満	70万円
		130万円以上410万円未満	(A)×25%+37万5千円
		410万円以上770万円未満	(A)×15%+78万5千円
		770万円以上	(A)×5%+155万5千円
	65歳以上	330万円未満	120万円
		330万円以上410万円未満	(A)×25%+37万5千円
		410万円以上770万円未満	(A)×15%+78万5千円
		770万円以上	(A)×5%+155万5千円

◆収入が給与の場合	給与の収入金額 (B)	給与所得控除額
「給与所得の金額」＝ 「給与の収入金額」－「給与所得控除額」 ●給与所得控除額は、右表のように 給与の収入金額に応じて異なります。 (例) 給与の収入金額が90万円の場合 90万円 － 65万円 = 25万円 (給与の収入金額) (給与所得控除額)	180万円以下	(B)×40%
		上記金額が65万円に満たない場合は65万円
	180万円超 360万円以下	(B)×30%+18万円
	360万円超 660万円以下	(B)×20%+54万円
	660万円超 1000万円以下	(B)×10%+120万円
	1000万円超 1500万円以下	(B)×5%+170万円
	1500万円超	245万円

5

年金にかかる源泉徴収税額

■年金にかかる所得税および復興特別所得税の源泉徴収税額は、次の計算式で計算した金額となります。

●計算式内の「社会保険料」とは年金から特別徴収された介護保険料および国民健康保険料（または後期高齢者医療保険料）の合計額です。

「扶養親族等申告書」を提出した場合

〔源泉徴収税額の計算〕（1円未満切捨て）

源泉徴収税額 = (年金支給額 - 社会保険料 - 各種控除額) × 合計税率 (5.105%)

合計税率 (5.105%) = 所得税率 (5%) × 102.1% (※1)

退職共済年金受給者の方は、65歳になると源泉徴収税額の計算が変わり、政令で定める一定の額を差し引いた額を控除することになります。

〔源泉徴収税額の計算〕（1円未満切捨て）

源泉徴収税額 = { 退職共済年金の年金支給額 - 社会保険料 - (各種控除額 - 政令で定める一定の額※2) } × 合計税率 (5.105%)

合計税率 (5.105%) = 所得税率 (5%) × 102.1% (※1)

※2 計算式内の「政令で定める一定の額」とは、47,500円×その年金支給額の計算の基礎となった月数により算出された金額です。

(※1) 合計税率については、⑦頁の「平成25年分の所得税から適用された復興特別所得税」をご参照願います。

《各種控除額》

対 象	控 除 の 種 類	月 割 控 除 額 (1 か 月 あ た り)
受給者全員	公的年金等控除、 基礎控除相当	【65歳未満の方】 1か月分の年金支払額×25%+65,000円（最低額9万円）
		【65歳以上の方】 1か月分の年金支払額×25%+65,000円(最低額13万5千円)
控除対象配偶者が いる場合	配偶者控除 — または —	32,500円
	老人控除対象配偶者相当	40,000円
控除対象扶養親族が いる場合（16歳以上）	扶養控除 — または —	32,500円×人数
	特定扶養親族控除 — または —	52,500円×人数
	老人扶養親族控除	40,000円×人数
受給者本人、控除対象 配偶者、扶養親族が 障害者の場合	普通障害者控除 — または —	22,500円×人数
	特別障害者控除 — または —	35,000円×人数
	同居特別障害者控除	62,500円×人数
受給者本人が寡婦、 特別寡婦、寡夫の場合	寡婦控除 — または —	22,500円
	特別寡婦控除 — または —	30,000円
	寡夫控除	22,500円

※障害者控除は、扶養親族が年少扶養親族（16歳未満）である場合においても適用されます。

※同居特別障害者控除は、控除対象配偶者または扶養親族のうち特別障害者に該当する人で、受給者本人、その配偶者または受給者本人と生計を一にするその他の親族のいずれかとの同居を常況としている人に適用されます。

「扶養親族等申告書」を提出しない場合

〔源泉徴収税額の計算〕（1円未満切捨て）

$$\text{源泉徴収税額} = \{ \text{年金支給額} - \text{社会保険料} - (\text{年金支給額} - \text{社会保険料}) \times 25\% \} \\ \times \text{合計税率} (10.21\%)$$

$$\text{合計税率} (10.21\%) = \text{所得税率} (10\%) \times 102.1\% (\ast 1)$$

(※1) 合計税率については、下記「平成25年分の所得税から適用された復興特別所得税」をご参照願います。

扶養親族等申告書をご提出いただけない場合は、扶養控除や障害者控除など各種控除が受けられず、ご提出いただいた場合と比べて多くの所得税が源泉徴収されます。

平成25年分の所得税から適用された復興特別所得税

平成23年12月2日に東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成23年法律117号）が公布され、「復興特別所得税」が創設されました。

- 復興特別所得税は、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に生ずる所得について源泉所得税を徴収する際、併せて源泉徴収されます。
- 復興特別所得税の源泉徴収は、所得税の源泉徴収の際に併せて行うこととされているため、源泉徴収の対象となる支払金額等に対して合計税率を乗じて計算した金額を源泉徴収します。
- 合計税率は次の計算で求めることになります。

$$\text{合計税率} = \text{所得税率} (\%) \times 102.1\%$$

(参考) 所得税率に応じた合計税率

	扶養親族等申告書の提出有り	扶養親族等申告書の提出無し
所得税率 (%)	5	10
合計税率 (%)	5.105	10.21

確定申告について

確定申告とは、その年の1月1日から12月31日までの期間内の収入・支出、医療費や扶養家族状況などから所得を計算した申告書を税務署へ提出し、納付すべき所得税を確定することを言います。

- 平成23年分の確定申告から、公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税について確定申告書の提出は不要となりました。
- 医療費控除による所得税の還付を受けるための申告書を提出することはできます。
- 確定申告書の提出を要しない場合であっても、住民税の申告は必要です。

確定申告の詳細については、お近くの税務署や税務相談室にお尋ねください。

こんなときは？ 早わかりQ&A

(Q1) 提出期限が過ぎてしまった場合、どうすればよいですか。

- (A1) 期限内に提出されない場合、各種控除が受けられず、期限内にご提出いただいた場合と比べて多くの所得税が源泉徴収されます。期限が過ぎても、すみやかにご提出ください。
※詳しくは、67頁「年金にかかる源泉徴収税額」をご参照ください。

(Q2) 扶養親族等申告書を汚したり、なくしたりした場合、どうすればよいですか。

- (A2) 日本年金機構ホームページより扶養親族等申告書を取得することができます。
または、年金事務所に扶養親族等申告書が備えてあります。

(Q3) 夫婦で年金を受けています。このたび、夫婦それぞれに扶養親族等申告書を送付されてきましたが、長男をそれぞれの扶養控除の対象とすることはできますか。

- (A3) この場合、ご夫婦のうちどちらか一方のみが、長男を扶養控除の対象とすることができます。

(Q4) 受給者が亡くなっている場合、扶養親族等申告書はどうすればよいですか。

- (A4) 扶養親族等申告書の提出は不要です。※なお、日本年金機構に住民票コードが登録されている方は、原則、死亡届の提出は不要です。(お亡くなりになった方にかかる未支給年金や遺族年金の手続きは必要です)

(Q5) 確定申告書の提出が不要になるのはどのような場合ですか。

- (A5) 公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ、公的年金等にかかる雑所得以外の所得金額が20万円以下の場合などは、確定申告書の提出が不要となります。
ただし次のようなケースでは、所得税の還付を受けるための申告書を提出することができます。
◇扶養親族等の人数が増加するなどにより、申告した扶養親族等申告書の内容に変更があった場合。(扶養親族等が年の途中で死亡された場合は、その年の扶養親族等として申告できます)
◇生命保険料控除や医療費控除などを受けようとする場合。
※なお、確定申告する際は、1月下旬頃に送付される公的年金等の源泉徴収票が必要となります。

(Q6) 現在、在職中ですが、特別支給の老齢厚生年金も受給しています。勤務している会社に平成26年分の申告書を提出する予定ですが、今回送付された年金にかかる申告書を提出する必要はありますか。

- (A6) 会社に勤務されている方も今回の年金にかかる扶養親族等申告書をご提出ください。
ただし、会社に勤務し、給与から所得税が源泉徴収されている方等の場合には、二重に各種控除(配偶者または扶養親族にかかる控除および受給者本人にかかる障害者控除等)を受けることはできません。年金にかかる申告書をご提出いただくことにより、公的年金等控除および基礎控除相当の控除を受けることができますので、給与にかかる申告書で扶養親族等に関する内容を会社に申告する場合、年金にかかる申告書には扶養親族等に関する内容を記入せずご提出ください。
なお、年金にかかる申告書をご提出いただいている場合で、会社の給与から源泉徴収される際に基礎控除を受けているときは、二重に基礎控除相当が控除されることとなります。後日、確定申告により税の精算を行ってください。
同様に、誤って、各種控除について二重に控除を受けてしまった場合も、確定申告によって税の精算を行ってください。

◆日本年金機構ホームページをご利用ください。

日本年金機構ホームページでは、扶養親族等申告書の具体的な記入方法、扶養親族等申告書に関するQ&Aや、お近くの年金事務所の所在地などをご覧いただけます。
また、扶養親族等申告書用紙をダウンロードすることもできますので、ご利用ください。

日本年金機構ホームページ <http://www.nenkin.go.jp/>

日本年金機構

検索

8

扶養親族等申告書の記入方法

お願い 扶養親族等の欄や摘要の欄に記入しきれない場合、便箋などに記入し、この「扶養親族等申告書」と一緒に封筒によりご提出ください。なお、その際は、受給者の方の年金証書の基礎年金番号・年金コード、氏名、生年月日をご記入ください。

ご本人の郵便番号、住所、氏名を必ずご記入ください。

扶養親族等申告書 表面

〒0000-0000 東京都〇〇市
 XX 〇丁目△番×号
 年金 太郎
 ※裏面もご記入ください。

ご本人の氏名、性別、電話番号をご記入のうえ、必ず押印してください。
 > 国税通則法第124条の規定により押印しなければなりません。

●「本人障害」欄について、障害がない場合は「無」、普通障害者の場合は「普通」、特別障害者の場合は「特別」を○で囲んでください。
 > 障害者に該当する場合は、「摘要」欄に、ご本人の氏名、身体障害者手帳等の種類と交付年月日、障害の程度(等級など)をご記入ください。
 > 介護保険法で定められている要介護認定の等級、各種公的年金制度から支給されている障害年金の等級などは直接関係ありません。
 > 提出する際、障害の程度を示す証明書の添付は必要ありません。

●「寡婦・寡夫」欄について、寡婦の場合は「寡婦」、特別寡婦の場合は「特別寡婦」、寡夫の場合は「寡夫」を○で囲んでください。なお、いずれにも該当しない場合はご記入は不要です。
 > 寡婦に該当する場合は、「摘要」欄に、死別・離婚・生死不明の別、生計を一にする子がいる場合はその子の氏名および平成26年中の所得の見積額、扶養親族または生計を一にする子がいらない場合はご本人の平成26年中の所得の見積額をご記入ください。
 > 特別寡婦に該当する場合は、「摘要」欄に、死別・離婚・生死不明の別、ご本人の平成26年中の所得の見積額をご記入ください。
 > 寡夫に該当する場合は、「摘要」欄に、死別・離婚・生死不明の別、生計を一にする子の氏名および平成26年中の所得の見積額、ご本人の平成26年中の所得の見積額をご記入ください。
 > 提出する際、寡婦・特別寡婦・寡夫を示す書類の添付は必要ありません。

●「控除対象配偶者」欄は、下記に該当する控除対象配偶者の方についてご記入ください。
 > 昭和20年1月1日以前に生まれた方については「老人控除対象配偶者」に該当しますので、「老人」を○で囲んでください。
 『控除対象配偶者』とは、受給者本人と生計を同じくする配偶者で、所得のない方または平成26年中の所得の見積額が38万円以下の方のことをいいます。
 > 婚姻届を提出していない方は控除対象配偶者にはなりませんのでご注意ください。

●「控除対象扶養親族(16歳以上)」欄は、扶養親族のうち、平成11年1月1日以前に生まれた方について記入してください。
 > 平成4年1月2日から平成8年1月1日までに生まれた方については「特定扶養親族」に該当しますので、『特定』を○で囲んでください。
 > 昭和20年1月1日以前に生まれた方については「老人扶養親族」に該当しますので、『老人』を○で囲んでください。
 ●「扶養親族(16歳未満)」欄は、扶養親族のうち、平成11年1月2日以降に生まれた方についてご記入ください。
 > 16歳未満の扶養親族については、扶養控除の対象外となりますが、障害者に該当する場合は障害者控除が適用されます。
 > 「扶養親族(16歳未満)」欄は、地方税法第45条の3の3および第317条の3の3の規定による「公的年金等受給者の扶養親族申告書」の記載欄を兼ねています。

「控除対象扶養親族(16歳以上)」欄および「扶養親族(16歳未満)」欄に記入する「扶養親族」とは、受給者本人と生計を同じくする配偶者以外の親族で、所得のない方または平成26年中の所得の見積額が38万円以下の方のことをいいます。

●控除対象配偶者および扶養親族のうち、普通障害者(普通)、同居特別障害者(特別(同居))および別居特別障害者(特別(その他))に該当する方の人数をご記入ください(本人は含みません)。
 『同居特別障害者』とは、受給者本人の控除対象配偶者または扶養親族が特別障害者であり、かつ、受給者本人、配偶者または受給者本人と生計を一にするその他の親族のいずれかとの同居を常況としている方のことをいいます。

扶養親族等申告書 裏面

平成26年分 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書

平成 年 月 日 提出

年金証書の基礎年金番号・年金コードをご記入ください
 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 1 5 0

平成26年分の申告書の内容

障害者	扶養親族	本人	配偶者	同居特別障害者	別居特別障害者	本人	配偶者	同居特別障害者	別居特別障害者
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

本人障害
 氏名: 太郎 性別: 男 生年月日: 26.8.9 障害: 特 所得の種類・金額: 給年 25 万円

控除対象配偶者
 氏名: 花子 性別: 女 生年月日: 55.1.28 障害: 無 所得の種類・金額: 0 万円

控除対象扶養親族(16歳以上)
 氏名: 花子 性別: 女 生年月日: 14.8.6 障害: 無 所得の種類・金額: 0 万円

扶養親族(16歳未満)所
 氏名: 太郎 性別: 男 生年月日: 26.4.18 障害: 特 所得の種類・金額: 0 万円

扶養親族(16歳未満)所
 氏名: 太郎 性別: 男 生年月日: 26.4.18 障害: 特 所得の種類・金額: 0 万円

受給者本人の住所: 東京都〇〇市△△〇丁目〇番〇号

提出日をご記入ください。

年金証書の基礎年金番号・年金コードをご記入ください。

事務処理上使用する欄ですので、ご記入していただく必要はありません。

●扶養親族等の対象者で別居している方がいる場合は、区分の「別居」を○で囲み、「摘要」欄に、その方の氏名と住所をご記入ください。また、扶養親族等の対象者と同居している場合は、区分の「同居」を○で囲んでください。

●「障害」欄は、障害がない場合は「無」、普通障害者の場合は「普」、特別障害者の場合は「特」を○で囲んでください。
 ●また、障害者に該当する方がいる場合は、「摘要」欄に、その方の氏名、身体障害者手帳等の種類と交付年月日、障害の程度(等級など)をご記入ください。
 > 介護保険法で定められている要介護認定の等級、各種公的年金制度から支給されている障害年金の等級などは直接関係ありません。
 > 提出する際、障害の程度を示す証明書の添付は必要ありません。

「所得の種類・金額」欄は、平成26年中の所得の種類と金額(年間の見積額)をご記入ください。
 ●計算の結果、所得の金額がマイナスの金額となった場合は、「0」万円とご記入ください。

提出にあたりご不明な点は『ねんきんダイヤル』へ!



0570-05-1165
 050または070から始まる電話でおかけになる場合は
 03-6700-1165

お問い合わせの際は、基礎年金番号がわかるものをご用意ください。
 <受付時間>
 月曜日 午前8:30~午後7:00
 火~金曜日 午前8:30~午後5:15
 第2土曜日 午前9:30~午後4:00
 ※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所初日午後7:00まで相談をお受けします。
 ※祝日(第2土曜日を除く)、12月29日~1月3日はご利用いただけません。
 ○ ナビダイヤルは、一般の固定電話からおかけになる場合は全国どこからでも、市内通話料金でご利用いただけます。ただし、一般の固定電話以外(携帯電話等)からおかけになる場合は、通常の通話料金が掛かります。
 ○ 「03-6700-1165」の電話番号におかけになる場合は、通常の通話料金が掛かります。
 ○ 「0570」の最初の「0」を省略したり、市外局番をつけて間違い電話になっているケースが発生していますので、おかけ間違いにはご注意ください。
 ○ 月曜日など休日明けや、お客様のお手元に通知書が届いた直後(5日程度)は、電話がつながりにくくなっております。週の後半と月の後半は、つながりやすくなっておりますので、どうぞご利用ください。

平成26年分 扶養親族等申告書に 関する照会・回答について

質問一覧

- 問1 申告書の送付対象者は、どのような方ですか。
- 問2 申告書が送達不能となった場合、再送付するのですか。
- 問3 厚生年金保険の老齢年金（年間支給額 200 万円）と国民年金の通算老齢年金（年間支給額 50 万円）を現在受給していますが、厚生年金保険の老齢年金についての申告書だけが送付されてきました。国民年金の通算老齢年金についての申告書は、提出する必要はないのでしょうか。
- 問4 厚生年金保険と共済組合から老齢または退職を支給事由とする年金をそれぞれ受給しています。今回、申告書が2枚届いたのですが、どうしてですか。また、2枚とも提出しなければならないのですか。
- 問5 現在在職中ですが、特別支給の老齢厚生年金も受給しています。勤務している会社に平成25年分の申告書を提出する予定ですが、今回送付された年金にかかる申告書を提出する必要はありますか。
- 問6 平成25年分の扶養親族等の内訳に変更があるときとは、どのような場合でしょうか。
- 問7 寡婦控除、特別寡婦控除とは、どのようなものですか。
- 問8 寡夫控除とは、どのようなものですか。
- 問9 平成25年分の扶養親族等の内訳に変更がある場合、変更がある項目だけを記入すればよいのでしょうか。
- 問10 非課税所得とは、どのようなものですか。
- 問11 控除対象配偶者や扶養親族に所得がある場合、年間の所得見積額が38万円以下でないと控除対象配偶者や扶養親族に該当しないこととなっていますが、所得の見積額はどのように計算するのでしょうか。
- 問12 平成26年中の所得の見積額を算出する際に用いる公的年金等控除等の各種控除の控除額は、確定申告の際の控除額とするのですか、それとも源泉徴収の月割控除額に基づく控除額とするのですか。
- 問13 特別支給の老齢厚生年金の他に老齢または退職を支給事由とする他の年金給付を受けています。申告書に記入する平成26年中の年間所得見積額は特別支給の老齢厚生年金の支給額のみでよいのでしょうか。
- 問14 私の配偶者は、特別支給の老齢厚生年金を受給していますが、パートで働いているため給与収入もあります。申告書に記入する平成26年中の年間所得見積額はどのように見積るのでしょうか。
- 問15 平成26年に受け取る年金額はどのように見積るのでしょうか。
- 問16 特別支給の老齢厚生年金から老齢基礎年金・老齢厚生年金への裁定替えとなる人の平成25年に受け取る年金額はどのように見積るのですか。
- 問17 不動産所得などがある場合、平成26年中の年間所得見積額はどのようにして見積るのでしょうか。
- 問18 「精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況」とはどのような状態をいいますか。また、何か証明できるものが必要となりますか。
- 問19 「精神保健医などから知的障害者と判定された方」とは、どのように判断するのでしょうか。
- 問20 「原子爆弾の被爆による障害者として厚生労働大臣の認定を受けている方」とは、どのような方ですか。
- 問21 「常に就床を要し、複雑な介護を要する方」とは、どのような状態をいい、どのように判断するのでしょうか。
- 問22 「年齢が65歳以上で、福祉事務所長等から認定されている方」とは、どのような方ですか。

- 問 23 所得金額等について自分では判断できないところがある場合、申告書に関係書類等を添付すれば、日本年金機構で判断してもらえるのでしょうか。
- 問 24 社会保険料が年金から特別徴収されている方の所得税額は、どのように計算されるのでしょうか。
- 問 25 復興特別所得税とは、どのようなものですか。
- 問 26 申告書を提出しなかった場合はどうなるのでしょうか。
- 問 27 申告書の提出が遅れたため 10.21%の課税が行われていますが、年の途中で提出してもよいのでしょうか。
- 問 28 平成 26 年の途中で年金額が 108 万円（65 歳以上は、158 万円）以上に増額改定されたときは、申告書を提出する必要がありますか。
- 問 29 申告書の提出後に申告内容に変更が生じた場合、なにか手続をする必要がありますか。
- 問 30 申告書を提出しましたが、処理されているのでしょうか。
- 問 31 同居特別障害者とはどのような方をいうのですか。
- 問 32 確定申告書の提出が不要になるのはどのような場合ですか。

参 考

- 問 1 源泉徴収における非課税限度額はいくらですか。
- 問 2 源泉徴収の控除額（年換算額）と確定申告の控除額はなぜ相違しているのですか。

平成26年分 扶養親族等申告書に 関する照会・回答について

平成26年分扶養親族等申告書の想定問答を掲載しましたので、業務の参考にしてください。

(注) 扶養親族等申告書を以下「申告書」といいます。

手書用の申告書を使用する際、必ず当年用(26年)を使用してください。

※手書用の申告書で、「過年分の申告書」が提出されているケースが散見されます。過年分の申告書は所得税法上、日本年金機構では処理できず、申告書は受給者本人に返戻することになります。お客様から過年分の所得税の申告手続き等に関するお問い合わせがあった場合、住所地を所轄する税務署または税務相談室にご相談いただきますようご案内願います。

問1 申告書の送付対象者は、どのような方ですか。

(答)

10月下旬に申告書を送付される方は、老齢または退職を支給事由としている年金の支給額が10月定期支払処理時点で下表に該当する方です。

また、12月に申告書を送付される方は、12月定期支払処理時点(10月に送付された者を除く)、翌年1月に申告書を送付される方は、1月随時支払処理時点(10月及び12月に送付された者を除く)、翌年2月に申告書を送付される方は、2月定期支払処理時点(10月、12月及び1月に送付された者を除く)で下表に該当する方です。

※ 10月定期支払処理後、新規に裁定された老齢または退職を支給事由とする年金の裁定請求をする際に申告書を提出されている方も再度提出が必要です。

65歳未満の方(昭和25年1月2日以後に生まれた方)	108万円以上
65歳以上の方(昭和25年1月1日以前に生まれた方)	158万円以上

なお、日本年金機構から扶養親族等申告書の送付対象となる退職共済年金(JR、JT、NTT、農林共済)の受給者は、老齢基礎年金が支給されている方の場合、退職共済年金の支給額が80万円以上の方となります。

問2 申告書が送達不能となった場合、再送付するのですか。

(答)

10月下旬に送付する申告書の送付先は、10月定期支払処理時点の裁定原簿の住所となっています。申告書が送達不能となった方のうち、12月定期支払処理時点までに住所変更が

処理されている方については、12月2日に、2月定期支払処理時点までに住所変更が処理されている方については、1月29日に再度、申告書を送付します。

なお、受給者から問い合わせがあったときには、年金事務所または街角の年金相談センターに備えつけてある手書用の申告書を用いて申告を行うことが可能であることも伝えてください。

問3 厚生年金保険の老齢年金（年間支給額200万円）と国民年金の通算老齢年金（年間支給額50万円）を現在受給していますが、厚生年金保険の老齢年金についての申告書だけが送付されてきました。国民年金の通算老齢年金についての申告書は、提出する必要はないのでしょうか。

（答）

所得税が源泉徴収される公的年金等は、1年間に支給される年金額が108万円（65歳以上の方については158万円）以上のものに限られます。この金額に満たない年金の受給者は、申告書を提出する必要がありませんので、日本年金機構から申告書が送付されません。

したがって、あなたの場合、国民年金の通算老齢年金については申告書を提出する必要はありません。

また、2つ以上の年金を受けている方は、確定申告をする必要がある場合がありますので、受給者が税務署に問い合わせをするよう指導してください。

問4 厚生年金保険と共済組合から老齢または退職を支給事由とする年金をそれぞれ受給しています。今回、申告書が2枚届いたのですが、どうしてですか。また、2枚とも提出しなければならないのですか。

（答）

所得税法の規定上、老齢または退職を支給事由とする年金を受けている方は、それぞれの年金の支給額が108万円（65歳以上の方は158万円（注））以上となる場合に、それぞれの年金について申告書を当該年金の支払者に提出しなければなりません。

そこで、厚生年金保険と共済組合から支給されている老齢または退職を支給事由とする年金（それぞれの年金の支給額が108万円（65歳以上の方は158万円（注））以上のものに限り、）を受けている方は、それぞれの年金にかかる申告書を提出していただく必要があります。

また、申告書が2枚以上送付された方は、後日、確定申告により税の精算を行ってください。

なお、配偶者または扶養親族にかかる控除および受給者本人にかかる障害者控除等の各種控除について、二重に控除を受けることはできません。

したがって、申告しようとする扶養親族等に関する内容（内訳）については、どちらか1枚の申告書にのみ記入してください。

（注）退職共済年金（JR、JT、NTT、農林共済）の受給者であって、老齢基礎年金が支給さ

れている方の場合は、退職共済年金の支給額が 80 万円以上

問5 現在在職中ですが、特別支給の老齢厚生年金も受給しています。勤務している会社に平成 26 年分の申告書を提出する予定ですが、今回送付された年金にかかる申告書を提出する必要はありますか。

(答)

会社に勤務されており、給与から源泉徴収されている方等の場合には、二重に各種控除（配偶者または扶養親族にかかる控除および受給者本人にかかる障害者控除等）を受けることはできませんが、年金にかかる申告書を提出することにより、公的年金等控除および基礎控除相当を受けることができます。

そのため、給与にかかる申告書で扶養親族等に関する内容を申告する場合には、年金にかかる申告書には扶養親族等に関する内容を記入しないで提出してください。

なお、年金にかかる申告書を提出している場合で、会社等の給与から源泉徴収される際に基礎控除を受けているときは、二重に基礎控除相当が控除されることとなるため、後日、確定申告により税の精算を行ってください。また、誤って、各種控除について二重に控除を受けてしまった場合も、確定申告によって税の精算を行ってください。

問6 平成 25 年分の扶養親族等の内訳に変更があるときは、どのような場合でしょうか。

(答)

たとえば、平成 25 年において、次のようなことがあった場合です。

(1) 控除対象配偶者の変更について

(ここで言う配偶者とは、婚姻の届出をしている者に限ります。)

- ① 婚姻したとき
- ② 配偶者と生計を別にしたとき（平成 26 年においても生計を別とするとき）
〈注〉配偶者が加給年金額対象者であったときは、加給年金額対象者不該当届が提出されていることを確認すること
- ③ 生計を別にしていた配偶者と生計を同じくすることとなったとき（平成 26 年においても生計を同じくするとき）
- ④ 配偶者の年間所得が 38 万円を超えることとなったとき（平成 26 年においても年間所得が 38 万円を超えると見込まれるとき）
- ⑤ 38 万円を超えていた配偶者の年間所得が 38 万円以下となったとき（平成 26 年においても年間所得が 38 万円以下と見込まれるとき）
- ⑥ 配偶者と離婚したとき
〈注〉配偶者が加給年金額対象者であったときは、加給年金額対象者不該当届が提出されていることを確認すること
- ⑦ 配偶者が亡くなったとき

〈注〉配偶者が加給年金額対象者であったときは、加給年金額対象者不該当届が提出されていることを確認すること

- ⑧ 平成 26 年中に配偶者の年齢が 70 歳（昭和 19 年 1 月 2 日から昭和 20 年 1 月 1 日までに生まれた方）になるとき
- ⑨ 配偶者が障害者（特別障害者または普通障害者）となったとき
- ⑩ 配偶者の障害の程度が軽くなったとき（特別障害者から普通障害者となったとき、障害者に該当しなくなったとき）
- ⑪ 配偶者の障害の程度が重くなったとき（普通障害者から特別障害者となったとき）
- ⑫ 婚姻している配偶者が配偶者控除を受けられる要件に新たに該当したとき
- ⑬同居していた特別障害者である配偶者と別居した時
- ⑭別居していた特別障害者である配偶者と同居した時

(2) 扶養親族の変更について

- ① 子が出生したとき
- ② 生計を別にした扶養親族がいるとき（平成 26 年においても生計を別にするとき）

〈注〉生計を別にした扶養親族が加給年金額対象者である子であるときは、加給年金額対象者不該当届が提出されていることを確認すること

- ③ 生計を別にしていた扶養親族と生計を同じくすることとなったとき（平成 26 年においても生計を同じくするとき）
- ④ 年間所得が 38 万円を超えることとなった扶養親族がいるとき（平成 26 年においても年間所得が 38 万円を超えると見込まれるとき）
- ⑤ 38 万円を超えていた年間所得が 38 万円以下となった扶養親族がいるとき（平成 26 年においても年間所得が 38 万円以下と見込まれるとき）

- ⑥ 亡くなった扶養親族がいるとき

〈注〉亡くなった扶養親族が加給年金額対象者である子であったときは、加給年金額対象者不該当届が提出されていることを確認すること

- ⑦ 平成 26 年中に年齢が 16 歳（平成 10 年 1 月 2 日から平成 11 年 1 月 1 日までに生まれた方）になる扶養親族がいるとき
- ⑧ 平成 26 年中に年齢が 19 歳（平成 7 年 1 月 2 日から平成 8 年 1 月 1 日までに生まれた方）になる扶養親族がいるとき
- ⑨ 平成 26 年中に年齢が 23 歳（平成 3 年 1 月 2 日から平成 4 年 1 月 1 日までに生まれた方）になる扶養親族がいるとき
- ⑩ 平成 26 年中に年齢が 70 歳（昭和 19 年 1 月 2 日から昭和 20 年 1 月 1 日までに生まれた方）になる扶養親族がいるとき
- ⑪ 障害者（特別障害者または普通障害者）となった扶養親族がいるとき
- ⑫ 障害者である扶養親族の障害の程度が軽くなったとき（特別障害者から普通障害者となったとき、障害者に該当しなくなったとき）
- ⑬ 障害者である扶養親族の障害の程度が重くなったとき（普通障害者から特別障害者となったとき）

- ⑭同居していた特別障害者である扶養親族と別居した時
- ⑮別居していた特別障害者である扶養親族と同居した時

(3) 受給者本人の変更について

- ① 障害者（特別障害者または普通障害者）となったとき
- ② 障害の程度が軽くなったとき（特別障害者から普通障害者となったとき、障害者に該当しなくなったとき）
- ③ 障害の程度が重くなったとき（普通障害者から特別障害者となったとき）
- ④ 受給者本人が「寡婦」、「寡夫」、「特別寡婦」となったとき。

※寡婦（寡夫）控除、特別寡婦控除について

第117回通常国会において、「現下の厳しい経済状況や雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律」が成立し、年金所得者の申告手続きの簡素化を図るため、公的年金等に係る源泉所得税額の計算について、控除対象とされる人的控除の範囲に、寡婦（寡夫）控除、特別寡婦控除が追加されました。

前回（平成25年分）の扶養親族等申告書から、寡婦（寡夫）控除、特別寡婦控除の申告欄を設けておりますが、平成25年分の扶養親族等の内訳を確認のうえ、「寡婦」「寡夫」「特別寡婦」に該当する場合は、扶養親族等の内訳に変更があるものとして申告書の記入方法等を指導してください。

問7 寡婦控除、特別寡婦控除とは、どのようなものですか。

（答）

寡婦控除、特別寡婦控除は女性の納税者（受給権者）が所得税法上の寡婦（特別寡婦）に当てはまる場合に受けられる所得控除です。

<寡婦の要件>

寡婦とは、納税者本人（受給権者）が、原則としてその年の12月31日の現況で、次のいずれかに当てはまる人です。控除できる金額は27万円（源泉徴収の際の月割控除額22,500円）です。

- (1) 夫と死別し、もしくは離婚した後婚姻をしていない人、または夫の生死が明らかでない人で、扶養親族がいる人または生計を一にする子がいる人です。
この場合の子は、総所得金額等が38万円以下で、他の人の控除対象配偶者や扶養親族となっていない人に限られます。
- (2) 夫と死別した後婚姻をしていない人、または夫の生死が明らかでない人で、合計所得金額が500万円以下の人です。この場合は扶養親族などの要件はありません。

<特別寡婦の要件>

寡婦に該当する方が次の要件のすべてを満たすときは、特別寡婦に該当し、寡婦控除の額27万円（源泉徴収の際の月割控除額22,500円）に8万円を加算した35万円（源泉徴収の際の月割控除額30,000円）とする特例があります。

- (1) 夫と死別し、または離婚した後婚姻をしていない人や夫の生死が明らかでない人。

- (2) 扶養親族である子がいる人。
- (3) 合計所得金額が 500 万円以下であること。

問 8 寡夫控除とは、どのようなものですか。

(答)

寡夫控除は男性の納税者（受給権者）が所得税法上の寡夫に当てはまる場合に受けられる所得控除です。控除できる金額は 27 万円（源泉徴収の際の月割控除額 22,500 円）です。

<寡夫の要件>

寡夫とは、納税者本人（受給権者）が原則としてその年の 12 月 31 日の現況で、次の三つの要件のすべてに当てはまる人です。

- (1) 合計所得金額が 500 万円以下であること。
- (2) 妻と死別し、もしくは離婚した後婚姻をしていないこと、または妻の生死が明らかでない人。
- (3) 生計を一にする子がいること。この場合の子は、総所得金額等が 38 万円以下で、他の人の控除対象配偶者や扶養親族となっていない人に限られます。

問 9 平成 25 年分の扶養親族等の内訳に変更がある場合、変更がある項目だけを記入すればよいのでしょうか。

(答)

変更がある項目だけを記入するのではなく、すべての項目を記入してください。

問 10 非課税所得とは、どのようなものですか。

(答)

非課税所得とは、次のようなものをいいます。

- ・ 死亡を支給事由とする年金（遺族が受ける恩給も含まれます。）
- ・ 障害を支給事由とする年金（障害を負ったことにより受ける恩給も含まれます。）
- ・ 65 歳以上の老人、一定の寡婦、身体障害者のマル優制度や財産形成貯蓄制度を利用した利子や配当金等
- ・ 損害賠償金、慰謝料、見舞金等
- ・ 雇用保険の失業給付
- ・ 労働基準法の休業補償等
- ・ 労働者災害補償保険の給付
- ・ 家具、什器、衣服などの生活用動産の売却による所得

問 11 控除対象配偶者や扶養親族に所得がある場合、年間の所得見積額が 38 万円以下でないと控除対象配偶者や扶養親族に該当しないこととなっていますが、所得の見積額はどのように計算するのでしょうか。

(答)

所得の見積額とは、各種の所得合計額からそれぞれ必要経費、給与所得控除額、公的年金等控除額などを差し引いた、その年に得られる所得金額のことです。

[例 1] 所得が給与(パートを含む)だけの方

給与収入が 103 万円以下のときは、給与所得控除額が最低 65 万円となっていますので、これを差し引くと所得金額は 38 万円以下となります。

[例 2] 所得が老齢(退職)年金だけの方

65 歳未満の方は、受け取る年金額が 108 万円以下のときは、公的年金等控除額が最低 70 万円となっていますので、これを差し引くと所得金額は 38 万円以下となります。

65 歳以上の方は、受け取る年金額が 158 万円以下のときは、公的年金等控除額が最低 120 万円となっていますので、これを差し引くと所得金額は 38 万円以下となります。

問 12 平成 26 年中の所得の見積額を算出する際に用いる公的年金等控除等の各種控除の控除額は、確定申告の際の控除額とするのですか、それとも源泉徴収の月割控除額に基づく控除額とするのですか。

(答)

所得税法で規定されている各種控除の控除額は確定申告を行う際に適用される控除額です。したがって、申告書に記入する所得金額は、平成 26 年中に得られるであろう収入から確定申告を行う際に適用される各種控除の控除額を差し引くことにより算出された額です。

問 13 特別支給の老齢厚生年金の他に老齢または退職を支給事由とする他の年金給付を受けています。申告書に記入する平成 26 年中の年間所得見積額は特別支給の老齢厚生年金の支給額のみでよいのですか。

(答)

老齢または退職を支給事由とする公的年金等は、所得税法の規定上、「雑所得」となっています。そこで、平成 26 年中に受け取る老齢または退職を支給事由とする年金は、すべて合計して年間所得見積額を計算します。

[例] 特別支給の老齢厚生年金 他老齢給付 公的年金等控除 年間所得見積額
(200 万円 + 80 万円) - (280 万円 × 25% + 37.5 万円) = 172.5 万円

問 14 私の配偶者は、特別支給の老齢厚生年金を受給していますが、パートで働いているため給与収入もあります。申告書に記入する平成 26 年中の年間所得見積額はどのように見積るのでしょうか。

(答)

受け取っている年金額より公的年金等控除額を差し引いた額と、給与の収入金額より給与所得控除額を差し引いた額を合算して算出します。

[例]

●年金

$$\begin{array}{rcl} \text{受け取る年金額} & \text{公的年金等控除} & \\ 80 \text{ 万円} & - 70 \text{ 万円} & = 10 \text{ 万円} \end{array}$$

●給与

$$\begin{array}{rcl} \text{給与の収入金額} & \text{給与所得控除額} & \\ 90 \text{ 万円} & - 65 \text{ 万円} & = 25 \text{ 万円} \end{array}$$

合計所得の
35 万円を記入する

問 15 平成 26 年に受け取る年金額はどのように見積るのでしょうか。

(答)

平成 25 年に通知された年金額（「年金振込通知書」に記載されている各支払月毎の「年金支払額」を 6 倍した金額）を平成 26 年に受け取る年金の見積額として差し支えありません。

問 16 特別支給の老齢厚生年金から老齢基礎年金・老齢厚生年金への裁定替えとなる人の平成 26 年に受け取る年金額はどのように見積るのですか。

(答)

平成 25 年に通知された特別支給の老齢厚生年金の年金額（「年金振込通知書」に記載されている各支払月毎の「年金支払額」を 6 倍した金額）を平成 26 年に受け取る年金の見積額として差し支えありません。

問 17 不動産所得などがある場合、平成 26 年中の年間所得見積額はどのようにして見積るのでしょうか。

(答)

平成 25 年に得られる所得により見積額を算出します。

詳しい見積額の算出については、住所地を所轄する税務署または税務相談室におたずねください。

なお、年金以外の収入がある方は、翌年、確定申告を行う必要があります。

問 18 「精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況」とはどのような状態をいいますか。また、何か証明できるものが必要となりますか。

(答)

「精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況」とは、精神上の障害のため物事のよしあしが区別することができないか、できるとしてもそれによって行動することができない状態にあることをいいます。

また、「精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況」にあることは、医師の診断書によって証明されますが、診断書の写しを申告書に添付する必要はありません。

問 19 「精神保健医などから知的障害者と判定された方」とは、どのように判断するのでしょうか。

(答)

都道府県知事は知的障害者に対してその申請に基づいて「療育手帳」を交付することとされています。なお、障害の程度が重度の方の場合には、療育手帳の障害の程度の記載欄にAと、その他の場合には、Bと表示されることとなっています。

問 20 「原子爆弾の被爆による障害者として厚生労働大臣の認定を受けている方」とは、どのような方ですか。

(答)

被爆者の負傷または疾病が原爆の傷害作用に起因するもので厚生労働大臣が医療を施さなければならないと認定された方をいいます。

なお、該当する方の場合には、厚生労働大臣から「認定書」が交付され、「医療特別手当」が支給されています。

また、「被爆者健康手帳」の交付を受け、特別手当や健康管理手当を受けている方は、対象となりません。

問 21 「常に就床を要し、複雑な介護を要する方」とは、どのような状態をいい、どのように判断するのでしょうか。

(答)

「常に就床を要し、複雑な介護を要する方」とは、引き続き6ヶ月以上にわたって身体の障害により就床を要し、介護を受けなければ自ら排せつ等を行うことができない程度の状態にあると認められる方のことです。排せつ等の日常生活に支障のある寝たきりのままの方は該当することになります。

なお、「常に就床を要し、複雑な介護を要する方」であることについて、特に証明するものではありませんが、症状が固定すれば身体障害者手帳の交付申請を行うことができます。

問 22 「年齢が 65 歳以上で、福祉事務所長等から認定されている方」とは、どのような方ですか。

(答)

たとえば、いわゆる認知症や老人による肢体不自由などの障害のある方をいいます。

問 23 所得金額等について自分では判断できないところがある場合、申告書に関係書類等を添付すれば、日本年金機構で判断してもらえるのでしょうか。

(答)

日本年金機構では判断いたしかねますので、住所地を所管する税務署または税務相談室に相談してください。

問 24 社会保険料が年金から特別徴収されている方の所得税額は、どのように計算されるのでしょうか。

(答)

社会保険料は、社会保険料控除として税金の控除対象とされており、特別徴収された社会保険料がある場合には、年金支給額から社会保険料を控除した額の年金支給があったものとされています。

したがって、税額計算の際の年金支給額を、特別徴収された社会保険料を控除した後の額をもって計算しています。

なお、この控除は、申告書の提出の有無に関わらず行います。

※「社会保険料」とは、年金から特別徴収された介護保険料及び国民健康保険料(また後期高齢者医療保険料)の合計額です。

問 25 復興特別所得税とは、どのようなものですか。

(答)

第 179 回臨時国会において、「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」が成立し、「復興特別所得税」が創設されました。

(既に平成 25 年 2 月定期に支払われた年金から復興特別所得税の課税対象となっています。)

※ 源泉徴収される所得税および復興特別所得税は、合計税率により併せて計算するため、それぞれの税額を算出することはできません（年金振込通知書等やWM上でも併せた税額のみを表示しています）。詳しくは、税務署や税務相談室にご相談いただく、または国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp>）をご案内いただくこととなります

<復興特別所得税の概要>

- 復興特別所得税は、平成 25 年 1 月 1 日から平成 49 年 12 月 31 日までの間に生ずる所得について源泉所得税を徴収する際、併せて源泉徴収されます。
 - ※ 国外居住者に支払う年金も復興特別所得税の課税対象となります。
 - ※ 平成 25 年 2 月定期支払期の年金から復興特別所得税の課税対象となります。
 - ※ 平成 25 年 1 月随時支払期に支払われる年金（本来、平成 24 年 12 月支払期以前に支払われるべき年金に限る。）は、復興特別所得税の課税対象外となります。
 - ※ 平成 25 年 2 月以降、平成 24 年 12 月以前の遡及支払が行われた場合、当該遡及支払の年金は復興特別所得税の課税対象外となります。

- 源泉徴収される復興特別所得税の額は、源泉徴収される所得税の 2.1%相当額とされています。

- 復興特別所得税の源泉徴収は、所得税の源泉徴収の際に併せて行うこととされているため、源泉徴収の対象となる支払金額等に対して合計税率を乗じて計算した金額を源泉徴収します。

- 源泉徴収税率（合計税率）は次の計算で求めることとなります。

$$\text{合計税率} = \text{所得税率} (\%) \times 102.1\%$$

(参考) 所得税率に応じた合計税率

- ◇ 扶養親族等申告書提出有り…合計税率 (5.105%) = 所得税率 (5%) × 102.1%
- ◇ 扶養親族等申告書提出無し…合計税率 (10.21%) = 所得税率 (10%) × 102.1%

問 26 申告書を提出しなかった場合はどうなるのでしょうか。

(答)

申告書を提出しなかった場合は、各種控除を受けることができず、特別徴収された社会保険料と公的年金控除を控除した後の年金支給額の 10.21%が所得税および復興特別所得税として源泉徴収されます。したがって、申告書を提出された場合に比べ、多くの所得税が源泉徴収されます。

- ※ 「10.21%」は、復興特別所得税を含む合計税率です。
合計税率 (10.21%) = 所得税率 (10%) × 102.1%

$$\text{源泉徴収税額} = \{ \text{年金支給額} - \text{社会保険料} - (\text{年金支給額} - \text{社会保険料}) \times 25\% \} \times \text{合計税率 (10.21\%)} \\ \text{公的年金控除}$$

問 27 申告書の提出が遅れたため 10.21%の課税が行われていますが、年の途中で提出してもよいのでしょうか。

(答)

申告書は、提出期限（12月2日）までに提出する必要があります。

仮に提出が遅れた場合には、いつでも提出することができますが、すみやかにご提出ください。

※2月定期支払期にかかる諸変更締切日後に提出があったもの及び入力に間に合わなかったものについては、3月から4月の支払で調整します。

問 28 平成 26 年の途中で年金額が 108 万円（65 歳以上は、158 万円）以上に増額改定されたときは、申告書を提出する必要がありますか。

(答)

平成 26 年において年金から所得税を源泉徴収すべき者か否かについては、平成 26 年の最初の年金支払日の前日（平成 26 年は、2 月 13 日）の現況において判断しますので、年の途中で増額改定されても、年金から所得税は源泉徴収しません。

このような場合は、翌年（平成 27 年 2 月から 3 月）に確定申告を行っていただく必要が生じることがあります。

(注) いわゆる「別個の給付」を受給している者が、平成 26 年中に特例支給開始年齢に達し、定額部分が開始される場合、また、雇用保険との調整が終了し、支給停止が解除される場合も同様となります。

問 29 申告書の提出後に申告内容に変更が生じた場合、なにか手続をする必要がありますか。

(答)

申告書の提出後に申告内容に変更があった場合（婚姻した場合、障害者になった場合、寡婦（特別寡婦、寡夫）になった場合、扶養親族の要件に該当しなくなった方がいるとき等）に生じる所得税の過不足は、翌年の確定申告を行っていただくことにより精算していただくこととなります。

問 30 申告書を提出しましたが、処理されているのでしょうか。

(答)

平成 25 年 12 月 2 日までに提出していただいた方は、平成 26 年 1 月 14 日から 20 日までの間で順次画面照写することとしています。平成 26 年 1 月 14 日から 20 日までに照写した分は、2 月定期支払分から源泉徴収税額の計算に反映されます。

その後の照写は、平成 26 年 2 月 5 日・平成 26 年 2 月 13 日・平成 26 年 3 月 5 日・平成 26 年 3 月 18 日を予定しております。これらの日に照写された分は、4 月定期支払分から源泉徴収税額の計算に反映されます。

※ 上記のスケジュールをもとに受給者にお伝えいただくようお願いします。

問 31 同居特別障害者とはどのような方をいうのですか。

(答)

特別障害者である控除対象配偶者や扶養親族で、受給者本人、その配偶者、受給者本人と生計を一にする親族のどなたかとの同居を常としている方のことをいいます。

問 32 確定申告書の提出が不要になるのはどのような場合ですか。

(答)

公的年金等の収入金額が 400 万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が 20 万円以下の場合などは、確定申告書の提出が不要となります。

この場合であっても、次のようなケースに該当するときには、所得税の還付を受けるための申告書を提出することができます。

- ・扶養親族等の人数が増加するなどにより申告した扶養親族等申告書の内容に変更があった場合。(扶養親族等が年の途中で死亡された場合は、その年の扶養親族等として申告できます。)
- ・生命保険料控除や医療費控除などを受けようとする場合。

参考

問1 源泉徴収における非課税限度額はいくらですか。

(答)

1 65歳未満の場合

(支払年金額が108万円以上で、扶養親族等申告書の提出がある場合)

① 控除対象配偶者および扶養親族がいない者である場合

公的年金等控除および基礎控除相当	9万円
------------------	-----

したがって、非課税限度額は、月額では9万円となり、年額に換算すると108万円となります。

② 控除対象配偶者(70歳未満)がいる者である場合

公的年金等控除および基礎控除相当	9.75万円
------------------	--------

配偶者控除および配偶者特別控除相当	3.25万円
-------------------	--------

計	13万円
---	------

したがって、非課税限度額は、月額では13万円となり、年額に換算すると156万円となります。

※ 控除対象配偶者がいる場合の公的年金等控除および基礎控除相当の計算方法

$$0.25X + 6.5 \text{万円} + 3.25 \text{万円} \geq X \quad \therefore X \leq 13 \text{万円}$$

$$13 \text{万円} - 3.25 \text{万円} = 9.75 \text{万円}$$

2 65歳以上の場合

(支払年金額が158万円以上で、扶養親族等申告書の提出がある場合)

① 控除対象配偶者および扶養親族がいない者である場合

公的年金等控除および基礎控除相当	13.5万円
------------------	--------

したがって、非課税限度額は、月額では13.5万円となり、年額に換算すると162万円となります。

② 控除対象配偶者(70歳未満)がいる者である場合

公的年金等控除および基礎控除相当	13.5万円
------------------	--------

配偶者控除および配偶者特別控除相当	3.25万円
-------------------	--------

計	16.75万円
---	---------

したがって、非課税限度額は、月額では16.75万円となり、年額に換算すると201万円となります。

※ 控除対象配偶者がいる場合の公的年金等控除および基礎控除相当の計算方法

$$0.25X + 6.5 \text{万円} + 3.25 \text{万円} \geq X \quad \therefore X \leq 13 \text{万円} \quad \text{となるが}$$

公的年金控除および基礎控除相当

$$0.25 \times 13 \text{万円} + 6.5 \text{万円} = 9.75 \text{万円} \quad \text{となり、最低の13.5万円を下回るので}$$

$$13.5 \text{万円} + 3.25 \text{万円} \geq X \quad \therefore X \leq 16.75 \text{万円}$$

$$16.75 \text{万円} - 3.25 \text{万円} = 13.5 \text{万円}$$

問2 源泉徴収の控除額（年換算額）と確定申告の控除額はなぜ相違しているのですか。

(答)

所得税法では、納税者の税負担能力に応じた課税を行うために各種の控除が設けられています。公的年金については、その年中の収入金額から差し引かれる公的年金等控除が設けられています。

公的年金等への所得税の課税方法は、公的年金等の支払者がその支払時に所得税額を差し引いて受給者に支払う源泉徴収制が採用されています。このことにより、支払う年金額の算出が月単位で行われていることと同様に、年金から所得税を源泉徴収する際の各種の控除額は、月割額で定められています。

他方、確定申告による控除額は年分の所得に対して控除する額となっています。

したがって、確定申告の際の控除額は年分であるのに対し、年金の各支払期の控除額が年分の控除額を12で除した月割額となっていないため、次の表のとおり年金から源泉徴収する際の控除額（年換算額）と確定申告の控除額が相違することになります。

区分		源泉徴収の控除額		確定申告の控除額（年分）
		月割控除額	月割控除額×12月	
公的年金等控除 +基礎控除	65歳以上	1ヶ月分年金支給額×25%+ 6.5万円 最低 135,000円	非課税限度額 最低 162万円	最低 120万円+38万円= 158万円
	65歳未満	1ヶ月分年金支給額×25%+ 6.5万円 最低 90,000円	非課税限度額 最低 108万円	最低 70万円+38万円= 108万円
配偶者控除	配偶者控除および 配偶者特別控除相当 32,500円		39万円	控除対象配偶者のうち、一般 の控除対象配偶者の場合 最高 38万円
	配偶者控除および配偶者特 別控除相当 +老人控除対象配偶者の控 除の増分相当 40,000円		48万円	控除対象配偶者のうち老人 控除対象配偶者の場合 48万円

確定申告をする必要があるかどうかについては、受給者が税務署に問い合わせをするよう指導してください。

また、確定申告による所得税額の計算は、住所地を所轄する税務署または税務相談室に相談するよう指導してください。

平成26年分扶養親族等申告書 初回発送日・地区別件数表

(別添3)

郵便番号 上2桁	都道府県	割引	件数 (総検分)	件数 (新規分)	合計	差出日
00	北海道	特特割	52,197	4,217	56,414	10/26(土)
01	秋田県	特特割	43,866	3,628	47,494	10/25(金)
02	岩手県	特特割	50,745	5,171	55,916	10/25(金)
03	青森県	特特割	42,845	3,871	46,716	10/25(金)
04	北海道	特特割	34,033	2,906	36,939	10/26(土)
05	北海道	特特割	28,070	2,172	30,242	10/26(土)
06	北海道	特特割	61,952	5,076	67,028	10/26(土)
07	北海道	特特割	32,311	2,727	35,038	10/26(土)
08	北海道	特特割	28,299	2,504	30,803	10/26(土)
09	北海道	特特割	17,484	1,596	19,080	10/26(土)
10	東京都	特特割	16,620	1,915	18,535	10/22(火)
11	東京都	特特割	40,315	4,186	44,501	10/22(火)
12	東京都	特特割	45,714	4,552	50,266	10/22(火)
13	東京都	特特割	55,902	5,714	61,616	10/22(火)
14	東京都	特特割	51,762	5,076	56,838	10/22(火)
15	東京都	特特割	62,121	5,825	67,946	10/22(火)
16	東京都	特特割	52,160	4,796	56,956	10/22(火)
17	東京都	特特割	65,805	6,187	71,992	10/22(火)
18	東京都	特特割	78,357	5,989	84,346	10/22(火)
19	東京都	特特割	108,104	7,746	115,850	10/22(火)
20	東京都	特特割	46,906	3,500	50,406	10/22(火)
21	神奈川県	特特割	66,578	5,707	72,285	10/22(火)
22	神奈川県	特特割	72,071	5,458	77,529	10/22(火)
23	神奈川県	特特割	112,586	8,340	120,926	10/22(火)
24	神奈川県	特特割	147,893	9,912	157,805	10/22(火)
25	神奈川県	特特割	170,553	12,333	182,886	10/22(火)
26	千葉県	特特割	58,876	4,243	63,119	10/23(水)
27	千葉県	特特割	187,353	14,159	201,512	10/23(水)
28	千葉県	特特割	52,134	4,187	56,321	10/23(水)
29	千葉県	特特割	62,868	4,863	67,731	10/23(水)
30	茨城県	特特割	70,777	6,041	76,818	10/23(水)
31	茨城県	特特割	80,471	6,058	86,529	10/23(水)
32	栃木県	特特割	100,498	9,209	109,707	10/23(水)
33	埼玉県	特特割	100,933	8,126	109,059	10/23(水)
34	埼玉県	特特割	92,842	7,345	100,187	10/23(水)
35	埼玉県	特特割	134,654	10,007	144,661	10/23(水)
36	埼玉県	特特割	72,760	5,407	78,167	10/23(水)
37	群馬県	特特割	105,173	9,362	114,535	10/24(木)
38	長野県	特特割	61,047	5,501	66,548	10/24(木)
39	長野県	特特割	66,964	6,255	73,219	10/24(木)
40	山梨県	特特割	36,535	3,583	40,118	10/22(火)
41	静岡県	特特割	81,141	6,717	87,858	10/23(水)
42	静岡県	特特割	74,266	6,515	80,781	10/23(水)
43	静岡県	特特割	83,148	6,674	89,822	10/23(水)
44	愛知県	特特割	101,802	7,951	109,753	10/24(木)
45	愛知県	特特割	68,677	5,173	73,850	10/24(木)
46	愛知県	特特割	62,768	4,899	67,667	10/24(木)
47	愛知県	特特割	85,854	6,270	92,124	10/24(木)
48	愛知県	特特割	69,851	4,950	74,801	10/24(木)
49	愛知県	特特割	52,299	3,540	55,839	10/24(木)
50	岐阜県	特特割	120,960	9,694	130,654	10/25(金)

郵便番号 上2桁	都道府県	割引	件数 (総検分)	件数 (新規分)	合計	差出日
51	三重県	特特割	115,049	8,772	123,821	10/25(金)
52	滋賀県	特特割	84,451	6,515	90,966	10/24(木)
53	大阪府	特特割	47,456	3,949	51,405	10/23(水)
54	大阪府	特特割	30,331	2,613	32,944	10/23(水)
55	大阪府	特特割	40,898	3,735	44,633	10/23(水)
56	大阪府	特特割	112,682	7,555	120,237	10/23(水)
57	大阪府	特特割	96,741	7,277	104,018	10/23(水)
58	大阪府	特特割	60,548	4,096	64,644	10/23(水)
59	大阪府	特特割	98,963	7,659	106,622	10/23(水)
60	京都府	特特割	44,498	3,572	48,070	10/24(木)
61	京都府	特特割	79,768	5,552	85,320	10/24(木)
62	京都府	特特割	23,750	2,005	25,755	10/24(木)
63	奈良県	特特割	86,508	6,078	92,586	10/24(木)
64	和歌山県	特特割	54,134	4,044	58,178	10/25(金)
65	兵庫県	特特割	109,827	7,855	117,682	10/24(木)
66	兵庫県	特特割	120,175	8,207	128,382	10/24(木)
67	兵庫県	特特割	123,728	8,832	132,560	10/24(木)
68	鳥取県	特特割	29,586	2,962	32,548	10/25(金)
69	鳥取県	特特割	35,900	3,507	39,407	10/25(金)
70	岡山県	特特割	66,081	5,792	71,873	10/25(金)
71	岡山県	特特割	54,750	4,762	59,512	10/25(金)
72	広島県	特特割	64,184	5,331	69,515	10/25(金)
73	広島県	特特割	120,882	9,340	130,222	10/25(金)
74	山口県	特特割	47,302	3,357	50,659	10/25(金)
75	山口県	特特割	54,467	4,458	58,925	10/25(金)
76	香川県	特特割	60,738	5,301	66,039	10/25(金)
77	徳島県	特特割	35,368	3,246	38,614	10/25(金)
78	高知県	特特割	33,831	2,960	36,791	10/25(金)
79	愛媛県	特特割	75,178	6,459	81,637	10/25(金)
80	福岡県	特特割	73,103	5,681	78,784	10/26(土)
81	福岡県	特特割	114,825	9,909	124,734	10/26(土)
82	福岡県	特特割	29,096	2,586	31,682	10/26(土)
83	福岡県	特特割	42,392	3,972	46,364	10/26(土)
84	佐賀県	特特割	35,553	3,617	39,170	10/26(土)
85	長崎県	特特割	64,525	5,392	69,917	10/26(土)
86	熊本県	特特割	68,086	6,384	74,470	10/26(土)
87	大分県	特特割	55,766	5,180	60,946	10/26(土)
88	宮崎県	特特割	41,210	4,089	45,299	10/26(土)
89	鹿児島県	特特割	61,825	6,255	68,080	10/26(土)
90	沖縄県	特特割	28,604	3,597	32,201	10/22(火)
91	福井県	特特割	47,639	5,059	52,698	10/26(土)
92	石川県	特特割	64,030	6,237	70,267	10/26(土)
93	富山県	特特割	74,683	7,695	82,378	10/26(土)
94	新潟県	特特割	48,583	5,007	53,590	10/24(木)
95	新潟県	特特割	78,394	8,003	87,397	10/24(木)
96	福島県	特特割	61,253	6,529	67,782	10/25(金)
97	福島県	特特割	26,093	2,615	28,708	10/25(金)
98	宮城県	特特割	107,829	10,083	117,912	10/25(金)
99	山形県	特特割	51,097	5,532	56,629	10/25(金)
合計			6,853,260	567,046	7,420,306	

特特割 差出日から送達まで7日程度を要する郵便物

穴あけチエック用

平成25年11月7日
給付情 2013-111

文書区分		
重要度高	要報告	緊急

年金額改定通知書の発送【11月送付分】(情報提供)

宛先	本部		ブロック本部			事務センター					年金事務所						
	各部(全)	関係部	管理部	相給部	適徴部	厚年G(総務)	厚年G(厚生)	国年G	年給G	記録G	突合G	適用課(総務)	適用課(厚生)	徴収課	国年課	記録課	相談室
	◎		◎						◎								◎

情報提供先	相談センター	社労士会	健保協会	機構健保
	✓			

本部関係部

年金相談部、業務管理部、障害年金業務部、業務渉外部、支払部

目的・趣旨

平成25年11月発送分の年金額改定通知書の送付及び平成25年12月発送分の年金額改定通知書・年金振込通知書(統合通知書)のレイアウト等について、お知らせするものです。

ポイント(内容)

平成25年9月13日付【給付指2013-110】「平成25年10月分からの特例水準解消による年金額改定に伴う事務の取扱い等(その1)(指示・依頼)」にて、平成25年11月に送付される改定通知書についてお知らせしていたところですが、予定どおり、平成25年11月7日(木)に日本郵便(株)へ差出しました。

○制度ごとの発行件数

- ・国民年金・厚生年金保険 120,272件
- ・厚生年金保険 84件
- ・国民年金 4件
- ・船員保険 4件
- ・共済年金 120件
- ・複数年金受給者あて同封による通知 1,897件

○帳票レイアウト(11月~12月の圧着ハガキ又は複数年金受給者あて同封による通知)別添をご参照ください。

○再交付について

11月7日(木)より再交付可能です。(なお、11月送付対象者のみ可能です。)

↑ 穴あけチエック用 ↓

○機構ホームページによる周知

11月7日(木)に最新情報、Q&A等を掲載

○平成25年12月上旬発送予定の統合通知書等の件数・郵便局差出年月日等については、改めてご連絡いたします。

照会先
本部年金給付部給付企画G
担当 西山・柴田・西條
連絡先
[REDACTED]

↑
穴あけチエック用
↓

別添

圧着ハガキ 外側共通

郵便はがき

お問い合わせは『ねんきんダイヤル』へ！



0570-05-1165

050から始まる電話または070-5***-070-6***で始まる電話(PHS)でおかけになる場合は
03-6700-1165

お問い合わせの際は、基礎年金番号がわかるものをご用意ください。

＜受付時間＞	月曜日	午前8:30～午後7:00
	火～金曜日	午前8:30～午後5:15
	第2土曜日	午前9:30～午後4:00

- ナビダイヤルは、一般の固定電話からおかけになる場合は全国どこからでも、市内通話料金でご利用いただけます。ただし、一般の固定電話以外(携帯電話等)からおかけになる場合は、通常の通話料金ががかかります。
- 「03-6700-1165」の電話番号でおかけになる場合は、通常の通話料金ががかかります。
- 「0570」の最初の「0」を省略したり、市外局番をつけて間違い電話になっているケースが発生していますので、おかけ間違いにはご注意ください。
- 月曜日など休日明けや、お客様のお手元に通知書が届いた直後(5日程度)は電話がつながりにくくなっております。週の後半と月の後半は、つながりやすくなっておりますので、どうぞご利用ください。

便利な「ねんきんネット」を使ってみませんか？

- 年金の支払いに関する通知書を画面で確認できます！
 - ・電子版の年金振込通知書や源泉徴収票などが確認できます。
 - ・通知書をダウンロードして、印刷することも可能です。
- ライフプランに合わせた年金額の試算ができます！
 - ・「年金を受け取りながら働き続けた場合の年金額はいくらになるの？」など条件を変えて試算し、わかりやすくグラフ比較できます。
- 記録の「もれ」や「誤り」の発見が容易にできます！
 - ・「持ち主不明記録検索」で、お名前や生年月日などを入力すると、持ち主不明記録の中に一致する記録があるかどうか調べることができます。

ご利用登録の方法は「ねんきんネット」で検索

日本年金機構ホームページでは年金に関する手続きのご案内、制度改正の概要、お近くの年金事務所の所在地・お問い合わせ先などをご覧いただけます。

<http://www.nenkin.go.jp/>

日本年金機構

検索

1311 1018 054

料金後納
郵便

大切なお知らせ

●年金額改定通知書



日本年金機構

Japan Pension Service

差出人

〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号

※ご相談は、ねんきんダイヤルまたはお近くの年金事務所をご利用ください。

ご案内は内側にあります。

矢印の方向へゆっくりとねいに開いてください。
(水に濡れている場合は、よく乾かしてから開いてください。)

圧着ハガキ 国民年金・厚生年金保険

国民年金・厚生年金保険 年金額改定通知書

◎年金の種類

年金

基礎年金番号 _____ 年金コード _____

国民年金 (基礎年金)	基本額	円
	支給停止額 年金額	円
厚生年金保険	基本額	円
	支給停止額 年金額	円
合計年金額(年額)		円

平成25年10月分から上記のとおり年金額を改定しましたのでお知らせします。

平成 年 月 日

厚生労働大臣 梶山 弘樹



〈この通知書は、年金額を証するものですので大切に保管してください。〉

平成25年10月からの年金額の改定について

- 年金額は物価が上昇すれば増額し、物価が低下すれば減額する仕組みを基本としております。(物価スライド)
- 現在の年金は、過去に物価が下落したにもかかわらず、年金額を据え置いたことで、本来の水準よりも2.5%高い水準(特例水準)となっております。
- 平成24年の法律改正で、平成25年10月、平成26年4月および平成27年4月に段階的に特例水準を解消することにより、年金財政の改善を図るとともに、将来の受給者となる若い世代にも考慮して、世代間の公平を図ることとなりました。
- このため、平成25年10月分としてお支払いする年金額からは、9月までの額に比べ、マイナス1.0%の改定が行われた額となっております。
- 厚生年金基金から年金を受けられている方の年金額は、国からお支払いする年金額と厚生年金基金からお支払いする代行部分の年金額との合計額となります。この合計額から1.0%引き下げる改定が行われますが、厚生年金基金の代行部分は引き下げ分の調整が行われなため、国からお支払いする年金額から、厚生年金基金代行部分に係る引き下げ分も合わせて差し引かれています。

【決定に不服のある方へ】

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に文書または口頭で社会保障審査官(地方厚生局内)に審査請求できます。また、その決定に不服があるときは、決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して60日以内に社会保障審査官(厚生労働省内)に再審査請求できます。

なお、この決定の取消の訴えは、再審査請求の裁決を経た後でないと、提起できませんが、再審査請求があった日から3ヶ月を経過しても裁決がないときや、決定の執行等による著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、裁決を経なくても提起できます。この訴えは、裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に、国を被告(代表者は事務大臣)として提起できます。ただし、原則として、裁決の日から1年を経過すると訴えを提起できません。

※年金額改定の制度に対する不服は審査請求の対象となりません。
※詳しくは「ねんきんダイヤル」へお問い合わせください。

厚生年金保険 年金額改定通知書

◎年金の種類

年金

基礎年金番号

年金コード

基 本 額

円

円

支 給 停 止 額

円

年 金 額 (年額)

円

平成25年10月分から上記のとおり年金額を改定しましたのでお知らせします。

平成 年 月 日

厚生労働大臣



〈この通知書は、年金額を証するものですので大切に保管してください。〉

平成25年10月からの年金額の改定について

- 年金額は物価が上昇すれば増額し、物価が低下すれば減額する仕組みを基本としております。(物価スライド)
- 現在の年金は、過去に物価が下落したにもかかわらず、年金額を据え置いたことで、本来の水準よりも2.5%高い水準(特例水準)となっております。
- 平成24年の法律改正で、平成25年10月、平成26年4月および平成27年4月に段階的に特例水準を解消することにより、年金財政の改善を図るとともに、将来の受給者となる若い世代にも考慮して、世代間の公平を図ることとなりました。
- このため、平成25年10月分としてお支払いする年金額からは、9月までの額に比べ、マイナス1.0%の改定が行われた額となっております。
- 厚生年金基金から年金を受けられている方の年金額は、国からお支払いする年金額と厚生年金基金からお支払いする代行部分の年金額との合計額となります。この合計額から1.0%引き下げる改定が行われますが、厚生年金基金の代行部分は引き下げ分の調整が行われないため、国からお支払いする年金額から、厚生年金基金代行部分に係る引き下げ分も合わせて差し引かれています。

【決定に不服のある方へ】

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に文書または口頭で社会保障審査(地方厚生局内)に審査請求できます。また、その決定に不服があるときは、決定書の送付された日の翌日から起算して60日以内に社会保障審査(厚生労働省)に再審査請求できます。

なお、この決定の取消の訴えは、再審査請求の取決を経た後でないと、提起できませんが、再審査請求があった日から3ヶ月を経過しても取決がないときや、決定の執行等による著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、取決を経なくても提起できます。この訴えは、取決の送達を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内は、国を被告(代表者は法務大臣)として提起できます。ただし、原則として、取決の日から1年を経過すると訴えを提起できません。

※年金額改定の制度に対する不服は審査請求の対象となりません。
※詳しくは「ねんきんダイヤル」へお問い合わせください。

圧着ハガキ 国民年金

国民年金 年金額改定通知書

◎年金の種類

年金

基礎年金番号

年金コード

基 本 額

円

支 給 停 止 額

円

年 金 額 (年 額)

円

平成25年10月分から上記のとおり年金額を改定しましたのでお知らせします。

平成 年 月 日

厚生労働大臣



<この通知書は、年金額を証するものですので大切に保管してください。>

平成25年10月からの年金額の改定について

- 年金額は物価が上昇すれば増額し、物価が低下すれば減額する仕組みを基本としております。(物価スライド)
- 現在の年金は、過去に物価が下落したにもかかわらず、年金額を据え置いたことで、本来の水準よりも2.5%高い水準(特例水準)となっております。
- 平成24年の法律改正で、平成25年10月、平成26年4月および平成27年4月に段階的に特例水準を解消することにより、年金財政の改善を図るとともに、将来の受給者となる若い世代にも考慮して、世代間の公平を図ることとなりました。
- このため、平成25年10月分としてお支払いする年金からは、9月までの額に比べ、マイナス1.0%の改定が行われた額となっております。

【決定に不服のある方へ】

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に文書または口頭で社会保険審査官(地方厚生局内)に審査請求できます。また、その決定に不服があるときは、決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して60日以内に社会保険審査会(厚生労働省内)に再審査請求できます。

なお、この決定の取消の訴えは、再審査請求の裁決を既た後でないと、提起できませんが、再審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないときや、決定の執行等による著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、裁決を経なくても提起できます。この訴えは、裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告(代表者は法務大臣)として提起できます。ただし、原則として、裁決の日から1年を経過すると訴えを提起できません。

※年金額改定の制度に対する不服は審査請求の対象となりません。
※詳しくは「ねんきんダイヤル」へお問い合わせください。

船員保険 年金額改定通知書

◎年金の種類

年金

基礎年金番号	年金コード
--------	-------

基本額	円
	円
支給停止額	円
年金額(年額)	円

平成25年10月分から上記のとおり年金額を改定しましたのでお知らせします。

平成 年 月 日

厚生労働大臣 見本



〈この通知書は、年金額を証するものですので大切に保管してください。〉

平成25年10月からの年金額の改定について

- 年金額は物価が上昇すれば増額し、物価が低下すれば減額する仕組みを基本としております。(物価スライド)
- 現在の年金は、過去に物価が下落したにもかかわらず、年金額を据え置いたことで、本来の水準よりも2.5%高い水準(特例水準)となっております。
- 平成24年の法律改正で、平成25年10月、平成26年4月および平成27年4月に段階的に特例水準を解消することにより、年金財政の改善を図るとともに、将来の受給者となる若い世代にも考慮して、世代間の公平を図ることとなりました。
- このため、平成25年10月分としてお支払いする年金額からは、9月までの額に比べ、マイナス1.0%の改定が行われた額となっております。

【決定に不服のある方へ】

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に文書または口頭で社会保険審査官(地方厚生局内)に審査請求できます。また、その決定に不服があるときは、決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して60日以内に社会保険審査会(厚生労働省内)に再審査請求できます。

なお、この決定の取消の訴えは、再審査請求の裁決を経た後でないと、提起できませんが、再審査請求があった日から3ヶ月を経過しても裁決がないときや、決定の執行等による著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、裁決を経なくても提起できます。この訴えは、裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に、国を被告(代表者は法務大臣)として提起できます。ただし、原則として、裁決の日から1年を経過すると訴えを提起できません。

※年金額改定の制度に対する不服は審査請求の対象となりません。
※詳しくは「ねんきんダイヤル」へお問い合わせください。

圧着ハガキ 共済年金

共済年金 年金額改定通知書

◎年金の種類

年金

基礎年金番号

年金コード

基本額
(加給年金額等を含む)

円

支給停止額

円

年金額

円

従前保障額
(みなし従前保障額)

円

従前額保障適用表示
(みなし従前額保障適用表示)

平成25年10月分から上記のとおり年金額を改定しましたのでお知らせします。

平成 年 月 日

厚生労働大臣



〈この通知書は、年金額を証するものですので大切に保管してください。〉

平成25年10月からの年金額の改定について

- 年金額は物価が上昇すれば増額し、物価が低下すれば減額する仕組みを基本としております。(物価スライド)
- 現在の年金は、過去に物価が下落したにもかかわらず、年金額を据え置いたことで、本来の水準よりも2.5%高い水準(特例水準)となっております。
- 平成24年の法律改正で、平成25年10月、平成26年4月および平成27年4月に段階的に特例水準を解消することにより、年金財政の改善を図るとともに、将来の受給者となる若い世代にも考慮して、世代間の公平を図ることとなりました。
- このため、平成25年10月分としてお支払いする年金額からは、9月までの額に比べ、マイナス1.0%の改定が行われた額となっております。

基本額 <small>(加給年金額等を含む)</small>	円
支給停止額	円
年金額	円
従前保障額 <small>(みなし従前保障額)</small>	円
従前額保障適用表示 <small>(みなし従前額保障適用表示)</small>	▼

○改定された額が、従前保障額(みなし従前保障額)より低い方は、従前額保障適用表示(みなし従前額保障適用表示)欄に「*」が表示されます。
この場合、あなたの年金額は、従前保障額(みなし従前保障額)の年金額がお支払いされることとなります。

【決定に不服のある方へ】

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に文書又は口頭で社会保障審査官(地方厚生局内)に審査請求できます。また、その決定に不服があるときは、決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して60日以内に社会保障審査官(厚生労働省)に再審査請求できます。
なお、この決定の取消の訴えは、再審査請求の取扱いを経た後でないと、提起できませんが、再審査請求があった日から3カ月を経過しても判決がないときや、決定の執行等による著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、判決を経なくても提起できます。この訴えは、判決の送達を受けた日の翌日から起算して6カ月以内に、国を被告(代表者は法務大臣)として提起できます。ただし、原則として、判決の日から1年を経過すると訴えを提起できません。

※年金額改定の制度に対する不服は審査請求の対象となりません。

※詳しくは「ねんきんダイヤル」へお問い合わせください。

国民年金・厚生年金保険 年金額改定通知書

○年金の種類 年金

年金証書の
基礎年金番号・年金コード

○受給権者氏名

国民年金 (基礎年金)	基本額	円
	支給停止額 年金額	円 円
厚生年金保険	基本額	円
	支給停止額 年金額	円 円
合計年金額（年額）		円

平成25年10月分から上記のとおり年金額を改定しましたのでお知らせします。

年 月 日

厚生労働大臣



〈この通知書は、年金額を証するものですので大切に保管してください。〉

平成25年10月分からの年金額の改定について

- 年金額は物価が上昇すれば増額し、物価が低下すれば減額する仕組みを基本としております。（物価スライド）
- 現在の年金は、過去に物価が下落したにもかかわらず、年金額を据え置いたことで、本来の水準よりも2.5%高い水準（特例水準）となっております。
- 平成24年の法律改正で、平成25年10月、平成26年4月および平成27年4月に段階的に特例水準を解消することにより、年金財政の改善を図るとともに、将来の受給者となる若い世代にも考慮して、世代間の公平を図ることとなりました。
- このため、平成25年10月分としてお支払いする年金額からは、9月までの額に比べ、マイナス1.0%の改定が行われた額となっております。
- 厚生年金基金から年金を受けられている方の年金額は、国からお支払いする年金額と厚生年金基金からお支払いする代行部分の年金額との合計額となります。この合計額から1.0%引き下げる改定が行われますが、厚生年金基金の代行部分は引き下げ分の調整が行われないため、国からお支払いする年金額から、厚生年金基金代行部分に係る引き下げ分も差し引かれています。

【決定に不服のある方へ】

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に文書または口頭で社会保険審査官（地方厚生局内）に審査請求できます。また、その決定に不服があるときは、決定書の原本が送付された日の翌日から起算して60日以内に社会保険審査会（厚生労働省内）に再審査請求できます。

なお、この決定の取消の訴えは、再審査請求の裁決を経た後でないと、提起できませんが、再審査請求があった日から3カ月を経過しても裁決がないときや、決定の執行等による著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、裁決を経なくても提起できます。この訴えは、裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6カ月以内に、国を被告（代表者は法務大臣）として提起できます。ただし、原則として、裁決の日から1年を経過すると訴えを提起できません。

※年金額改定の制度に対する不服は審査請求の対象となりません。
※詳しくは「ねんきんダイヤル」へお問い合わせください。

1311 1018 038A

複数年金受給者あて同封による通知 厚生年金保険（年金額改定通知書）

厚生年金保険 年金額改定通知書

◎年金の種類 年金

年金証書の
基礎年金番号・年金コード

◎受給権者氏名

基本額 円

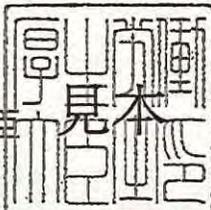
支給停止額 円

年金額（年額） 円

平成25年10月分から上記のとおり年金額を改定しましたのでお知らせします。

年 月 日

厚生労働大臣



〈この通知書は、年金額を証するものですので大切に保管してください。〉

平成25年10月からの年金額の改定について

- 年金額は物価が上昇すれば増額し、物価が低下すれば減額する仕組みを基本としております。（物価スライド）
- 現在の年金は、過去に物価が下落したにもかかわらず、年金額を据え置いたことで、本来の水準よりも2.5%高い水準（特例水準）となっております。
- 平成24年の法律改正で、平成25年10月、平成26年4月および平成27年4月に段階的に特例水準を解消することにより、年金財政の改善を図るとともに、将来の受給者となる若い世代にも考慮して、世代間の公平を図ることとなりました。
- このため、平成25年10月分としてお支払いする年金額からは、9月までの額に比べ、マイナス1.0%の改定が行われた額となっております。
- 厚生年金基金から年金を受けられている方の年金額は、国からお支払いする年金額と厚生年金基金からお支払いする代行部分の年金額との合計額となります。この合計額から1.0%引き下げる改定が行われますが、厚生年金基金の代行部分は引き下げ分の調整が行われないため、国からお支払いする年金額から、厚生年金基金代行部分に係る引き下げ分も差し引かれています。

【決定に不服のある方へ】

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に文書または口頭で社会保険審査官（地方厚生局内）に審査請求できます。また、その決定に不服があるときは、決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して60日以内に社会保険審査会（厚生労働省内）に再審査請求できます。

なお、この決定の取消の訴えは、再審査請求の裁決を経た後でないと、提起できませんが、再審査請求があった日から3カ月を経過しても裁決がないときや、決定の執行等による著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、裁決を経なくても提起できます。この訴えは、裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6カ月以内に、国を被告（代表者は法務大臣）として提起できます。ただし、原則として、裁決の日から1年を経過すると訴えを提起できません。

※年金額改定の制度に対する不服は審査請求の対象となりません。
※詳しくは「ねんきんダイヤル」へお問い合わせください。

国民年金年金額改定通知書

◎年金の種類 年金

年金証書の
基礎年金番号・年金コード

◎受給権者氏名

基 本 額 円

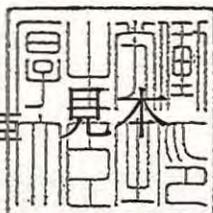
支 給 停 止 額 円

年 金 額 (年額) 円

平成25年10月分から上記のとおり年金額を改定しましたのでお知らせします。

年 月 日

厚生労働大臣



〈この通知書は、年金額を証するものですので大切に保管してください。〉

平成25年10月分からの年金額の改定について

- 年金額は物価が上昇すれば増額し、物価が低下すれば減額する仕組みを基本としております。(物価スライド)
- 現在の年金は、過去に物価が下落したにもかかわらず、年金額を据え置いたことで、本来の水準よりも2.5%高い水準(特例水準)となっております。
- 平成24年の法律改正で、平成25年10月、平成26年4月および平成27年4月に段階的に特例水準を解消することにより、年金財政の改善を図るとともに、将来の受給者となる若い世代にも考慮して、世代間の公平を図ることとなりました。
- このため、平成25年10月分としてお支払いする年金額からは、9月までの額に比べ、マイナス1.0%の改定が行われた額となっております。

【決定に不服のある方へ】

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に文書または口頭で社会保険審査官（地方厚生局内）に審査請求できます。また、その決定に不服があるときは、決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して60日以内に社会保険審査会（厚生労働省内）に再審査請求できます。

なお、この決定の取消の訴えは、再審査請求の裁決を経た後でないと、提起できませんが、再審査請求があった日から3カ月を経過しても裁決がないときや、決定の執行等による著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、裁決を経なくても提起できます。この訴えは、裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6カ月以内に、国を被告（代表者は法務大臣）として提起できます。ただし、原則として、裁決の日から1年を経過すると訴えを提起できません。

※年金額改定の制度に対する不服は審査請求の対象となりません。

※詳しくは「ねんきんダイヤル」へお問い合わせください。

1311 1018 041A

複数年金受給者あて同封による通知 船員保険（年金額改定通知書）

船員保険年金額改定通知書

◎年金の種類 年金

年金証書の
基礎年金番号・年金コード

◎受給権者氏名

基本額 円

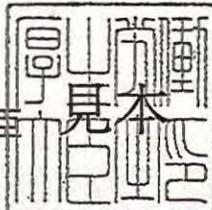
支給停止額 円

年金額（年額） 円

平成25年10月分から上記のとおり年金額を改定しましたのでお知らせします。

年 月 日

厚生労働大臣



〈この通知書は、年金額を証するものですので大切に保管してください。〉

平成25年10月分からの年金額の改定について

- 年金額は物価が上昇すれば増額し、物価が低下すれば減額する仕組みを基本としております。（物価スライド）
- 現在の年金は、過去に物価が下落したにもかかわらず、年金額を据え置いたことで、本来の水準よりも2.5%高い水準（特例水準）となっております。
- 平成24年の法律改正で、平成25年10月、平成26年4月および平成27年4月に段階的に特例水準を解消することにより、年金財政の改善を図るとともに、将来の受給者となる若い世代にも考慮して、世代間の公平を図ることとなりました。
- このため、平成25年10月分としてお支払いする年金額からは、9月までの額に比べ、マイナス1.0%の改定が行われた額となっております。

【決定に不服のある方へ】

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に文書または口頭で社会保険審査官（地方厚生局内）に審査請求できます。また、その決定に不服があるときは、決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して60日以内に社会保険審査会（厚生労働省内）に再審査請求できます。

なお、この決定の取消の訴えは、再審査請求の裁決を経た後でないと、提起できませんが、再審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないときや、決定の執行等による著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、裁決を経なくても提起できます。この訴えは、裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告（代表者は法務大臣）として提起できます。ただし、原則として、裁決の日から1年を経過すると訴えを提起できません。

※年金額改定の制度に対する不服は審査請求の対象となりません。
※詳しくは「ねんきんダイヤル」へお問い合わせください。

共済年金 年金額改定通知書

◎年金の種類 年金

年金証書の
基礎年金番号・年金コード

◎受給権者氏名

基 本 額 円
(加給年金額等を含む)

支 給 停 止 額 円

年 金 額 円

平成25年10月分から上記のとおり年金額を改定しましたのでお知らせします。

年 月 日

厚生労働大臣



〈この通知書は、年金額を証するものですので大切に保管してください。〉

平成25年10月分からの年金額の改定について

- 年金額は物価が上昇すれば増額し、物価が低下すれば減額する仕組みを基本としております。(物価スライド)
- 現在の年金は、過去に物価が下落したにもかかわらず、年金額を据え置いたことで、本来の水準よりも2.5%高い水準(特例水準)となっております。
- 平成24年の法律改正で、平成25年10月、平成26年4月および平成27年4月に段階的に特例水準を解消することにより、年金財政の改善を図るとともに、将来の受給者となる若い世代にも考慮して、世代間の公平を図ることとなりました。
- このため、平成25年10月分としてお支払いする年金額からは、9月までの額に比べ、マイナス1.0%の改定が行われた額となっております。

基 本 額 円
(加給年金額等を含む)

支 給 停 止 額 円

年 金 額 円

従 前 保 障 額 円
(みなし従前保障額)

従前保障額適用表示
(みなし従前保障額適用表示)

○改定された額が、従前保障額(みなし従前保障額)より低い方は、従前保障額適用表示(みなし従前保障額適用表示)欄に「*」が表示されます。
この場合、あなたの年金額は、従前保障額(みなし従前保障額)の年金額がお支払いされることとなります。

【決定に不服のある方へ】

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に文書または口頭で社会保険審査官(地方厚生局内)に審査請求できます。また、その決定に不服があるときは、決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して60日以内に社会保険審査会(厚生労働省内)に再審査請求できます。

なお、この決定の取消の訴えは、再審査請求の裁決を経た後でないと、提起できませんが、再審査請求があった日から3カ月を経過しても裁決がないときや、決定の執行等による著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、裁決を経なくても提起できます。この訴えは、裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6カ月以内に、国を被告(代表者は法務大臣)として提起できます。ただし、原則として、裁決の日から1年を経過すると訴えを提起できません。

※年金額改定の制度に対する不服は審査請求の対象となりません。

※詳しくは「ねんきんダイヤル」へお問い合わせください。

1311 1018 042A

複数年金受給者あて同封による通知 旧船保受給者以外・単一地共済受給者以外（年金振込通知書）（定期）

年金振込通知書

(初回振込予定日) 年 月 日

○年金の種類 年金

○年金証書の基礎年金番号・年金コード

○年金受給権者氏名

○振込先

○「年金支払額」および「年金から特別徴収する保険料等」等の金額

年金支払額	円
介護保険料額	円
	円
所得税額および復興特別所得税額	円
個人住民税額	円
控除後振込額	円

※年金から特別徴収する保険料等とは、介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民健康保険料(税)、個人住民税となります。

厚生労働省

官署支出官 厚生労働省年金局事業企画課長



支払予定日について

年金の支払日は原則偶数月の15日です。ただし、15日が土曜日、日曜日または祝日のときは、その直前の金融機関の営業日となります。

平成25年度分の支払予定日は次のとおりです。

【平成25年】

● 12月13日(10月, 11月分)

【平成26年】

● 2月14日(12月, 1月分) ● 4月15日(2月, 3月分)

〈注意事項〉

- ・支払額が変更となったり振込先などに変更があった場合は、改めて年金振込通知書をお送りいたします。
- ・左ページの年金振込の支払期間(終期)が平成26年2月以前となっている方は、支払額の変更が予定されている方です。
- ・平成26年4月分(6月支払予定)からの年金額は、改めてお知らせします。
- ・「年金支払額」の欄に「#」印が表示されている方は、遅延特別加算金の支払いが含まれています。

年金から特別徴収する保険料等について

○日本年金機構は、市区町村からの依頼に基づき、年金から介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民健康保険料(税)、個人住民税を特別徴収しています。

○各支払期に特別徴収する額は、変更となる場合もありますので、市区町村から通知される(されている)通知書でご確認ください。

○後期高齢者医療保険料、国民健康保険料(税)については、市区町村に申し出ることにより、口座振替による支払方法に変更できます。

年金から特別徴収する保険料(税)額、個人住民税額に関するお問い合わせは、お住まいの市(区)役所または町村役場におたずねください。

1311 1018 043A

複数年金受給者あて同封による通知 旧船保受給者以外・単一地共済受給者以外（年金振込通知書）（随時）

年金振込通知書

（初回振込予定日） 年 月 日

◎年金の種類 年金
 ◎年金証書の基礎年金番号・年金コード
 ◎年金受給権者氏名
 ◎振込先

◎「年金支払額」および「年金から特別徴収する保険料等」等の金額

	年	月の支払額	
年金支払額		円	円
介護保険料額		円	円
		円	円
所得税額および復興特別所得税額		円	円
個人住民税額		円	円
控除後振込額		円	円

※年金から特別徴収する保険料等とは、介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民健康保険料(税)、個人住民税となります。

厚生労働省

官署支出官 厚生労働省年金局事業企画課長



支払予定日について

年金の支払日は原則偶数月の15日です。ただし、15日が土曜日、日曜日または祝日のときは、その直前の金融機関の営業日となります。

平成25年度分の支払予定日は次のとおりです。

【平成25年】

●12月13日(10月, 11月分)

【平成26年】

●2月14日(12月, 1月分) ●4月15日(2月, 3月分)

〈注意事項〉

- ・支払額が変更となったり振込先などに変更があった場合は、改めて年金振込通知書をお送りいたします。
- ・左ページの年金振込の支払期間(終期)が平成26年2月以前となっている方は、支払額の変更が予定されている方です。
- ・平成26年4月分(6月支払予定)からの年金額は、改めてお知らせします。
- ・「年金支払額」の欄に「#」印が表示されている方は、遅延特別加算金の支払いが含まれています。

年金から特別徴収する保険料等について

○日本年金機構は、市区町村からの依頼に基づき、年金から介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民健康保険料(税)、個人住民税を特別徴収しています。

○各支払期に特別徴収する額は、変更となる場合もありますので、市区町村から通知される(されている)通知書でご確認ください。

○後期高齢者医療保険料、国民健康保険料(税)については、市区町村に申し出ることにより、口座振替による支払方法に変更できます。

年金から特別徴収する保険料(税)額、個人住民税額に関するお問い合わせは、お住まいの市(区)役所または町村役場におたずねください。

1311 1018 044A

複数年金受給者あて同封による通知 旧船保受給者（年金振込通知書）（定期）

船員保険年金振込通知書

（初回振込予定日） 年 月 日

◎年金の種類 年金
 ◎年金証書の基礎年金番号・年金コード
 ◎年金受給権者氏名
 ◎振込先

◎「年金支払額」および「年金から特別徴収する保険料等」等の金額

年金支払額	円
介護保険料額	円
	円
所得税額および復興特別所得税額	円
個人住民税額	円
控除後振込額	円

※年金から特別徴収する保険料等とは、介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民健康保険料(税)、個人住民税となります。

厚生労働省

官署支出官 厚生労働省年金局事業企画課



支払予定日について

年金の支払日は原則偶数月の15日です。ただし、15日が土曜日、日曜日または祝日のときは、その直前の金融機関の営業日となります。

平成25年度分の支払予定日は次のとおりです。

【平成25年】

● 12月13日(10月, 11月分)

【平成26年】

● 2月14日(12月, 1月分) ● 4月15日(2月, 3月分)

〈注意事項〉

- ・平成22年1月以降、職務上年金の上乗せ部分である「第2種特別支給金」は全国健康保険協会より支払われることになるため、日本年金機構から支払われる額は「第2種特別支給金」を除いた額になります。
- ・支払額が変更となったり振込先などに変更があった場合は、改めて年金振込通知書をお送りいたします。
- ・左ページの年金振込の支払期間(終期)が平成26年2月以前となっている方は、支払額の変更が予定されている方です。
- ・平成26年4月分(6月支払予定)からの年金額は、改めてお知らせします。
- ・「年金支払額」の欄に「#」印が表示されている方は、遅延特別加算金の支払いが含まれています。

年金から特別徴収する保険料等について

○日本年金機構は、市区町村からの依頼に基づき、年金から介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民健康保険料(税)、個人住民税を特別徴収しています。

○各支払期に特別徴収する額は、変更となる場合もありますので、市区町村から通知される(されている)通知書でご確認ください。

○後期高齢者医療保険料、国民健康保険料(税)については、市区町村に申し出ることにより、口座振替による支払方法に変更できます。

年金から特別徴収する保険料(税)額、個人住民税額に関するお問い合わせは、お住まいの市(区)役所または町村役場におたずねください。

船員保険年金振込通知書

（初回振込予定日） 年 月 日

○年金の種類 年金

○年金証書の基礎年金番号・年金コード

○年金受給権者氏名

○振込先

○「年金支払額」および「年金から特別徴収する保険料等」等の金額

	年	月の支払額	
年金支払額		円	円
介護保険料額		円	円
		円	円
所得税額および復興特別所得税額		円	円
個人住民税額		円	円
控除後振込額		円	円

※年金から特別徴収する保険料等とは、介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民健康保険料（税）、個人住民税となります。

厚生労働省

官署支出官 厚生労働省年金局事業企画課長



支払予定日について

年金の支払日は原則偶数月の15日です。ただし、15日が土曜日、日曜日または祝日のときは、その直前の金融機関の営業日となります。

平成25年度分の支払予定日は次のとおりです。

【平成25年】

- 12月13日（10月、11月分）

【平成26年】

- 2月14日（12月、1月分）
- 4月15日（2月、3月分）

〈注意事項〉

- ・平成22年1月以降、職務上年金の上乗せ部分である「第2種特別支給金」は全国健康保険協会より支払われることになるため、日本年金機構から支払われる額は「第2種特別支給金」を除いた額になります。
- ・支払額が変更となったり振込先などに変更があった場合は、改めて年金振込通知書をお送りいたします。
- ・左ページの年金振込の支払期間（終期）が平成26年2月以前となっている方は、支払額の変更が予定されている方です。
- ・平成26年4月分（6月支払予定）からの年金額は、改めてお知らせします。
- ・「年金支払額」の欄に「#」印が表示されている方は、遅延特別加算金の支払いが含まれています。

年金から特別徴収する保険料等について

- 日本年金機構は、市区町村からの依頼に基づき、年金から介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民健康保険料（税）、個人住民税を特別徴収しています。
 - 各支払期に特別徴収する額は、変更となる場合もありますので、市区町村から通知される（されている）通知書をご確認ください。
 - 後期高齢者医療保険料、国民健康保険料（税）については、市区町村に申し出ることにより、口座振替による支払方法に変更できます。
- 年金から特別徴収する保険料（税）額、個人住民税額に関するお問い合わせは、お住まいの市（区）役所または町村役場におたずねください。

1311 1018 046A

複数年金受給者あて同封による通知 単一地共済受給者（年金振込通知書）（定期）

国民年金（基礎年金）の支払いに関する通知書

（初回振込予定日） 年 月 日

◎年金の種類 年金
 ◎年金証書の基礎年金番号・年金コード
 ◎年金受給権者氏名
 ◎振込先

◎「年金支払額」および「年金から特別徴収する保険料等」等の金額

年金支払額	円
介護保険料額	円
	円
所得税額および復興特別所得税額	円
個人住民税額	円
控除後振込額	円

※年金から特別徴収する保険料等とは、介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民健康保険料(税)、個人住民税となります。

厚生労働省

官署支出官 厚生労働省年金局事業企画課長



支払予定日について

年金の支払日は原則偶数月の15日です。ただし、15日が土曜日、日曜日または祝日のときは、その直前の金融機関の営業日となります。

平成25年度分の支払予定日は次のとおりです。

【平成25年】

● 12月13日(10月, 11月分)

【平成26年】

● 2月14日(12月, 1月分)

● 4月15日(2月, 3月分)

〈注意事項〉

- ・支払額が変更となったり振込先などに変更があった場合は、改めて年金振込通知書をお送りいたします。
- ・左ページの年金振込の支払期間(終期)が平成26年2月以前となっている方は、支払額の変更が予定されている方です。
- ・平成26年4月分(6月支払予定)からの年金額は、改めてお知らせします。
- ・「年金支払額」の欄に「#」印が表示されている方は、遅延特別加算金の支払いが含まれています。

年金から特別徴収する保険料等について

○日本年金機構は、市区町村からの依頼に基づき、年金から介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民健康保険料(税)、個人住民税を特別徴収しています。

○各支払期に特別徴収する額は、変更となる場合もありますので、市区町村から通知される(されている)通知書をご確認ください。

○後期高齢者医療保険料、国民健康保険料(税)については、市区町村に申し出ることにより、口座振替による支払方法に変更できます。

年金から特別徴収する保険料(税)額、個人住民税額に関するお問い合わせは、お住まいの市(区)役所または町村役場におたずねください。

1311 1018 047A

国民年金（基礎年金）の支払いに関する通知書

（初回振込予定日） 年 月 日

◎年金の種類 年金

◎年金証書の基礎年金番号・年金コード

◎年金受給権者氏名

◎振込先

◎「年金支払額」および「年金から特別徴収する保険料等」等の金額

	年 月	支払額	
年金支払額		円	円
介護保険料額		円	円
		円	円
所得税額および復興特別所得税額		円	円
個人住民税額		円	円
控除後振込額		円	円

※年金から特別徴収する保険料等とは、介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民健康保険料（税）、個人住民税となります。



厚生労働省

官署支出官 厚生労働省年金局事業企画課長

支払予定日について

年金の支払日は原則偶数月の15日です。ただし、15日が土曜日、日曜日または祝日のときは、その直前の金融機関の営業日となります。

平成25年度分の支払予定日は次のとおりです。

【平成25年】

● 12月13日（10月、11月分）

【平成26年】

● 2月14日（12月、1月分） ● 4月15日（2月、3月分）

〈注意事項〉

- ・支払額が変更となったり振込先などに変更があった場合は、改めて年金振込通知書をお送りいたします。
- ・左ページの年金振込の支払期間（終期）が平成26年2月以前となっている方は、支払額の変更が予定されている方です。
- ・平成26年4月分（6月支払予定）からの年金額は、改めてお知らせします。
- ・「年金支払額」の欄に「#」印が表示されている方は、遅延特別加算金の支払いが含まれています。

年金から特別徴収する保険料等について

○日本年金機構は、市区町村からの依頼に基づき、年金から介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民健康保険料（税）、個人住民税を特別徴収しています。

○各支払期に特別徴収する額は、変更となる場合もありますので、市区町村から通知される（されている）通知書でご確認ください。

○後期高齢者医療保険料、国民健康保険料（税）については、市区町村に申し出ることにより、口座振替による支払方法に変更できます。

年金から特別徴収する保険料（税）額、個人住民税額に関するお問い合わせは、お住まいの市（区）役所または町村役場におたずねください。

1311 1018 048A

複数年金受給者あて同封による通知 国民年金・厚生年金保険（統合通知書）（表）

① 国民年金・厚生年金保険 年金額改定通知書

〈この通知書は、年金額を証するものですので大切に保管してください。〉

◎年金の種類 年金

年金証書の
基礎年金番号・年金コード

◎受給権者氏名

国民年金 (基礎年金)	基本額	円
	支給停止額 年金額	円 円
厚生年金保険	基本額	円
	支給停止額 年金額	円 円
合計年金額（年額）		円

平成25年10月分から上記のとおり年金額を改定しましたのでお知らせします。
改定した年金額は、平成25年12月（10、11月分）からお支払いします。

年 月 日

厚生労働大臣



〈改定内容に関しては、裏面①をお読みください。〉

② 年金振込通知書

◎年金の種類 年金

◎年金証書の基礎年金番号・年金コード

◎年金受給権者氏名

◎振込先

◎「年金支払額」及び「年金から特別徴収する保険料等」等の金額

年金支払額	円
介護保険料額	円
	円
所得税額および復興特別所得税額	円
個人住民税額	円
控除後振込額	円

※年金から特別徴収する保険料等とは、介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民健康保険料（税）及び個人住民税となります。

年 月 日

厚生労働省

官署支出官 厚生労働省年金局事業企画課長



① 平成25年10月分からの年金額の改定について

- 年金額は物価が上昇すれば増額し、物価が低下すれば減額する仕組みを基本としております。（物価スライド）
- 現在の年金は、過去に物価が下落したにもかかわらず、年金額を据え置いたことで、本来の水準よりも2.5%高い水準（特例水準）となっております。
- 平成24年の法律改正で、平成25年10月、平成26年4月および平成27年4月に段階的に特例水準を解消することにより、年金財政の改善を図るとともに、将来の受給者となる若い世代にも考慮して、世代間の公平を図ることとなりました。
- このため、平成25年10月分としてお支払いする年金額からは、9月までの額に比べ、マイナス1.0%の改定が行われた額となっております。
- 厚生年金基金から年金を受けられている方の年金額は、国からお支払いする年金額と厚生年金基金からお支払いする代行部分の年金額との合計額となります。この合計額から1.0%引き下げる改定が行われますが、厚生年金基金の代行部分は引き下げ分の調整が行われないため、国からお支払いする年金額から、厚生年金基金代行部分に係る引き下げ分も差し引かれています。

【決定に不服のある方へ】

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に文書または口頭で社会保険審査官（地方厚生局内）に審査請求できます。また、その決定に不服があるときは、決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して60日以内に社会保険審査会（厚生労働省内）に再審査請求できます。

なお、この決定の取消の訴えは、再審査請求の裁決を経た後でないと、提起できませんが、再審査請求があった日から3カ月を経過しても裁決がないときや、決定の執行等による著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、裁決を経なくても提起できます。この訴えは、裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6カ月以内に、国を被告（代表者は法務大臣）として提起できます。ただし、原則として、裁決の日から1年を経過すると訴えを提起できません。

※年金額改定の制度に対する不服は審査請求の対象となりません。
※詳しくは「ねんきんダイヤル」へお問い合わせください。

② 支払予定日について

年金の支払日は原則偶数月の15日です。ただし、15日が土曜日、日曜日または祝日のときは、その直前の金融機関の営業日となります。

平成25年度分の支払予定日は次のとおりです。

【平成25年】

- 12月13日(10月、11月分)

【平成26年】

- 2月14日(12月、1月分)
- 4月15日(2月、3月分)

〈注意事項〉

- 支払額が変更となったり振込先などに変更があった場合は、改めて年金振込通知書をお送りいたします。
- 表面の年金振込の支払期間（終期）が平成26年2月以前となっている方は、支払額の変更が予定されている方です。
- 平成26年4月分（6月支払予定）からの年金額は、改めてお知らせします。

③ 年金から特別徴収する保険料等について

○日本年金機構は、市区町村からの依頼に基づき、年金から介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民健康保険料（税）、個人住民税を特別徴収しています。

○各支払期に特別徴収する額は、変更となる場合もありますので、市区町村から通知される（されている）通知書でご確認ください。

○後期高齢者医療保険料、国民健康保険料（税）については、市区町村に申し出ることにより、口座振替による支払方法に変更できます。

年金から特別徴収する保険料（税）額、個人住民税額に関するお問い合わせは、お住まいの市（区）役所または町村役場におたずねください。

複数年金受給者あて同封による通知 厚生年金保険（統合通知書）（表）

① 厚生年金保険 年金額改定通知書

〈この通知書は、年金額を証するものですので大切に保管してください。〉

◎年金の種類 年金

年金証書の
基礎年金番号・年金コード

◎受給権者氏名

基本額 円

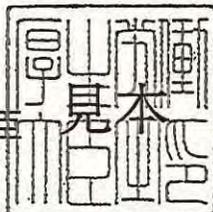
支給停止額 円

年金額（年額） 円

平成25年10月分から上記のとおり年金額を改定しましたのでお知らせします。
改定した年金額は、平成25年12月（10、11月分）からお支払いします。

年 月 日

厚生労働大臣



〈改定内容に関しては、裏面①をお読みください。〉

② 年金振込通知書

◎年金の種類 年金

◎年金証書の基礎年金番号・年金コード

◎年金受給権者氏名

◎振込先

◎「年金支払額」及び「年金から特別徴収する保険料等」等の金額

年金支払額	円
介護保険料額	円
	円
所得税額および復興特別所得税額	円
個人住民税額	円
控除後振込額	円

※年金から特別徴収する保険料等とは、介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民健康保険料（税）及び個人住民税となります。

年 月 日

厚生労働省

官署支出官 厚生労働省年金局事業企画課長



① 平成25年10月分からの年金額の改定について

- 年金額は物価が上昇すれば増額し、物価が低下すれば減額する仕組みを基本としております。（物価スライド）
- 現在の年金は、過去に物価が下落したにもかかわらず、年金額を据え置いたことで、本来の水準よりも2.5%高い水準（特例水準）となっております。
- 平成24年の法律改正で、平成25年10月、平成26年4月および平成27年4月に段階的に特例水準を解消することにより、年金財政の改善を図るとともに、将来の受給者となる若い世代にも考慮して、世代間の公平を図ることとなりました。
- このため、平成25年10月分としてお支払いする年金額からは、9月までの額に比べ、マイナス1.0%の改定が行われた額となっております。
- 厚生年金基金から年金を受けられている方の年金額は、国からお支払いする年金額と厚生年金基金からお支払いする代行部分の年金額との合計額となります。この合計額から1.0%引き下げる改定が行われますが、厚生年金基金の代行部分は引き下げ分の調整が行われないため、国からお支払いする年金額から、厚生年金基金代行部分に係る引き下げ分も差し引かれています。

【決定に不服のある方へ】

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に文書または口頭で社会保険審査官（地方厚生局内）に審査請求できます。また、その決定に不服があるときは、決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して60日以内に社会保険審査会（厚生労働省内）に再審査請求できます。

なお、この決定の取消の訴えは、再審査請求の裁決を経た後でないと、提起できませんが、再審査請求があった日から3カ月を経過しても裁決がないときや、決定の執行等による著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、裁決を経なくても提起できます。この訴えは、裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6カ月以内に、国を被告（代表者は法務大臣）として提起できます。ただし、原則として、裁決の日から1年を経過すると訴えを提起できません。

※年金額改定の制度に対する不服は審査請求の対象となりません。
※詳しくは「ねんきんダイヤル」へお問い合わせください。

② 支払予定日について

年金の支払日は原則偶数月の15日です。ただし、15日が土曜日、日曜日または祝日のときは、その直前の金融機関の営業日となります。

平成25年度分の支払予定日は次のとおりです。

【平成25年】

- 12月13日(10月, 11月分)

【平成26年】

- 2月14日(12月, 1月分) ●4月15日(2月, 3月分)

〈注意事項〉

- 支払額が変更となったり振込先などに変更があった場合は、改めて年金振込通知書をお送りいたします。
- 表面の年金振込の支払期間(終期)が平成26年2月以前となっている方は、支払額の変更が予定されている方です。
- 平成26年4月分(6月支払予定)からの年金額は、改めてお知らせします。

③ 年金から特別徴収する保険料等について

○日本年金機構は、市区町村からの依頼に基づき、年金から介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民健康保険料(税)、個人住民税を特別徴収しています。

○各支払期に特別徴収する額は、変更となる場合もありますので、市区町村から通知される(されている)通知書でご確認ください。

○後期高齢者医療保険料、国民健康保険料(税)については、市区町村に申し出ることにより、口座振替による支払方法に変更できます。

年金から特別徴収する保険料(税)額、個人住民税額に関するお問い合わせは、お住まいの市(区)役所または町村役場におたずねください。

1311 1018 050A

複数年金受給者あて同封による通知 国民年金（統合通知書）（表）

① 国民年金 年金額改定通知書

〈この通知書は、年金額を証するものですので大切に保管してください。〉

◎年金の種類 年金

年金証書の
基礎年金番号・年金コード

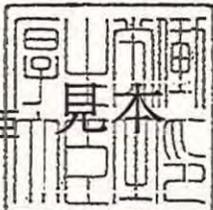
◎受給権者氏名

基 本 額	円
支 給 停 止 額	円
年 金 額 (年額)	円

平成25年10月分から上記のとおり年金額を改定しましたのでお知らせします。
改定した年金額は、平成25年12月(10、11月分)からお支払いします。

年 月 日

厚生労働大臣



〈改定内容に関しては、裏面①をお読みください。〉

② 年金振込通知書

◎年金の種類 年金

◎年金証書の基礎年金番号・年金コード

◎年金受給権者氏名

◎振込先

◎「年金支払額」及び「年金から特別徴収する保険料等」等の金額

年 金 支 払 額	円
介 護 保 険 料 額	円
	円
所 得 税 額 お よ び 復 興 特 別 所 得 税 額	円
個 人 住 民 税 額	円
控 除 後 振 込 額	円

※年金から特別徴収する保険料等とは、介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民健康保険料(税)及び個人住民税となります。

年 月 日

厚生労働省

官署支出官 厚生労働省年金局事業企画課長



① 平成25年10月分からの年金額の改定について

- 年金額は物価が上昇すれば増額し、物価が低下すれば減額する仕組みを基本としております。(物価スライド)
- 現在の年金は、過去に物価が下落したにもかかわらず、年金額を据え置いたことで、本来の水準よりも2.5%高い水準(特例水準)となっております。
- 平成24年の法律改正で、平成25年10月、平成26年4月および平成27年4月に段階的に特例水準を解消することにより、年金財政の改善を図るとともに、将来の受給者となる若い世代にも考慮して、世代間の公平を図ることとなりました。
- このため、平成25年10月分としてお支払いする年金額からは、9月までの額に比べ、マイナス1.0%の改定が行われた額となっております。

【決定に不服のある方へ】

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に文書または口頭で社会保険審査官(地方厚生局内)に審査請求できます。また、その決定に不服があるときは、決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して60日以内に社会保険審査会(厚生労働省内)に再審査請求できます。

なお、この決定の取消の訴えは、再審査請求の裁決を経た後でないと、提起できませんが、再審査請求があった日から3カ月を経過しても裁決がないときや、決定の執行等による著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、裁決を経なくても提起できます。この訴えは、裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6カ月以内に、国を被告(代表者は法務大臣)として提起できます。ただし、原則として、裁決の日から1年を経過すると訴えを提起できません。

※年金額改定の制度に対する不服は審査請求の対象となりません。
※詳しくは「ねんきんダイヤル」へお問い合わせください。

② 支払予定日について

年金の支払日は原則偶数月の15日です。ただし、15日が土曜日、日曜日または祝日のときは、その直前の金融機関の営業日となります。

平成25年度分の支払予定日は次のとおりです。

【平成25年】

- 12月13日(10月、11月分)

【平成26年】

- 2月14日(12月、1月分) ●4月15日(2月、3月分)

〈注意事項〉

- 支払額が変更となったり振込先などに変更があった場合は、改めて年金振込通知書をお送りいたします。
- 表面の年金振込の支払期間(終期)が平成26年2月以前となっている方は、支払額の変更が予定されている方です。
- 平成26年4月分(6月支払予定)からの年金額は、改めてお知らせします。

③ 年金から特別徴収する保険料等について

○日本年金機構は、市区町村からの依頼に基づき、年金から介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民健康保険料(税)、個人住民税を特別徴収しています。

○各支払期に特別徴収する額は、変更となる場合もありますので、市区町村から通知される(されている)通知書でご確認ください。

○後期高齢者医療保険料、国民健康保険料(税)については、市区町村に申し出ることにより、口座振替による支払方法に変更できます。

年金から特別徴収する保険料(税)額、個人住民税額に関するお問い合わせは、お住まいの市(区)役所または町村役場におたずねください。

複数年金受給者あて同封による通知 共済年金（統合通知書）（表）

① 共済年金 年金額改定通知書

〈この通知書は、年金額を証するものですので大切に保管してください。〉

◎年金の種類 年金

年金証書の
基礎年金番号・年金コード

◎受給権者氏名

基本額 円
(加給年金額等を含む)

支給停止額 円

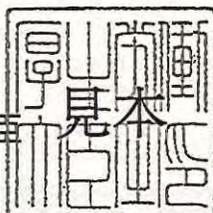
年金額 円

--	--

平成25年10月分から上記のとおり年金額を改定しましたのでお知らせします。
改定した年金額は、平成25年12月(10、11月分)からお支払いします。

年 月 日

厚生労働大臣



〈改定内容に関しては、裏面①をお読みください。〉

② 年金振込通知書

◎年金の種類 年金

◎年金証書の基礎年金番号・年金コード

◎年金受給権者氏名

◎振込先

◎「年金支払額」及び「年金から特別徴収する保険料等」等の金額

年金支払額	円
介護保険料額	円
	円
所得税額および復興特別所得税額	円
個人住民税額	円
控除後振込額	円

※年金から特別徴収する保険料等とは、介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民健康保険料(税)及び個人住民税となります。

年 月 日

厚生労働省

官署支出官 厚生労働省年金局事業企画課長



① 平成25年10月分からの年金額の改定について

- 年金額は物価が上昇すれば増額し、物価が低下すれば減額する仕組みを基本としております。(物価スライド)
- 現在の年金は、過去に物価が下落したにもかかわらず、年金額を据え置いたことで、本来の水準よりも2.5%高い水準(特例水準)となっております。
- 平成24年の法律改正で、平成25年10月、平成26年4月および平成27年4月に段階的に特例水準を解消することにより、年金財政の改善を図るとともに、将来の受給者となる若い世代にも考慮して、世代間の公平を図ることとなりました。
- このため、平成25年10月分としてお支払いする年金額からは、9月までの額に比べ、マイナス1.0%の改定が行われた額となっております。

基本額 <small>(前年金額等を含む)</small>	円	○改定された額が、従前保障額(みなし従前保障額)より低い方は、従前額保障適用表示(みなし従前額保障適用表示)欄に「*」が表示されます。 この場合、あなたの年金額は、従前保障額(みなし従前保障額)の年金額がお支払いされることとなります。
支給停止額	円	
年金額	円	
従前保障額 <small>(みなし従前保障額)</small>	円	
従前額保障適用表示 <small>(みなし従前額保障適用表示)</small>		

【決定に不服のある方へ】

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に文書または口頭で社会保険審査官(地方厚生局内)に審査請求できます。また、その決定に不服があるときは、決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して60日以内に社会保険審査会(厚生労働省)内に再審査請求できます。

なお、この決定の取消の訴えは、再審査請求の裁決を経た後でないと、提起できませんが、再審査請求があった日から3カ月を経過しても裁決がないときや、決定の執行等による著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、裁決を経なくても提起できます。この訴えは、裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6カ月以内に、国を被告(代表者は法務大臣)として提起できます。ただし、原則として、裁決の日から1年を経過すると訴えを提起できません。

※年金額改定の制度に対する不服は審査請求の対象となりません。
※詳しくは「ねんきんダイヤル」へお問い合わせください。

② 支払予定日について

年金の支払日は原則偶数月の15日です。ただし、15日が土曜日、日曜日または祝日のときは、その直前の金融機関の営業日となります。

平成25年度分の支払予定日は次のとおりです。

【平成25年】

- 12月13日(10月、11月分)

【平成26年】

- 2月14日(12月、1月分) ●4月15日(2月、3月分)

〈注意事項〉

- 支払額が変更となったり振込先などに変更があった場合は、改めて年金振込通知書をお送りいたします。
- 表面の年金振込の支払期間(終期)が平成26年2月以前となっている方は、支払額の変更が予定されている方です。
- 平成26年4月分(6月支払予定)からの年金額は、改めてお知らせします。

③ 年金から特別徴収する保険料等について

- 日本年金機構は、市区町村からの依頼に基づき、年金から介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民健康保険料(税)、個人住民税を特別徴収しています。
- 各支払期に特別徴収する額は、変更となる場合もありますので、市区町村から通知される(されている)通知書でご確認ください。
- 後期高齢者医療保険料、国民健康保険料(税)については、市区町村に申し出ることにより、口座振替による支払方法に変更できます。

年金から特別徴収する保険料(税)額、個人住民税額に関するお問い合わせは、お住まいの市(区)役所または町村役場におたずねください。

複数年金受給者あて同封による通知 送付状 (表)

↑ 穴あけチエック用 ↓

年金額改定通知書・年金振込通知書の送付について(送付状)

年金額改定通知書・年金振込通知書をお送りいたします。
※2枚以上の通知書をお送りするお客様へ、封筒でお届けしております。

- 年金額改定通知書・年金振込通知書…年金額改定通知書・年金振込通知書が一体となったお知らせ
 - 年金額改定通知書…平成25年10月分以降の年金額が、特例水準の解消により、改定(引き下げ)されたお知らせ
 - 年金振込通知書…銀行口座等へ振込する年金額のお知らせ
- ※年金を受け取っている方の状況により、封入されている通知書の種類が異なります。

お送りした通知書は以下のとおりです。記載内容の説明は各通知書をご覧ください。

○ 対象年金名称および通知書名称

お問い合わせは『ねんきんダイヤル』へ！



0570-05-1165

050から始まる電話または070-5***・070-6***で始まる電話(PHS)でおかけになる場合は
03-6700-1165

お問い合わせの際は、基礎年金番号がわかるものをご用意ください。

<受付時間> 月曜日 午前8:30～午後7:00
火～金曜日 午前8:30～午後5:15
第2土曜日 午前9:30～午後4:00

*月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に午後7:00まで相談をお受けします。
*祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

- ナビダイヤルは、一般の固定電話からおかけになる場合は全国どこからでも、市内通話料金でご利用いただけます。ただし、一般の固定電話以外(携帯電話等)からおかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。
- 「03-6700-1165」の電話番号におかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。
- 「0570」の最初の「0」を省略したり、市外局番をつけて間違い電話になっているケースが発生していますので、おかけ間違いにはご注意ください。
- 月曜日など休日明けや、お客様のお手元に通知書が届いた直後(5日程度)は、電話がつながりにくくなっております。週の後半と月の後半は、つながりやすくなっておりますので、どうぞご利用ください。

日本年金機構ホームページでは年金に関する手続きのご案内、制度改正の概要、お近くの年金事務所の所在地・お問い合わせ先などをご覧いただけます。

<http://www.nenkin.go.jp/>

便利な「ねんきんネット」を使ってみませんか？

- 年金の支払いに関する通知書を画面で確認できます！
 - ・電子版の年金振込通知書や源泉徴収票などが確認できます。
 - ・通知書をダウンロードして、印刷することも可能です。
- ライフプランに合わせた年金額の試算ができます！
 - ・「年金を受け取りながら働き続けた場合の年金額はいくらになるの？」など条件を変えて試算し、わかりやすくグラフで比較できます。
- 記録の「もれ」や「誤り」の発見が容易にできます！
 - ・「持ち主不明記録検索」で、お名前や生年月日などを入力すると、持ち主不明記録の中に一致する記録があるかどうか調べることができます。

ご利用登録の方法は「ねんきんネット」で検索

※「ねんきんネット」は、旧法受給者の方(年金証書の年金コードがゼロから始まる(OXXX)老齢年金を受けている方)はご利用いただけませんので、ご了承ください。

※三共済(JR、JT、NTT)受給者の方および農林共済受給者の方は「ねんきんネット」の通知書の確認ができない場合がありますので、ご了承ください。

文書区分		
重要度高	要報告	緊急

統合通知書等の発送（情報提供）

宛先	本部		ブロック本部			事務センター					年金事務所						
	各部(全)	関係部	管理部	相給部	適徴部	厚年G(総務)	厚年G(厚年)	国年G	年給G	記録G	突合G	適用課(総務)	適用課(厚年)	徴収課	国年課	記録課	相談室
		◎		◎					◎								◎

情報提供先	相談センター	社労士会	健保協会	機構健保
	✓			

本部関係部
サービス推進部、年金相談部、業務管理部、障害年金業務部、業務渉外部、支払部

目的・趣旨
統合通知書および改定者一覧表の発送等について、お知らせするものです。

ポイント（内容）

- 「統合通知書」の発送について
平成25年11月7日【給付情 2013-111】「年金額改定通知書の発送【11月送付分】（情報提供）」にて、平成25年12月上旬発送予定としていた統合通知書（ハガキ）の件数、差出郵便局、差出予定日が決まりましたので、お知らせします。詳細については、「別添1」をご参照ください。
なお、複数年金受給者への統合通知書等（封書）の発送は、全件12月5日（木）に差し出します。
- 「改定者一覧表」の発送について
平成25年9月13日【給付指 2013-110】「平成25年10月分からの特例水準解消による年金額改定に伴う事務の取扱い等（その1）（指示・依頼）」にて、「12月12日（予定）に本部より各年金事務所宛てに送付する」としていましたが、市区町村用の「改定者一覧表」について、12月10日（火）から12月12日（木）の間に順次、本部からゆうパックで発送することとなりましたので、お知らせします。各年金事務所ごとの箱数は、「別添2」をご参照ください。
- 「支払関係のお知らせ発送日一覧」について
12月に発送する、支払関係のお知らせの発送日等の一覧表「別添3」を作成しましたので、照会対応等にご活用ください。
- 統合通知書のレイアウトは、「別添4」をご参照ください。
- 通知書の再交付について
年金額改定通知書の再交付は12月4日（水）より可能です。
また、年金振込通知書の再交付は12月6日（金）から9日（月）にかけて順次可能となります。

照会先
本部年金給付部給付企画G
担当 西山・柴田・西條
連絡先
[Redacted]

↑ 穴あけチエック用 ↓

平成25年12月 統合通知書等差出予定日

(別添1)

郵便番号 先頭2桁	都道府県	差出郵便局	任意ハガキ通数 (全制度)	差出予定日	差出区分	同封化通数(封書) (全制度)	差出予定日	差出区分
00	北海道	札幌中央郵便局	280,337	12/7(土)	特割	41,602		
01	秋田県	秋田中央郵便局	352,152	12/7(土)	特割	61,371		
02	岩手県	盛岡中央郵便局	393,183	12/6(金)	特割	69,786		
03	青森県	青森西郵便局	390,653	12/7(土)	特割	66,620		
04	北海道	函館中央郵便局	210,300	12/7(土)	特割	47,411		
05	北海道	苫小牧郵便局	129,841	12/7(土)	特割	28,408		
06	北海道	札幌中央郵便局	348,025	12/7(土)	特割	58,966		
07	北海道	旭川東郵便局	215,661	12/7(土)	特割	36,791		
08	北海道	帯広郵便局	182,720	12/7(土)	特割	33,852		
09	北海道	旭川東郵便局	138,152	12/7(土)	特割	25,052		
10	東京都	新東京郵便局	73,651	12/4(水)	特特割	12,679		
11	東京都	新東京郵便局	200,791	12/4(水)	特特割	33,157		
12	東京都	新東京郵便局	247,054	12/4(水)	特特割	39,823		
13	東京都	新東京郵便局	275,920	12/4(水)	特特割	44,761		
14	東京都	新東京郵便局	216,527	12/4(水)	特特割	38,573		
15	東京都	新東京郵便局	246,604	12/4(水)	特特割	42,976		
16	東京都	新東京郵便局	222,549	12/4(水)	特特割	38,140		
17	東京都	新東京郵便局	299,470	12/4(水)	特特割	50,510		
18	東京都	東京多摩郵便局	313,853	12/4(水)	特特割	52,990		
19	東京都	東京多摩郵便局	423,410	12/4(水)	特特割	69,256		
20	東京都	東京多摩郵便局	188,929	12/4(水)	特特割	30,678		
21	神奈川県	川崎東郵便局	251,519	12/4(水)	特特割	48,419		
22	神奈川県	横浜神奈川郵便局	239,499	12/4(水)	特特割	47,178		
23	神奈川県	横浜神奈川郵便局	387,088	12/4(水)	特特割	77,535		
24	神奈川県	綾瀬郵便局	475,777	12/4(水)	特特割	94,102		
25	神奈川県	綾瀬郵便局	583,647	12/4(水)	特特割	116,818		
26	千葉県	千葉中央郵便局	205,619	12/5(木)	特特割	39,288		
27	千葉県	松戸南郵便局	683,035	12/5(木)	特特割	125,692		
28	千葉県	千葉中央郵便局	259,748	12/5(木)	特特割	43,489		
29	千葉県	千葉中央郵便局	277,130	12/5(木)	特特割	53,562		
30	茨城県	土浦郵便局	389,742	12/4(水)	特特割	61,968		
31	茨城県	水戸中央郵便局	354,471	12/4(水)	特特割	67,052		
32	栃木県	宇都宮東郵便局	484,590	12/4(水)	特特割	96,741		
33	埼玉県	新岩槻郵便局	387,883	12/4(水)	特特割	76,376		
34	埼玉県	新岩槻郵便局	392,803	12/4(水)	特特割	67,745		
35	埼玉県	川越西郵便局	522,593	12/4(水)	特特割	94,081		
36	埼玉県	川越西郵便局	302,772	12/4(水)	特特割	59,743		
37	群馬県	高崎郵便局	513,628	12/4(水)	特特割	103,730		
38	長野県	長野東郵便局	296,408	12/5(木)	特特割	64,292		
39	長野県	松本南郵便局	301,241	12/5(木)	特特割	68,784		
40	山梨県	甲府中央郵便局	223,264	12/4(水)	特特割	43,533		
41	静岡県	沼津郵便局	316,328	12/5(木)	特特割	73,240		
42	静岡県	静岡南郵便局	313,625	12/5(木)	特特割	70,974		
43	静岡県	浜松西郵便局	324,202	12/5(木)	特特割	72,905		
44	愛知県	豊橋南郵便局	407,247	12/6(金)	特割	79,504		
45	愛知県	名古屋神宮郵便局	258,187	12/6(金)	特割	54,599		
46	愛知県	名古屋神宮郵便局	247,355	12/6(金)	特割	51,582		
47	愛知県	名古屋神宮郵便局	278,657	12/6(金)	特割	54,437		
48	愛知県	名古屋神宮郵便局	250,003	12/6(金)	特割	49,811		
49	愛知県	名古屋神宮郵便局	211,029	12/6(金)	特割	36,268	12/5(木)	特特割
50	岐阜県	岐阜中央郵便局	524,249	12/5(木)	特特割	122,378		
51	三重県	四日市西郵便局	464,729	12/7(土)	特割	106,716		
52	滋賀県	大津中央郵便局	317,474	12/5(木)	特特割	74,086		
53	大阪府	新大阪郵便局	206,409	12/5(木)	特特割	44,301		
54	大阪府	新大阪郵便局	151,418	12/5(木)	特特割	32,240		
55	大阪府	新大阪郵便局	190,374	12/5(木)	特特割	40,368		
56	大阪府	新大阪郵便局	391,147	12/5(木)	特特割	77,958		
57	大阪府	新大阪郵便局	388,908	12/5(木)	特特割	77,001		
58	大阪府	新大阪郵便局	246,700	12/5(木)	特特割	50,181		
59	大阪府	新大阪郵便局	392,829	12/5(木)	特特割	83,716		
60	京都府	京都中央郵便局	226,008	12/5(木)	特特割	32,626		
61	京都府	京都中央郵便局	328,891	12/5(木)	特特割	49,460		
62	京都府	福知山郵便局	135,295	12/5(木)	特特割	23,520		
63	奈良県	奈良中央郵便局	357,770	12/5(木)	特特割	70,097		
64	和歌山県	和歌山中央郵便局	272,044	12/5(木)	特特割	60,322		
65	兵庫県	神戸中央郵便局	422,992	12/5(木)	特特割	96,885		
66	兵庫県	尼崎郵便局	446,347	12/5(木)	特特割	102,113		
67	兵庫県	姫路郵便局	442,524	12/5(木)	特特割	107,632		
68	鳥取県	米子郵便局	162,866	12/5(木)	特特割	43,107		
69	島根県	松江中央郵便局	199,507	12/5(木)	特特割	53,016		
70	岡山県	岡山中央郵便局	278,254	12/5(木)	特特割	71,091		
71	岡山県	倉敷郵便局	211,794	12/5(木)	特特割	54,188		
72	広島県	福山東郵便局	245,498	12/6(金)	特割	70,507		
73	広島県	広島中央郵便局	445,921	12/6(金)	特割	114,473		
74	山口県	徳山郵便局	182,375	12/6(金)	特割	43,975		
75	山口県	下関郵便局	238,987	12/6(金)	特割	57,253		
76	香川県	高松南郵便局	265,082	12/6(金)	特割	64,510		
77	徳島県	徳島中央郵便局	222,984	12/6(金)	特割	41,650		
78	高知県	高知東郵便局	215,279	12/6(金)	特割	48,401		
79	愛媛県	松山西郵便局	397,264	12/6(金)	特割	91,030		
80	福岡県	北九州中央郵便局	281,048	12/6(金)	特割	68,761		
81	福岡県	新福岡郵便局	510,003	12/6(金)	特割	104,890		
82	福岡県	新福岡郵便局	157,564	12/6(金)	特割	36,732		
83	福岡県	久留米東郵便局	243,215	12/6(金)	特割	54,229		
84	佐賀県	久留米東郵便局	217,660	12/6(金)	特割	49,428		
85	長崎県	大村郵便局	362,347	12/7(土)	特割	79,047		
86	熊本県	熊本北郵便局	490,075	12/7(土)	特割	94,346		
87	大分県	大分東郵便局	342,307	12/7(土)	特割	62,886		
88	宮崎県	宮崎中央郵便局	309,665	12/7(土)	特割	62,184		
89	鹿児島県	鹿児島中央郵便局	456,058	12/7(土)	特割	101,880		
90	沖縄県	新東京郵便局	274,730	12/4(水)	特特割	34,651		
91	福井県	福井南郵便局	213,830	12/7(土)	特割	47,100		
92	石川県	新金沢郵便局	305,439	12/7(土)	特割	64,031		
93	富山県	富山西郵便局	293,854	12/5(木)	特特割	79,071		
94	新潟県	長岡郵便局	246,707	12/5(木)	特特割	61,374		
95	新潟県	新潟中央郵便局	401,361	12/5(木)	特特割	92,662		
96	福島県	郡山郵便局	414,250	12/5(木)	特特割	66,730		
97	福島県	郡山郵便局	140,615	12/5(木)	特特割	27,523		
98	宮城県	仙台台郵便局	571,895	12/6(金)	特割	103,615		
99	山形県	山形南郵便局	337,817	12/5(木)	特特割	70,551		
合計			31,011,231			6,283,302		

特割 差出日から送達まで3日程度を要する郵便物
 特特割 差出日から送達まで7日程度を要する郵便物

穴あけエック用

改定者一覧表 (新法(市町村)、国年、短期(旧)、短期(新))
事務所別箱数一覧

項番	都道府県区分	事務所名	箱数
1	01	札幌東	2
2	01	新さっぽろ	2
3	01	札幌西	1
4	01	函館	2
5	01	旭川	2
6	01	釧路	1
7	01	岩見沢	1
8	01	室蘭	1
9	01	小樽	1
10	01	北見	2
11	01	帯広	2
12	01	砂川	1
13	01	稚内	1
14	01	留萌	1
15	01	苫小牧	1
16	01	札幌北	2
17	02	青森	2
18	02	八戸	2
19	02	弘前	2
20	02	むつ	1
21	03	盛岡	2
22	03	一関	2
23	03	宮古	1
24	03	二戸	1
25	03	花巻	1
26	04	仙台南	1
27	04	古川	2
28	04	石巻	1
29	04	仙台北	2
30	04	仙台東	1
31	04	大河原	1
32	05	秋田	2
33	05	鷹巣	1
34	05	大曲	2
35	05	本荘	1
36	06	山形	2
37	06	鶴岡	2
38	06	米沢	1
39	06	新庄	1
40	06	寒河江	1
41	07	東北福島	2
42	07	平	1
43	07	郡山	2
44	07	会津若松	1
45	07	相馬	1
46	07	白河	1
47	08	水戸南	2
48	08	土浦	3
49	08	日立	1
50	08	下館	2
51	08	水戸北	2
52	09	宇都宮西	2
53	09	栃木	2
54	09	今市	1
55	09	大田原	1
56	09	宇都宮東	1
57	10	前橋	2
58	10	桐生	1
59	10	高崎	2
60	10	渋川	1

項番	都道府県区分	事務所名	箱数
61	10	太田	1
62	11	浦和	2
63	11	熊谷	2
64	11	川越	3
65	11	春日部	2
66	11	秩父	1
67	11	大宮	2
68	11	所沢	2
69	11	越谷	2
70	12	千葉	3
71	12	船橋	2
72	12	木更津	2
73	12	佐原	2
74	12	松戸	3
75	12	幕張	2
76	12	市川	1
77	21	千代田	1
78	21	青梅	1
79	21	目黒	1
80	21	渋谷	1
81	21	池袋	1
82	21	荒川	1
83	21	墨田	1
84	21	八王子	2
85	21	中央	1
86	21	港	1
87	21	新宿	1
88	21	杉並	1
89	21	中野	1
90	21	上野	1
91	21	文京	1
92	21	江東	1
93	21	江戸川	1
94	21	品川	1
95	21	大田	2
96	21	世田谷	2
97	21	北	1
98	21	板橋	1
99	21	練馬	2
100	21	足立	2
101	21	葛飾	1
102	21	立川	2
103	21	武蔵野	3
104	21	府中	2
105	31	港北	2
106	31	横浜西	3
107	31	川崎	1
108	31	平塚	2
109	31	横須賀	2
110	31	小田原	1
111	31	相模原	2
112	31	高津	2
113	31	鶴見	1
114	31	横浜中	1
115	31	横浜南	2
116	31	厚木	2
117	31	藤沢	2
118	32	新潟西	2
119	32	長岡	2
120	32	上越	1

項番	都道府県区分	事務所名	箱数
121	32	三條	1
122	32	新発田	1
123	32	柏崎	1
124	32	新潟東	2
125	32	六日町	1
126	33	富山	1
127	33	高岡	1
128	33	魚津	1
129	33	砺波	1
130	34	金沢北	2
131	34	七尾	1
132	34	小松	1
133	34	金沢南	1
134	35	福井	2
135	35	敦賀	1
136	35	武生	1
137	36	甲府	1
138	36	大月	1
139	36	竜王	1
140	37	長野南	2
141	37	岡谷	1
142	37	松本	2
143	37	小諸	2
144	37	飯田	1
145	37	伊那	1
146	37	長野北	1
147	38	岐阜南	1
148	38	多治見	1
149	38	大垣	1
150	38	高山	1
151	38	美濃加茂	1
152	38	岐阜北	2
153	39	静岡	2
154	39	浜松西	2
155	39	沼津	1
156	39	島田	2
157	39	富士	1
158	39	浜松東	2
159	39	清水	1
160	39	三島	2
161	39	掛川	1
162	41	玉出	1
163	41	淀川	1
164	41	城東	1
165	41	天王寺	2
166	41	貝塚	2
167	41	堺東	2
168	41	東大阪	1
169	41	吹田	2
170	41	堺西	1
171	41	守口	1
172	41	大手前	1
173	41	今里	1
174	41	天満	1
175	41	福島	1
176	41	堀江	1
177	41	平野	1
178	41	難波	1
179	41	八尾	1
180	41	豊中	2

項番	都道府県区分	事務所名	箱数
181	41	枚方	2
182	41	市岡	1
183	42	東灘	1
184	42	加古川	1
185	42	兵庫	1
186	42	尼崎	2
187	42	姫路	2
188	42	明石	2
189	42	豊岡	1
190	42	西宮	2
191	42	三宮	1
192	42	須磨	2
193	51	昭和	1
194	51	豊川	1
195	51	名古屋北	1
196	51	中村	1
197	51	豊橋	2
198	51	一宮	2
199	51	岡崎	1
200	51	半田	1
201	51	刈谷	1
202	51	瀬戸	1
203	51	大曾根	1
204	51	名古屋西	1
205	51	鶴舞	1
206	51	笠寺	1
207	51	熱田	1
208	51	豊田	1
209	52	津	2
210	52	四日市	2
211	52	松阪	1
212	52	尾鷲	1
213	52	伊勢	1
214	53	大津	1
215	53	彦根	2
216	53	草津	1
217	54	上京	1
218	54	京都西	2
219	54	中京	1
220	54	下京	1
221	54	京都南	2
222	54	舞鶴	1
223	55	奈良	2
224	55	大和高田	2
225	55	桜井	1
226	56	和歌山東	2
227	56	田辺	2
228	56	和歌山西	1
229	57	鳥取	1
230	57	米子	1
231	57	倉吉	1
232	58	松江	2
233	58	浜田	1
234	58	出雲	1
235	59	岡山西	2
236	59	倉敷東	1
237	59	津山	1
238	59	高梁	1
239	59	岡山東	1
240	59	倉敷西	1

↑ 穴あけチエック用 ↓

項番	都道府県区分	事務所名	箱数
241	60	広島東	1
242	60	広島西	1
243	60	福山	1
244	60	呉	2
245	60	三原	1
246	60	三次	1
247	60	広島南	1
248	60	備後府中	1
249	61	山口	1
250	61	下関	1
251	61	徳山	1
252	61	萩	1
253	61	岩国	1
254	61	宇部	1
255	71	徳島北	2
256	71	阿波半田	1
257	71	徳島南	1
258	72	高松東	1
259	72	善通寺	1
260	72	高松西	1
261	73	松山西	1
262	73	今治	1
263	73	宇和島	1
264	73	松山東	2
265	73	新居浜	1
266	74	高知東	1
267	74	幡多	1
268	74	南国	1
269	74	高知西	1
270	75	東福岡	2
271	75	中福岡	1
272	75	小倉北	1
273	75	久留米	2
274	75	直方	2
275	75	八幡	2
276	75	大牟田	1
277	75	南福岡	2
278	75	博多	1
279	75	小倉南	2
280	75	西福岡	2
281	76	佐賀	2
282	76	唐津	1
283	76	武雄	1
284	77	長崎北	1
285	77	佐世保	2
286	77	諫早	2
287	77	長崎南	2
288	78	熊本西	3
289	78	八代	2
290	78	本渡	1
291	78	玉名	1
292	78	熊本東	2
293	79	大分	2
294	79	別府	2
295	79	佐伯	1
296	79	日田	1
297	80	宮崎	2
298	80	延岡	1
299	80	都城	2
300	80	高鍋	1

項番	都道府県区分	事務所名	箱数
301	81	鹿児島南	1
302	81	奄美大島	1
303	81	鹿屋	2
304	81	川内	1
305	81	鹿児島北	2
306	81	加治木	1
307	82	那覇	2
308	82	コザ	2
309	82	名護	1
310	82	平良	1
311	82	石垣	1
312	82	浦添	1

↑ 穴あけチエツク用 ↓

支払関係のお知らせ(12月分)発送日一覧

帳票名	郵便局への差出日	差出郵便局	備考
統合通知書 (年金額改定通知書+年金振込通知書)	平成25年12月4日～7日	全国の統括統括郵便局	統合通知書通数(圧着ハガキ) 31,011,231件 各地域の差出予定日、通数は「別添1」をご参照ください。
統合通知書(複数年金同封化) (統合通知書+統合通知書等)	平成25年12月5日	銀座郵便局等	同封化件数(封書) 6,283,302件 通知書を作成する外部委託事業者の最寄の郵便局で差し出します。 (銀座、新岩槻、新大阪、新仙台、川越西、松戸南、奈良中央郵便局)
年金額改定通知書	平成25年12月5日	新仙台郵便局	
年金振込通知書	平成25年12月5日	新大阪郵便局	
年金送金通知書	平成25年12月6日	杉並南郵便局	
支給額変更通知書	平成25年12月5日	札幌中央郵便局	
年金支払通知書 (年金振込通知書+支払額(振込額)のお知らせ)	平成25年12月5日	札幌中央郵便局	
未支給統合通知書 (未支給決定通知書+未支給振込通知書)	平成25年12月5日	新大阪郵便局	
未支給決定通知書	平成25年12月5日	新大阪郵便局	
未支給振込通知書	平成25年12月5日	新大阪郵便局	
未支給送金通知書	平成25年12月5日	新大阪郵便局	

※「年金送金通知書」を除く各帳票に対して、3日または7日の配送猶予のある郵便割引を使って発送しております。

統合通知書 国民年金・厚生年金保険



親展 (Read in person)



大切なお知らせ (Important Notice)

- ① 年金額改定通知書
- ② 年金振込通知書

差出人 (Sender)



〒168-8505 東京都杉並区高井戸西三丁目5番24号

「ご案内は内側にあります。」

矢印の方向へゆっくりていねいに開いてください。
(水に濡れている場合は、よく乾かしてから開いてください。)

① 国民年金 厚生年金保険 年金額改定通知書

(この通知書は、年金額を証するものですので大切に保管してください)

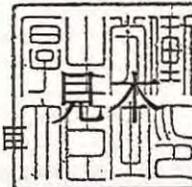
年金の種類	年金
基礎年金番号	年金コード

受給権者氏名

(基礎年金) 国民年金	基本額	円
	支給停止額	円
	年金額	円
厚生年金保険	基本額	円
	支給停止額	円
	年金額	円
合計年金額(年額)		円

平成25年10月分から上記のとおり年金額を改定しましたのでお知らせします。
改定した年金額は、平成25年12月(10、11月分)からお支払いします。

平成25年12月4日



厚生労働大臣 (Minister of Health, Labour and Welfare)

(改定内容に関しては、裏面をお読みください)

② 年金振込通知書 別添4

以下の金額がご指定の金融機関の預貯金口座に振り込まれます。
なお、お支払いは平成 年 月から平成 年 月までの各偶数月に行われます。(裏面の支払予定日をご参照ください)

年金の種類	年金
基礎年金番号	年金コード

受給権者氏名

振込先

「年金支払額」および「年金から特別徴収する保険料(税)額」等の金額

年金支払額	円
介護保険料額	円
	円
所得税額および復興特別所得税額	円
個人住民税額	円
控除後振込額	円

※年金から特別徴収する保険料等とは、介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民健康保険料(税)および個人住民税となります。

平成25年12月4日

厚生労働省

官署支出官 厚生労働省年金局事業企画課長



お問い合わせは『ねんきんダイヤル』へ！



0570-05-1165

050から始まる電話または070-5***・070-6***で始まる電話(PHS)でおかけになる場合は
03-6700-1165

お問い合わせの際は、**基礎年金番号**がわかるものをご用意ください。

＜受付時間＞	月 曜 日	午前 8 : 30 ~ 午後 7 : 00
	火 ~ 金 曜 日	午前 8 : 30 ~ 午後 5 : 15
	第 2 土 曜 日	午前 9 : 30 ~ 午後 4 : 00

- ナビダイヤルは、一般の固定電話からおかけになる場合は全国どこからでも、市内通話料金でご利用いただけます。ただし、一般の固定電話以外(携帯電話等)からおかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。
- 「03-6700-1165」の電話番号でおかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。
- 「0570」の最初の「0」を省略したり、市外局番をつけて間違い電話になっているケースが発生していますので、おかけ間違いにはご注意ください。
- 月曜日など休日明けや、お客様のお手元に通知書が届いた直後(5日程度)は電話がつながりにくくなっています。週の後半と月の後半は、つながりやすくなっていますので、どうぞご利用ください。

便利な「ねんきんネット」を使ってみませんか？

- 年金の支払いに関する通知書を画面で確認できます！
 - ・電子版の年金振込通知書や源泉徴収票などが確認できます。
 - ・通知書をダウンロードして、印刷することも可能です。
- ライフプランに合わせた年金額の試算ができます！
 - ・「年金を受け取りながら働き続けた場合の年金額はいくらになるの？」など条件を変えて試算し、わかりやすくグラフで比較できます。
- 記録の「もれ」や「誤り」の発見が容易にできます！
 - ・「持主不明記録検索」で、お名前や生年月日などを入力すると、持主不明記録の中に一致する記録があるかどうか調べることができます。

ご利用登録の 방법은「ねんきんネット」で検索

日本年金機構ホームページでは年金に関する手続きのご案内、制度改正の概要、お近くの年金事務所の所在地・お問い合わせ先などをご覧いただけます。

<http://www.nenkin.go.jp/>

日本年金機構

検索

1312 1018 019E

平成25年10月分からの年金額の改定について

- 年金額は物価が上昇すれば増額し、物価が低下すれば減額する仕組みを基本としております。(物価スライド)
- 現在の年金は、過去に物価が下落したにもかかわらず、年金額を据え置いたことで、本来の水準よりも2.5%高い水準(特例水準)となっております。
- 平成24年の法律改正で、平成25年10月、平成26年4月および平成27年4月に段階的に特例水準を解消することにより、年金財政の改善を図るとともに、将来の受給者となる若い世代にも考慮して、世代間の公平を図ることとなりました。
- このため、平成25年10月分としてお支払いする年金額からは、9月までの額に比べ、マイナス1.0%の改定が行われた額となっております。
- 厚生年金基金から年金を受けられている方の年金額は、国からお支払いする年金額と厚生年金基金からお支払いする代行部分の年金額との合計額となります。この合計額から1.0%引き下げる改定が行われますが、厚生年金基金の代行部分は引き下げ分の調整が行われないため、国からお支払いする年金額から、厚生年金基金代行部分に係る引き下げ分も合わせて差し引かれています。

【決定に不服のある方へ】

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に文書または口頭で社会保険審査官(地方厚生局内)に審査請求できます。また、その決定に不服があるときは、決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して60日以内に社会保険審査会(厚生労働省内)に再審査請求できます。
なお、この決定の取消の訴えは、再審査請求の裁決を経た後でないと、提起できませんが、再審査請求があった日から3カ月を経過しても裁決がないときや、決定の執行等による著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、裁決を経なくても提起できます。この訴えは、裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6カ月以内に、国を被告(代表者は法務大臣)として提起できます。ただし、原則として、裁決の日から1年を経過すると訴えを提起できません。

※年金額改定の制度に対する不服は審査請求の対象となりません。
※詳しくは「ねんきんダイヤル」へお問い合わせください。

支払予定日について

年金の支払日は原則偶数月の15日です。ただし、15日が土曜日、日曜日または祝日のときは、その直前の金融機関の営業日となります。
平成25年度分の支払予定日は次のとおりです。

【平成25年】

・12月13日(10月、11月分)

【平成26年】

・2月14日(12月、1月分) ・4月15日(2月、3月分)

〈注意事項〉

- 支払額が変更となったり振込先などに変更があった場合は、改めて年金振込通知書をお送りいたします。
- 表面の年金振込の支払期間(終期)が平成26年2月以前となっている方は、支払額の変更が予定されている方です。
- 平成26年4月分(6月支払予定)からの年金額は、改めてお知らせします。

年金から特別徴収する保険料等について

- 日本年金機構は、市区町村からの依頼に基づき、年金から介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民健康保険料(税)、個人住民税を特別徴収しています。
- 各支払期に特別徴収する額は、変更となる場合もありますので、市区町村から通知される(されている)通知書でご確認ください。
- 後期高齢者医療保険料、国民健康保険料(税)については、市区町村に申し出ることににより、口座振替による支払方法に変更できます。

年金から特別徴収する保険料(税)額、個人住民税額に関するお問い合わせは、お住まいの市(区)役所または町村役場におたずねください。

統合通知書 厚生年金保険



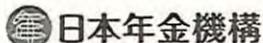
親展

+
+
+
+
+

大切なお知らせ

- ① 年金額改定通知書
- ② 年金振込通知書

差出人



日本年金機構

Japan Pension Service
〒168-8505 東京都杉並区高井戸西三丁目5番24号

「ご案内は内側にあります。」

矢印の方向へゆっくりと開いてください。

(水に濡れている場合は、よく乾かしてから開いてください。)

① 厚生年金保険 年金額改定通知書

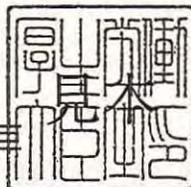
〈この通知書は、年金額を証するものですので大切に保管してください〉

年金の種類	年金	
基礎年金番号	年金コード	
受給権者氏名		

基本額	円
	円
支給停止額	円
年金額(年額)	円

平成25年10月分から上記のとおり年金額を改定しましたのでお知らせします。
改定した年金額は、平成25年12月(10、11月分)からお支払いします。

平成 25 年 12 月 4 日



厚生労働大臣

〈改定内容に関しては、裏面をお読みください〉

② 年金振込通知書

以下の金額がご指定の金融機関の預貯金口座に振り込まれます。
なお、お支払いは平成 年 月から平成 年 月までの各偶数月に行われます。(裏面の支払予定日をご参照ください)

年金の種類	年金	
基礎年金番号	年金コード	

受給権者氏名
振込先

「年金支払額」および「年金から特別徴収する保険料(税)額」等の金額	
年金支払額	円
介護保険料額	円
	円
所得税額および復興特別所得税額	円
個人住民税額	円
控除後振込額	円

※年金から特別徴収する保険料等とは、介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民健康保険料(税)および個人住民税となります。

平成 25 年 12 月 4 日



厚生労働省
官習支官 厚生労働省年金局事業企画課

お問い合わせは「ねんきんダイヤル」へ！



0570-05-1165

050から始まる電話または070-5***・070-6***で始まる電話(PHS)でおかけになる場合は03-6700-1165

お問い合わせの際は、基礎年金番号がわかるものをご用意ください。

＜受付時間＞ 月曜日 午前8:30～午後7:00
火～金曜日 午前8:30～午後5:15
第2土曜日 午前9:30～午後4:00

- ナビダイヤルは、一般の固定電話からおかけになる場合は全国どこからでも、市内通話料金でご利用いただけます。ただし、一般の固定電話以外(携帯電話等)からおかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。
- 「03-6700-1165」の電話番号でおかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。
- 「0570」の最初の「0」を省略したり、市外局番をつけて間違いの電話になっているケースが発生していますので、おかけ間違いにはご注意ください。
- 月曜日など休日明けや、お客様のお手元に通知書が届いた直後(5日程度)は電話がつながりにくくなっています。週の後半と月の後半は、つながりやすくなっていますので、どうぞご利用ください。

便利な「ねんきんネット」を使ってみませんか？

- 年金の支払いに関する通知書を画面で確認できます！
・電子版の年金振込通知書や源泉徴収票などが確認できます。
・通知書をダウンロードして、印刷することも可能です。
- ライフプランに合わせた年金額の試算ができます！
・「年金を受け取りながら働けた場合の年金額はいくらになるの？」など条件を変えて試算し、わかりやすくグラフで比較できます。
- 記録の「もれ」や「誤り」の発見が容易にできます！
・「持ち主不明記録検索」で、お名前や生年月日などを入力すると、持ち主不明記録の中に一致する記録があるかどうか調べることができます。

ご利用登録の方法は「ねんきんネット」で検索 **ねんきんネット** 検索

日本年金機構ホームページでは年金に関する手続きのご案内、制度改正の概要、お近くの年金事務所の所在地・お問い合わせ先などをご覧いただけます。

<http://www.nenkin.go.jp/>

日本年金機構 検索

1312 1018 020

平成25年10月分からの年金額の改定について

- 年金額は物価が上昇すれば増額し、物価が低下すれば減額する仕組みを基本としております。(物価スライド)
- 現在の年金は、過去に物価が下落したにもかかわらず、年金額を据え置いたことで、本来の水準よりも2.5%高い水準(特例水準)となっております。
- 平成24年の法律改正で、平成25年10月、平成26年4月および平成27年4月に段階的に特例水準を解消することにより、年金財政の改善を図るとともに、将来の受給者となる若い世代にも考慮して、世代間の公平を図ることとなりました。
- このため、平成25年10月分としてお支払いする年金額からは、9月までの額に比べ、マイナス1.0%の改定が行われた額となっております。
- 厚生年金基金から年金を受けられている方の年金額は、国からお支払いする年金額と厚生年金基金からお支払いする代行部分の年金額との合計額となります。この合計額から1.0%引き下げる改定が行われますが、厚生年金基金の代行部分は引き下げ分の調整が行われないため、国からお支払いする年金額から、厚生年金基金代行部分に係る引き下げ分も合わせて差し引かれています。

【決定に不服のある方へ】

この決定に不服があるときは、この決定があったことを加った日の翌日から起算して60日以内に文書または口頭で社会保障審査官(地方厚生局内)に審査請求できます。また、その決定に不服があるときは、決定書の原本が交付された日の翌日から起算して60日以内に社会保障審査官(厚生労働省庁内)に審査請求できます。
なお、この決定の取消の訴えは、審査請求の異議を呈した後でないと、提起できませんが、審査請求があった日から3ヶ月を経過しても異議がないときや、決定の執行等による著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき、その修正や理由があるときは、異議を呈なくても提起できます。この訴えは、異議の提出を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に、国を被告(代表者は法務大臣)として提起できます。ただし、原則として、異議の日から1年を経過すると訴えを提起できません。

※年金額改定の制度に対する不服は審査請求の対象となりません。
※詳しくは「ねんきんダイヤル」へお問い合わせください。

支払予定日について

年金の支払日は原則偶数月の15日です。ただし、15日が土曜日、日曜日または祝日のときは、その直前の金融機関の営業日となります。平成25年度分の支払予定日は次のとおりです。

【平成25年】

・12月13日(10月、11月分)

【平成26年】

・2月14日(12月、1月分) ・4月15日(2月、3月分)

〈注意事項〉

- 支払額が変更となったり振込先などに変更があった場合は、改めて年金振込通知書をお送りいたします。
- 表面の年金振込の支払期間(終期)が平成26年2月以前となっている方は、支払額の変更が予定されている方です。
- 平成26年4月分(6月支払予定)からの年金額は、改めてお知らせします。

年金から特別徴収する保険料等について

- 日本年金機構は、市区町村からの依頼に基づき、年金から介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民健康保険料(税)、個人住民税を特別徴収しています。
- 各支払期に特別徴収する額は、変更となる場合もありますので、市区町村から通知される(されている)通知書でご確認ください。
- 後期高齢者医療保険料、国民健康保険料(税)については、市区町村に申し出ることで、口座振替による支払方法に変更できます。

年金から特別徴収する保険料(税)額、個人住民税額に関するお問い合わせは、お住まいの市(区)役所または町村役場におたずねください。

統合通知書 国民年金



親展

+
+
+
+
+

大切なお知らせ

- ① 年金額改定通知書
- ② 年金振込通知書

差出人



日本年金機構

Japan Pension Service

〒168-8505 東京都杉並区高井戸西三丁目5番24号

「ご案内は内側にあります。」

矢印の方向へゆっくりと開いてください。

(水に濡れている場合は、よく乾かしてから開いてください。)

① 国民年金 年金額改定通知書

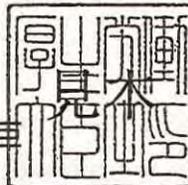
(この通知書は、年金額を証するものですので大切に保管してください)

年金の種類	年金
基礎年金番号	年金コード
受給権者氏名	

基本額	円
	円
支給停止額	円
年金額(年額)	円

平成25年10月分から上記のとおり年金額を改定しましたのでお知らせします。改定した年金額は、平成25年12月(10、11月分)からお支払いします。

平成 25 年 12 月 4 日



厚生労働大臣

(改定内容に関しては、裏面をお読みください)

② 年金振込通知書

以下の金額がご指定の金融機関の預貯金口座に振り込まれます。なお、お支払いは平成 年 月から平成 年 月までの各偶数月に行われます。(裏面の支払予定日をご参照ください)

年金の種類	年金
基礎年金番号	年金コード

受給権者氏名

振込先

「年金支払額」および「年金から特別徴収する保険料(税)額」等の金額

年金支払額	円
介護保険料額	円
	円
所得税額および復興特別所得税額	円
個人住民税額	円
控除後振込額	円

※年金から特別徴収する保険料等とは、介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民健康保険料(税)および個人住民税となります。

平成 25 年 12 月 4 日



厚生労働省
官署支出官

厚生労働省年金局事業企画課

お問い合わせは「ねんきんダイヤル」へ！



0570-05-1165

050から始まる電話または070-5***・070-6***で始まる電話(PHS)でおかけになる場合は
03-6700-1165

お問い合わせの際は、基礎年金番号がわかるものをご用意ください。

<受付時間> 月曜日 午前8:30～午後7:00
火～金曜日 午前8:30～午後5:15
第2土曜日 午前9:30～午後4:00

○ナビダイヤルは、一般の固定電話からおかけになる場合は全国どこからでも、市内通話料金でご利用いただけます。ただし、一般の固定電話以外(携帯電話等)からおかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。

○「03-6700-1165」の電話番号でおかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。

○「0570」の最初の「0」を省略したり、市外局番をつけて間違い電話になっているケースが発生していますので、おかけ間違いにはご注意ください。

○月曜日など休日明けや、お客様のお手元に通知書が届いた直後(5日程度)は電話がつながりにくくなっております。週の後半と月の後半は、つながりやすくなっておりますので、どうぞご利用ください。

便利な「ねんきんネット」を使ってみませんか？

- 年金の支払いに関する通知書を画面で確認できます！
・電子版の年金振込通知書や源泉徴収票などが確認できます。
・通知書をダウンロードして、印刷することも可能です。
- ライフプランに合わせた年金額の試算ができます！
・「年金を受け取りながら働き続けた場合の年金額はいくらになるの？」など条件を変えて試算し、わかりやすくグラフで比較できます。
- 記録の「もれ」や「誤り」の発見が容易にできます！
・「持ち主不明記録検索」で、お名前や生年月日などを入力すると、持ち主不明記録の中に一致する記録があるかどうか調べることができます。

ご利用登録の方法は「ねんきんネット」で検索 **ねんきんネット** 検索

日本年金機構ホームページでは年金に関する手続きのご案内、制度改正の概要、お近くの年金事務所所在地・お問い合わせ先などをご覧いただけます。

<http://www.nenkin.go.jp/>

日本年金機構 検索

1312 1018 022

平成25年10月分からの年金額の改定について

- 年金額は物価が上昇すれば増額し、物価が低下すれば減額する仕組みを基本としております。(物価スライド)
- 現在の年金は、過去に物価が下落したにもかかわらず、年金額を据え置いたことで、本来の水準よりも2.5%高い水準(特例水準)となっております。
- 平成24年の法律改正で、平成25年10月、平成26年4月および平成27年4月に段階的に特例水準を解消することにより、年金財政の改善を図るとともに、将来の受給者となる若い世代にも考慮して、世代間の公平を図ることとなりました。
- このため、平成25年10月分としてお支払いする年金額からは、9月までの額に比べ、マイナス1.0%の改定が行われた額となっております。

【決定に不服のある方へ】

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に支店または口頭で社会保障審査官(地方厚生局内)に審査請求できます。また、その決定に不服があるときは、決定書の謄本を交付された日の翌日から起算して60日以内に社会保障審査会(厚生労働省内)に再審査請求できます。
なお、この決定の取消の訴えは、再審査請求の裁決を経た後でないや、提起できませんが、再審査請求があった日から3カ月を経過しても裁決がないときや、決定の執行等による著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、裁決を経なくても提起できます。この訴えは、裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6カ月以内に、国を被告(代表者は法務大臣)として提起できます。ただし、原則として、裁決の日から1年を経過すると訴えを提起できません。

※年金改定の制度に対する不服は審査請求の対象となりません。
※詳しくは「ねんきんダイヤル」へお問い合わせください。

支払予定日について

年金の支払日は原則偶数月の15日です。ただし、15日が土曜日、日曜日または祝日のときは、その直前の金融機関の営業日となります。平成25年度分の支払予定日は次のとおりです。

【平成25年】

・12月13日(10月, 11月分)

【平成26年】

・2月14日(12月, 1月分) ・4月15日(2月, 3月分)

〈注意事項〉

- 支払額が変更となったり振込先などに変更があった場合は、改めて年金振込通知書をお送りいたします。
- 表面の年金振込の支払期間(終期)が平成26年2月以前となっている方は、支払額の変更が予定されている方です。
- 平成26年4月分(6月支払予定)からの年金額は、改めてお知らせします。

年金から特別徴収する保険料等について

- 日本年金機構は、市区町村からの依頼に基づき、年金から介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民健康保険料(税)、個人住民税を特別徴収しています。
- 各支払期に特別徴収する額は、変更となる場合もありますので、市区町村から通知される(されている)通知書でご確認ください。
- 後期高齢者医療保険料、国民健康保険料(税)については、市区町村に申し出ることに伴い、口座振替による支払方法に変更できます。

年金から特別徴収する保険料(税)額、個人住民税額に関するお問い合わせは、お住まいの市(区)役所または町村役場におたずねください。

統合通知書 共済年金

料金後納
郵便

親展

大切なお知らせ

- ① 年金額改定通知書
- ② 年金振込通知書

差出人

 **日本年金機構**
Japan Pension Service

〒168-8505 東京都杉並区高井戸西三丁目5番24号

「ご案内は内側にあります。」

矢印の方向へゆっくりていねいに開いてください。

(水に濡れている場合は、よく乾かしてから開いてください。)

① 共済年金 年金額改定通知書

〈この通知書は、年金額を証するものですので大切に保管してください〉

年金の種類	年金	
基礎年金番号	年金コード	
受給権者氏名		

基本額 (加給年金額等を含む)	円
支給停止額	円

年金額(年額)	円
---------	---

従前保障額 (みなし従前保障額)	円
従前額保障適用表示 (みなし従前額保障適用表示)	

平成25年10月分から上記のとおり年金額を改定しましたのでお知らせします。
改定した年金額は、平成25年12月(10、11月分)からお支払いします。

平成25年12月4日

厚生労働大臣



〈改定内容に関しては、裏面をお読みください〉

② 年金振込通知書

以下の金額がご指定の金融機関の預貯金口座に振り込まれます。
なお、お支払いは平成 年 月から平成 年 月までの
各偶数月に行われます。(裏面の支払予定日をご参照ください)

年金の種類	年金	
基礎年金番号	年金コード	

受給権者氏名
振込先

「年金支払額」および「年金から特別徴収する保険料(税)額」*等の金額

年金支払額	円
介護保険料額	円
	円
所得税額および 復興特別所得税額	円
個人住民税額	円
控除後振込額	円

*年金から特別徴収する保険料等とは、介護保険料、後期高齢者医療保険料、
国民健康保険料(税)および個人住民税となります。

平成25年12月4日

厚生労働省
官署支出官 厚生労働省年金局事業企画課長



お問い合わせは『ねんきんダイヤル』へ!



0570-05-1165

050から始まる電話または070-5***-070-6***で始まる電話(PHS)でおかけになる場合は
03-6700-1165

お問い合わせの際は、**基礎年金番号**がわかるものをご用意ください。

＜受付時間＞ 月曜日 午前8:30～午後7:00
火～金曜日 午前8:30～午後5:15
第2土曜日 午前9:30～午後4:00

○ナビダイヤルは、一般の固定電話からおかけになる場合は全国どこからでも、市内通話料金でご利用いただけます。ただし、一般の固定電話以外(携帯電話等)からおかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。

○「03-6700-1165」の電話番号でおかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。

○「0570」の最初の「0」を省略したり、市外局番をつけて間違い電話になっているケースが発生していますので、おかけ間違いにはご注意ください。

○月曜日など休日明けや、お客様のお手元に通知書が届いた直後(5日程度)は電話がつながりにくくなっております。週の後半と月の後半は、つながりやすくなっておりますので、どうぞご利用ください。

便利な「ねんきんネット」を使ってみませんか?

- 年金の支払いに関する通知書を画面で確認できます!
- ・電子版の年金振込通知書や源泉徴収票などが確認できます。
- ・通知書をダウンロードして、印刷することも可能です。

- ライフプランに合わせた年金額の試算ができます!
- ・「年金を受け取りながら働き続けた場合の年金額はいくらになるの?」など条件を変えて試算し、わかりやすくグラフで比較できます。

- 記録の「もれ」や「誤り」の発見が容易にできます!
- ・「持ち主不明記録検索」で、お名前や生年月日などを入力すると、持ち主不明記録の中に一致する記録があるかどうか調べることができます。

ご利用登録の方法は「ねんきんネット」で検索 **ねんきんネット** 検索

日本年金機構ホームページでは年金に関する手続きのご案内、制度改正の概要、お近くの年金事務所の所在地、お問い合わせ先などをご覧ください。

<http://www.nenkin.go.jp/>

日本年金機構

検索

1312 1018 021

平成25年10月分からの年金額の改定について

○年金額は物価が上昇すれば増額し、物価が低下すれば減額する仕組みを基本としております。(物価スライド)

○現在の年金は、過去に物価が下落したにもかかわらず、年金額を据え置いたことで、本来の水準よりも2.5%高い水準(特例水準)となっております。

○平成24年の法律改正で、平成25年10月、平成26年4月および平成27年4月に段階的に特例水準を解消することにより、年金財政の改善を図るとともに、将来の受給者となる若い世代にも考慮して、世代間の公平を図ることとなりました。

○このため、平成25年10月分としてお支払いする年金額からは、9月までの額に比べ、マイナス1.0%の改定が行われた額となっております。

基本額 <small>(前年金額等を含む)</small>	円	○改定された額が、従前保障額(みなし従前保障額)より低い方は、従前保障額適用表示(みなし従前保障額適用表示)欄に「*」が表示されます。この場合、あなたの年金額は、従前保障額(みなし従前保障額)の年金額がお支払いされることとなります。
支給停止額	円	
年金額(年額)	円	
従前保障額 <small>(みなし従前保障額)</small>	円	
従前保障額適用表示 <small>(みなし従前保障額適用表示)</small>		

[決定に不服のある方へ]

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に文書または口頭で社会保険審査官(地方厚生局内)に審査請求できます。また、その決定に不服があるときは、決定書の原本が送付された日の翌日から起算して60日以内に社会保険審査会(厚生労働省管内)に再審査請求できます。

なお、この決定の取消の訴えは、再審査請求の裁決を経た後でないと、提起できませんが、再審査請求があった日から3カ月を経過しても裁決がないときや、決定の執行等による著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、裁決を待たなくても提起できます。この訴えは、裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6カ月以内に、国を被告(代表者は法務大臣)として提起できます。ただし、原則として、裁決の日から1年を経過すると訴えを提起できません。

※年金額改定の制度に対する不服は審査請求の対象となりません。
※詳しくは「ねんきんダイヤル」へお問い合わせください。

支払予定日について

年金の支払日は原則偶数月の15日です。ただし、15日が土曜日、日曜日または祝日のときは、その直前の金融機関の営業日となります。平成25年度分の支払予定日は次のとおりです。

【平成25年】
・12月13日(10月, 11月分)

【平成26年】
・2月14日(12月, 1月分) ・4月15日(2月, 3月分)

〈注意事項〉

○支払額が変更となったり振込先などに変更があった場合は、改めて年金振込通知書をお送りいたします。

○表面の年金振込の支払期間(終期)が平成26年2月以前となっている方は、支払額の変更が予定されている方です。

○平成26年4月分(6月支払予定)からの年金額は、改めてお知らせします。

年金から特別徴収する保険料等について

○日本年金機構は、市区町村からの依頼に基づき、年金から介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民健康保険料(税)、個人住民税を特別徴収しています。

○各支払期に特別徴収する額は、変更となる場合もありますので、市区町村から通知される(されている)通知書でご確認ください。

○後期高齢者医療保険料、国民健康保険料(税)については、市区町村に申し出るにより、口座振替による支払方法に変更できます。

年金から特別徴収する保険料(税)額、個人住民税額に関するお問い合わせは、お住まいの市(区)役所または町村役場におたずねください。

文書区分		
重要度高	要報告	緊急

平成25年11月25日
業管情 2013-13

成年後見人等からの届出にかかる事務処理のQ & A (情報提供)

宛先	本部		ブロック本部		事務センター						年金事務所						
	各部(全)	関係部	管理部	相給部	適徴部	厚年G(総務)	厚年G(厚年)	国年G	年給G	記録G	突合G	適用課(総務)	適用課(厚年)	徴収課	国年課	記録課	相談室
	○		○						◎								◎

情報提供先	相談センター	社労士会	健保協会	機構健保
	✓	✓		

本部関係部

年金給付部、事業企画部、品質管理部、年金相談部、基幹システム開発部、障害年金業務部、支払部、業務渉外部

目的・趣旨

平成25年8月21日【給付指2013-104】【業管指2013-11】「成年後見人等からの届出にかかる事務移管」(指示・依頼)によりお知らせした事務処理に関するQ & Aを作成しましたので、事務処理の参考にしてください。

ポイント (内容)

- Q & Aは、以下の内容で構成しています。詳細は、別添のとおりです。
 - ・【入力方法・画面表示】(項番1~17)
 - ・【申出書の記入】(項番18)
 - ・【審査】(項番19)
 - ・【受付進捗管理システムへの登録】(項番20)
 - ・【年金からの特別徴収との関係】(項番21)
 - ・【その他】(項番22)

照会先
本部業務管理部業務調整G
担当 草場、押山
連絡先 XXXXXXXXXX

別添

成年後見人等からの届出にかかる事務処理のQ & A

↑
穴あけ
チエツク
用
↓

《 目 次 》

【入力方法・画面表示】

- (1) 通知書等送付先（受給権者原簿の住所）が成年後見人等の住所であったり、年金振込口座名義に成年後見人等の氏名が含まれているにも関わらず、後見人情報・口座名義等記録照会画面（共通 020-6-60 画面）に成年後見人等氏名と連絡先が表示されていない場合があるのはなぜか。 . . . 1
- (2) 共通 020-6-60 画面に成年後見人等氏名・連絡先が表示されていない受給権者について口座名義変更の申出書が提出された場合、どのように入力すればいいですか。 . . . 2
- (3) 届書コード 898 で成年後見人等氏名を入力するとき、姓と名の間には1文字スペースを入れる必要がありますか。
また、法人の場合、スペースは必要ですか。 . . . 3
- (4) 届書コード 898 で成年後見人等氏名を入力するとき、肩書きを入力する必要はありますか。 . . . 4
- (5) 届書コード 898 で成年後見人等氏名を入力するとき、ハイフン（-）を入力することはできますか。 . . . 4
- (6) 登記事項証明書や審判書に記載されている成年後見人等は法人ですが、申出書には法人名に加えて、その法人の理事長名が記入されています。届書コード 898 で成年後見人等氏名を入力するときには、どのように入力すればいいですか。 . . . 5
- (7) 届書コード 899 で口座名義を入力するとき、スペースを入力する必要はありますか。 . . . 5
- (8) 届書コード 899 で口座名義を入力するとき、カッコ表示は入力できますか。 . . . 6
- (9) 届書コード 841-1 で住所変更処理を行うとき、入力可能文字数の関係で、通知書等送付先住所をすべて入力することができません。どのように入力すればいいですか。 . . . 6

- (10) 届書コード 895 で住基更新抑止処理を行おうとしたところ、入力できませんでした。どうしてですか。 . . . 7
- (11) 通知書等送付先を変更せず（受給権者住民票住所のまま）、受取機関や口座名義を変更する旨の申出書が成年後見人等から提出された場合、届書コード 898 の処理では受給権者住民票住所の入力は不要ですか。 . . . 7
- (12) 申出書に記入されている通知書等送付先と受給権者の住民票住所が同じである場合、どのように入力すればいいですか。 . . . 8
- (13) 申出書に記入されている通知書等送付先が、成年後見人等から事務を委任された受任者の住所になっています。
届書コード 841-1 では受任者の住所を入力しますが、届書コード 898 で入力する成年後見人等氏名と連絡先にも、受任者の氏名と連絡先を入力するのですか。 . . . 9
- (14) 申出書に成年後見人等の連絡先が2つ（固定電話と携帯電話）記入されています。
届書コード 898 で連絡先を入力するときは、どちらを入力すればいいですか。あるいは、両方入力することは可能ですか。 . . . 9
- (15) 住基情報照会画面（共通 020-6-40）に表示されている本人確認状態が「未送達」となっている受給権者にかかる申出書が、成年後見人等から提出されました。どのように処理をすればいいですか。 . . . 10
- (16) 年金が振込不能となったまま再振込が完了していない受給権者について、成年後見人等から受取機関または口座名義変更の申出書が提出されました。
届書コード 841-1 で受取機関変更処理を行うと、振込不能となっている年金について、変更後の受取機関に対し再振込処理が行われますが、届書コード 899 で口座名義登録・変更・削除処理を行った場合も同様に再振込処理が行われますか。 . . . 10

(17) ゆうちよ銀行を受取機関とする申出書が成年後見人等から提出されました。口座名義欄には、受給権者名ではなく成年後見人等の氏名を含む名前（例：「ネソノカウ セイ初ウケソソ 初初ハナ」）が記入されており、通帳の写しにも同様の記載があります。

この場合、届書コード 899 で口座名義登録処理が必要ですか。 . . . 11

【申出書の記入】

(18) 申出書に記入されている通知書等送付先が、成年後見人等から事務を委任された受任者の住所になっています。

この場合、申出書の成年後見人等氏名欄には、受任者の記名・押印は必要ですか。 . . . 12

【審査】

(19) 受給権者本人の判断能力が回復し、成年後見人等が本人に代わって財産管理を行う必要がなくなった場合、受給権者本人はどのような手続きを行う必要がありますか。 . . . 13

【受付進捗管理システムへの登録】

(20) 受付した申出書を受付進捗管理システムに登録するときの届書コードが分かりません。申出書には複数の届書コードが記載されていますが、どの届書コードで登録すればいいですか。 . . . 14

【年金からの特別徴収との関係】

(21) 届書コード 898 で受給権者の住民票住所の変更（登録）処理を行った場合、市町村が変更になれば、年金から特別徴収されている介護保険料等も、変更後の市町村において行われるようになりますか。 . . . 15

【その他】

(22) 通知書等送付先を成年後見人等の住所にしている受給権者について、受給権者の住民票住所のみ変更になった旨、成年後見人等より申出がありました。この場合、成年後見人等は手続きを行う必要がありますか。 . . . 16

【入力方法・画面表示】

(1) 通知書等送付先（受給権者原簿の住所）が成年後見人等の住所であったり、年金振込口座名義に成年後見人等の氏名が含まれているにも関わらず、後見人情報・口座名義等記録照会画面（以下「共通020-6-60画面」という。）に成年後見人等氏名と連絡先が表示されていない場合があるのはなぜか。

（回答）

成年後見人等からの申出により、平成25年9月24日（事務移管日）より前に処理をした情報（①住基更新抑止状態、②受給権者住民票住所、③口座名義）は、一括処理によって共通020-6-60画面に表示しました。

一方、成年後見人等氏名と連絡先は事務移管前は入力項目ではなかったため、一括処理の対象外とし、共通020-6-60画面には表示していません。

成年後見人等の連絡先が必要な場合は、関連ホームページで確認の上、届書コード898（申出書は起票）で成年後見人等氏名と連絡先を入力してください。

共通		後見人情報・口座名義等記録照会				画面
		届書コード 020 大区分 6 小区分 60				
01 基礎年金番号 1234-567890						
フリガナ	ネキン	タカシ	基礎年金番号	1234-567890		
氏名	年金	太郎	生年月日	5-120101		
①	住基更新抑止状態	後見人				
	後見人情報	フリガナ	取消処理年月日	更新処理年月日	処理事務所	
		成年後見人等氏名				
		成年後見人等連絡先				
②	住民票上住所	取消処理年月日	更新処理年月日	H25.09.22	処理事務所	機構本部
	郵便番号	168-0071	市区町村コード	21790115		
	フリガナ	サキナシ	カドシ	〇-〇-〇		
	住民票上住所	杉並区	高井戸西	〇-〇-〇		
③	年金振込先口座名義	取消処理年月日	更新処理年月日	H25.09.22	処理事務所	機構本部
	登録事由	1				
	口座名義	サキナシ	カドシ	カネノ	カネノ	
	振込依頼時口座名義	サキナシ	カドシ	カネノ	カネノ	

成年後見人等の氏名と連絡先が表示されていない。

※ 将来的に後見人情報未収録者については、成年後見人等氏名欄に「移行時 未登録」とシステムの的に一括表示することを予定しています。

【参考】

- 日本弁護士連合会 : http://www.nichibenren.or.jp/bar_search/
 日本司法書士会連合会 : <http://search.shiho-shoshi.or.jp/>
 日本行政書士会連合会 : <https://www.gyosei.or.jp/members/search/>

(2) 共通 020-6-60 画面に成年後見人等氏名・連絡先が表示されていない受給権者について口座名義変更の申出書が提出された場合、どのように入力すればいいですか。

(回答)

共通 020-6-60 画面に成年後見人等氏名の表示がない場合、口座名義の変更処理はできない仕様になっています。

まず、成年後見人等氏名を入力する必要があるため、下記手順により入力を行ってください。

① 届書コード 898 で、成年後見人等氏名と連絡先を入力する。

入力項目	入力内容
03 処理区分	「1」
07 住基更新抑止コード	「1」(通知書等送付先が受給権者住民票住所である場合は、「0」)
08 住基更新理由コード	「3」
10 成年後見人等氏名	成年後見人等の氏名
11 成年後見人等連絡先	成年後見人等の電話番号 (入力は任意)

入力画面 (届書コード 898)

共通	後見人情報・住民票住所登録処理 届書コード 898 大区分 小区分	画面
01 基礎年金番号 1234-667890	02 生年月日 5-120101	
03 処理区分 1	04 住民票上住所取消	
05 郵便番号		
06 住民票上住所		
07 住基更新抑止コード 1	08 住基更新理由コード 3	
09 後見人等情報取消		
10 成年後見人等氏名 厚年 花子		
11 成年後見人等連絡先 0311112222		

② 届書コード 899 で、口座名義を入力する。

入力項目	入力内容
03 処理区分	「1」
04 口座名義	口座名義（半角カナ）
05 登録事由	「1」

入力画面（届書コード 899）

共通	年金受給権者振込先口座名義登録処理	画面
	届書コード 899 大区分 小区分	
01 基礎年金番号	1234-567890	02 生年月日 5-120101
03 処理区分	1	
04 口座名義	ねんきんがく せいねんこうけんしん こうたくはこ	
05 登録事由	1	

(3) 届書コード 898 で成年後見人等氏名を入力するとき、姓と名の間には1文字スペースを入れる必要がありますか。
また、法人の場合、スペースは必要ですか。

(回答)

成年後見人等氏名を入力するときは、個人でも法人でも、スペース1文字が必要です。具体的には、下記のとおりです。

(個人の場合)

可否	入力例	スペースの内容
○	厚年△花子	スペース1文字
×	厚年花子	スペース無し

(法人の場合)

可否	入力例	スペースの内容
○	一般社団法人△■■■■成年後見センター	スペース1文字
○	一般社団法人△■■■△■■■成年後見センター	スペースが1文字ずつ2箇所以上
×	一般社団法人■■■■成年後見センター	スペース無し
×	一般社団法人△△■■■■成年後見センター	2文字以上連続したスペース

(4) 届書コード 898 で成年後見人等氏名を入力するとき、肩書きを入力する必要はありますか。

(回答)

肩書きの入力は不要です。

選任されている成年後見人等の氏名（法人の場合は法人名）のみ入力してください。

可否	入力例
○	厚年 花子
○	一般社団法人 ■■■■成年後見センター
×	成年後見人 厚年花子
×	保佐人 一般社団法人■■■■成年後見センター

(5) 届書コード 898 で成年後見人等氏名を入力するとき、ハイフン（-）を入力することはできますか。

(回答)

ハイフン（-）は入力できません。長音（ー）で入力してください。

可否	入力例	入力内容
○	一般社団法人 ■■■■成年後見センター	長音
×	一般社団法人 ■■■■成年後見センター	ハイフン

(6) 登記事項証明書や審判書に記載されている成年後見人等は法人ですが、申出書には法人名に加えて、その法人の理事長名が記入されています。届書コード 898 で成年後見人等氏名を入力するときは、どのように入力すればいいですか。

(回答)

選任された成年後見人等は法人であるため、法人名のみ入力してください。

(7) 届書コード 899 で口座名義を入力するとき、スペースを入力する必要はありますか。

(回答)

口座名義を入力するときは、スペースが必要です。
具体的には、下記のとおりです。

可否	入力例	スペースの内容
○	ネギンタロウ△セイネコウケンニョウネンハコ	スペース 1 文字
○	ネギンタロウ△セイネコウケンニョウネンハコ	スペースが 1 文字ずつ 2 箇所以上
×	ネギンタロウセイネコウケンニョウネンハコ	スペース無し
×	ネギンタロウ△△セイネコウケンニョウネンハコ	2 文字以上連続したスペース

↑
穴あけ
チェック
用
↓

(8) 届書コード 899 で口座名義を入力するとき、カッコ表示は入力できますか。

(回答)

口座名義にカッコ表記が含まれ、入力する必要がある場合は、「(」と「)」を両方入力してください。

可否	入力例
○	おんきんたの むらにん(とけい)こうけんせんたー
×	おんきんたの むらにん(とけい こうけんせんたー
×	おんきんたの むらにん とけい)こうけんせんたー

(9) 届書コード 841-1 で住所変更処理を行うとき、入力可能文字数の関係で、通知書等送付先住所をすべて入力することができません。どのように入力すればいいですか。

(回答)

建物名や事務所名を省略し、入力してください。

【例1】

成年後見人氏名 : 厚年 花子

申出書の記入内容: 横浜市 川崎区 池上町 10-20-30

■■■■■■■■■■ビル405

入 力 : 横浜市 川崎区 池上町 10-20-30-405

後見人 厚年花子様方

【例2】

成年後見人氏名 : 年金 一郎

申出書の記入内容: 杉並区 浜山 11-22-33

弁護士法人年金一郎法律事務所

入 力 : 杉並区 浜山 11-22-33 後見人 年金一郎様方

※ 「後見人 ○○○○様方」の部分は省略しないこと。

(10) 届書コード 895 で住基更新抑止処理を行おうとしたところ、
入力できませんでした。どうしてですか。

(回答)

共通 020-6-60 画面に後見人情報等が収録されている受給権者については、届書コード 895 では入力できない仕様になっています。

住基更新抑止または解除の入力は、届書コード 898 で行ってください。

(11) 通知書等送付先を変更せず（受給権者住民票住所のまま）、受
取機関や口座名義を変更する旨の申出書が成年後見人等から提出
された場合、届書コード 898 の処理では受給権者住民票住所の
入力は不要ですか。

(回答)

受給権者住民票住所の入力は不要です。

届書コード 898 の処理では下記のとおり、後見人情報登録と住基更新抑止
解除処理を行ってください。

入力項目	入力内容
03 処理区分	「1」
07 住基更新抑止コード	「0」
08 住基更新理由コード	「3」
10 成年後見人等氏名	成年後見人等の氏名
11 成年後見人等連絡先	成年後見人等の電話番号（入力は任意）

入力画面（届書コード 898）

共通	後見人情報・住民票住所登録処理		画面
届書コード 898	大区分	小区分	
01 基礎年金番号 1234-567890	02 生年月日 5-120101		
03 処理区分 1	04 住民票上住所取消		
05 郵便番号			
06 住民票上住所			
07 住基更新抑止コード 0	08 住基更新理由コード 3		
09 後見人等情報取消			
10 成年後見人等氏名 厚年 花子			
11 成年後見人等連絡先 0311112222			

(12) 申出書に記入されている通知書等送付先と受給権者の住民票住所が同じである場合、どのように入力すればいいですか。

(回答)

成年後見人等が受給権者の親族で、同居している場合が考えられます。

通知書等の送付先が、成年後見人等宛てか受給権者宛てのいずれであるかを確認の上、下記のとおり入力してください。

① 成年後見人等宛てである場合

- 1 届書コード 841-1 で、成年後見人等の住所を入力する。
- 2 届書コード 898 で、後見人情報・受給権者の住民票住所登録処理、住基更新抑止処理を行う。

(07 住基更新抑止コード＝「1」、08 住基更新理由コード＝「3」を入力)

(例①) 1 届書コード 841-1 での住所入力
杉並区 高井戸西 3-5-24 後見人 機構一郎様方
2 届書コード 898 での住所入力
杉並区 高井戸西 3-5-24

② 受給権者宛てである場合

- 1 届書コード 841-1 で、受給権者の住民票住所を入力する。
(受給権者原簿の住所が住民票住所になっていない場合のみ)
- 2 届書コード 898 で、後見人情報登録、住基更新抑止解除処理を行う。
(07 住基更新抑止コード＝「0」、08 住基更新理由コード＝「3」を入力)

(例②) 1 届書コード 841-1 での住所入力
杉並区 高井戸西 3-5-24
2 届書コード 898 での住所入力
不要

(13) 申出書に記入されている通知書等送付先が、成年後見人等から事務を委任された受任者の住所になっています。

届書コード841-1では受任者の住所を入力しますが、届書コード898で入力する成年後見人等氏名と連絡先にも、受任者の氏名と連絡先を入力するのですか。

(回答)

受任者ではなく、成年後見人等の氏名と連絡先を入力してください。

(14) 申出書に成年後見人等の連絡先が2つ(固定電話と携帯電話)記入されています。

届書コード898で連絡先を入力するときは、どちらを入力すればいいですか。あるいは、両方入力することは可能ですか。

(回答)

固定電話番号と携帯電話番号の両方を入力することが可能です。

よって、届書コード898で成年後見人等の連絡先を入力するときは、両方の電話番号をスペースで区切って、「固定電話番号△携帯電話番号」と入力してください。

(15) 住基情報照会画面(共通020-6-40)に表示されている本人確認状態が「未送達」となっている受給権者にかかる申出書が、成年後見人等から提出されました。どのように処理をすればいいですか。

(回答)

平成25年9月17日【事企指2013-70】「住民票コード収録状況の「本人確認状態」更新事務」(指示・依頼)を参考に、下記のとおり処理を行ってください。

- ① 本人確認状態更新処理票(届書コード895)により、本人確認状態を「通知済」に更新する。
- ② 成年後見人等から提出された申出書に基づき、届書コード898で住基更新抑止または解除処理を行う。

(16) 年金が振込不能となったまま再振込が完了していない受給権者について、成年後見人等から受取機関または口座名義変更の申出書が提出されました。

届書コード841-1で受取機関変更処理を行うと、振込不能となっている年金について、変更後の受取機関に対し再振込処理が行われますが、届書コード899で口座名義登録・変更・削除処理を行った場合も同様に再振込処理が行われますか。

(回答)

届書コード899で口座名義登録・変更・削除処理を行った場合も、再振込処理が行われます。

(17) ゆうちょ銀行を受取機関とする申出書が成年後見人等から提出されました。口座名義欄には、受給権者名ではなく成年後見人等の氏名を含む名前（例：「初キツヨウ セイネノウケニシ コノチカヒ」）が記入されており、通帳の写しにも同様の記載があります。
この場合、届書コード 899 で口座名義登録処理が必要ですか。

(回答)

ゆうちょ銀行の口座名義は受給権者名のみを取扱であるため、ご質問のような記入内容で申出書の提出があっても、届書コード 899 で口座名義登録処理を行う必要はありません。

なお、従前の口座名義が成年後見人等管理口座名（例：「初キツヨウ セイネノウケニシ コノチカヒ」）で登録されている受給権者について、ご質問のような記入内容で申出書の提出があった場合は、届書コード 899 で口座名義登録の削除処理を行ってください。

(ケース1)

申出書の記入内容：初キツヨウ セイネノウケニシ コノチカヒ
従前の口座名義：初キツヨウ 初キツヨウ
従前の受取機関：A銀行
変更後の受取機関：ゆうちょ銀行



届書コード 899 での処理は不要

(ケース2)

申出書の記入内容：初キツヨウ セイネノウケニシ コノチカヒ
従前の口座名義：初キツヨウ セイネノウケニシ コノチカヒ
従前の受取機関：A銀行
変更後の受取機関：ゆうちょ銀行



届書コード 899 で口座名義登録の削除処理を行う

【申出書の記入】

(18) 申出書に記入されている通知書等送付先が、成年後見人等から事務を委任された受任者の住所になっています。

この場合、申出書の成年後見人等氏名欄には、受任者の記名・押印は必要ですか。

(回答)

申出書の成年後見人等氏名欄には、成年後見人等の記名・押印が必要であり、この事は成年後見人等が事務を委任している場合でも同様です。

ご質問の場合、成年後見人等から事務を委任された受任者がいますが、申出書に受任者の記名・押印は必要ありません。

なお、この場合は申出書とあわせて成年後見人等が作成した委任状と、受任者の住所が確認できる書類を提出していただくことになります。

【審査】

(19) 受給権者本人の判断能力が回復し、成年後見人等が本人に代わって財産管理を行う必要がなくなった場合、受給権者本人はどのような手続きを行う必要がありますか。

(回答)

成年後見人等が選任されている間、通知書等送付先を成年後見人等の住所に変更していた場合は、受給権者の住所に戻すための手続きが必要です。

また、口座名義を成年後見人等管理口座名に変更していた場合は、受給権者名義に戻すための手続きが必要です。

上記のいずれの場合も、受給権者本人から「年金受給権者住所・受取機関変更届」を提出していただく必要があります。

なお、受給権者本人から届書の提出があった場合は、共通 020-6-60 画面に表示されている成年後見人等に連絡を取り、現在は解任されていることの確認を取ってください。解任されていない（受給権者本人の判断能力が回復していない）場合は届書を受理せず返戻し、必要であれば、成年後見人等からの提出を促してください。

受付後は、成年後見人等が解任されていることの実確認を行った旨、事跡を「年金受給権者住所・受取機関変更届」の余白部分に付記した上で、下記のとおり処理を行ってください。

- ① 届書コード 841-1(住所変更処理)で、受給権者住民票住所を入力する。
(通知書等送付先を成年後見人等の住所に変更していた場合)
- ② 届書コード 898 で、後見人情報・受給権者住民票住所の登録削除処理を行う。
- ③ 届書コード 899 で、口座名義登録削除処理を行う。
(口座名義を成年後見人等が管理する口座に変更していた場合)

【受付進捗管理システムへの登録】

(20) 受付した申出書を受付進捗管理システムに登録するときの届書コードが分かりません。申出書には複数の届書コードが記載されていますが、どの届書コードで登録すればいいですか。

(回答)

事務移管に伴って申出書の様式を見直した際、受付進捗管理システム上も届書コードを追加しましたので、下記内容で登録を行ってください。

届書コード	: 184112
届書名称	: 年金受給権者通知書等送付先・受取機関・口座名義 変更申出書 住民基本台帳による住所の更新停止・ 解除申出書

なお、従前様式の申出書で提出があった場合は、受付した申出書ごとに、下記内容で登録してください。

従前様式の申出書で提出があった場合の登録内容

①届書コード	: 84052
届書名称	: 年金受給権者 通知書等送付先・支払機関・口座名義 変更申出書
②届書コード	: 1895
届書名称	: 住民基本台帳による住所の更新停止・解除申出書

【年金からの特別徴収との関係】

(21) 届書コード 898 で受給権者の住民票住所の変更（登録）処理を行った場合、市町村が変更になれば、年金から特別徴収されている介護保険料等も、変更後の市町村において行われるようになりますか。

(回答)

年の途中で市町村が変更となる住所変更処理が行われた受給権者については、住所変更処理を契機として、機構から変更後の市町村へ特別徴収対象者データ（住民税を除く）を送付します。

届書コード 898 で行った住民票住所変更（登録）処理も、通常の住所変更処理と同様に、特別徴収対象者データを市町村へ送付する契機となります。

対象者データの送付を受けた市町村が、特別徴収対象者である旨を機構に回答した場合、変更後の市町村において、特別徴収が開始されます。

なお、住民税は介護保険・国民健康保険・後期高齢者医療保険と異なり、特別徴収の年間サイクル（10月から翌年8月まで）途中の市町村変更は地方税法により認められていません。このため、住所変更処理（届書コード 898 での処理を含む）が行われても、住民税にかかる特別徴収対象者データは市町村へ送付されません。

※ 年金からの特別徴収については、機構業務つうしん平成 24 年 11 月号「介護保険料等各種保険料（税）の年金からの特別徴収について」をご参照ください。

【その他】

(22) 通知書等送付先を成年後見人等の住所にしている受給権者について、受給権者の住民票住所のみ変更になった旨、成年後見人等より申出がありました。この場合、成年後見人等は手続きを行う必要がありますか。

(回答)

住民票コードが収録済で、かつ、共通020-6-60画面に住民票住所が収録されている受給権者については、住民基本台帳ネットワークからの異動情報により住民票住所が更新されるので、手続きは不要です。

住民票コードが未収録である場合は、成年後見人等から申出書(添付書類含む)を提出していただく必要があります。この場合は、「住民票コード登録申出書(届書コード889)」の提出をあわせて案内してください。

平成25年12月4日
給付指2013-132

文書区分		
重要度高	要報告	緊急
		○

平成25年10月分からの年金額改定に関するQ&Aの更新（指示・依頼）

宛先	本部		ブロック本部			事務センター					年金事務所						
	各部(全)	関係部	管理部	相給部	適徴部	厚年G(総務)	厚年G(厚年)	国年G	年給G	記録G	突合G	適用課(総務)	適用課(厚年)	徴収課	国年課	記録課	相談室
						△	◎	△	◎	△	△	△	◎	△	△	△	△

情報提供先	相談センター	社労士会	健保協会	機構健保
	✓	✓		

本部関係部

経営企画部、事業企画部、サービス推進部、年金相談部、記録問題対策部、システム統括部、基幹システム開発部、システム運用部、業務管理部、障害年金業務部、支払部、業務渉外部

目的・趣旨

平成25年10月分からの特例水準解消による年金額改定に伴う「年金額改定に関するQ&A」(以下、「平成25年10月年金額改定Q&A」という。)の更新をお知らせするものです。

ポイント(内容)

1. 概要

平成25年9月30日【給付指2013-117】「平成25年10月分からの特例水準解消による年金額改定に伴う事務の取扱い等(その2)」(指示・依頼)でお知らせしました「平成25年10月年金額改定Q&A」【別添2】について、厚生年金基金から年金を受けている者にかかる想定問答を「問(12)-2」(P6)として追加しました。

2. 事務の取扱い等

お客様からの照会対応については、別添の「平成25年10月分からの年金額改定に関するQ&A」(平成25年12月4日更新版)にて対応願います。

照会先
本部年金給付部給付企画G
担当 大岸、^{かんぼやし}上林
連絡先

審査担当チェック欄 ■

↑ 穴あけチェック用 ↓

【別添】

平成25年12月4日更新版

平成25年10月分からの年金額改定に関するQ&A

↑
穴あけチエック用
↓

《 目 次 》

- (1) なぜ、平成25年10月分からの年金額が下がったのですか。 . . . P1
- (2) 来年度、消費税が引き上げられるという時期にさらに年金を引き下げるといことは、老後の生活の安定等を図るためという年金の趣旨に反するではありませんか。 . . . P1
- (3) 今回の特例水準解消によるマイナス1%の年金額は、どのような計算を行うのですか。 . . . P2
- (4) 年金額が低い方などは、年金額を下げないということはできないのですか。 . . . P3
- (5) 政府は物価水準の引き上げを掲げ、金融緩和の実施や賃金の引き上げを企業に要請することとしており、これに伴う物価・賃金の上昇で特例水準と本来水準との差分は縮まる方向にあるはずなのに、なぜ、この時期に年金額を引き下げる必要があるのですか。 . . . P3
- (6) 今後の特例水準解消のスケジュールを教えてください。 . . . P4
- (7) 自分の年金は、平成16年度以降に年金受給権が発生しているが、その場合でも今後、段階的に2.5%引き下げられるのですか。 . . . P4
- (8) なぜ、平成25年10月分からの年金額が、改定前の年金額と比較して引き下げ幅が1.0%となっていないのですか。 . . . P4
- (9) いつの支払いから適用されますか。 . . . P5
- (10) 改定後の年金額のお知らせはいつ送付されますか。 . . . P5
- (11) 年金額改定通知書が届く前に改定後の年金額を教えてくださいませんか。 . . . P5
- (12-1) 厚生年金基金から年金を受けていますが、国から受けている年金額はどのようになりますか。 . . . P6
- (12-2) ※平成25年12月4日追加分 . . . P6
国（機構）から受けている年金額が0円の場合、基金代行部分から受けている年金額は減額されますか。 P7
※老齢厚生年金（報酬比例部分）の全額が厚生年金基金の代行部分の場合等
- (13) 今回の特例水準解消について、お客様にどのような広報を行っているのですか。 . . . P7
- (14) 平成25年10月分から年金額を引き下げた結果、本来水準が特例水準を上回った場合、どちらの水準による年金額が支払われるのですか。 . . . P8

(1) なぜ、平成25年10月分からの年金額が下がったのですか。

(回答)

現在の年金については、平成12年度から平成14年度にかけて、物価が下落したにもかかわらず、年金額を引き下げずに据え置いたことにより、本来の水準より2.5%高い水準（特例水準）となっています。

この本来の水準より高い年金額となっていることについて、平成24年11月の法律改正※により、平成25年10月、平成26年4月および平成27年4月にかけて、段階的に解消することとしています。

これに伴い、平成25年10月分からの年金額から1.0%の引き下げが行われます。

※ 『国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律（平成24年法律第99号）』

(2) 来年度、消費税が引き上げられるという時期にさらに年金を引き下げるといことは、老後の生活の安定等を図るためという年金の趣旨に反するではありませんか。

(回答)

特例水準による年金給付については、物価下落時に年金額の引き下げを行わず、年金受給者の生活への影響を緩和するための措置として実施されています。

物価・賃金の下落傾向が長期化したため、物価・賃金の上昇に伴い、特例水準と本来水準との差分を縮め特例水準を解消していく当初の想定の実施が困難となり、特例水準による年金給付を続けたことにより、これまで約8兆円（毎年約1兆円）、本来水準よりも多くの年金額をお支払いしてきました。

そのため、特例水準による年金給付を続けることは、将来の年金受給者となる現役世代の年金額を確保する上で影響があるため、世代間の公平の観点から、平成25年10月分の年金額から段階的に特例水準の解消を図ることになりました。この特例水準の解消は、既にお支払いしてきた特例水準による年金を遡ってお返し願うものではありません。

なお、年金を受給されており、所得が一定の基準以下である高齢者や障害者等の方には、年金生活者支援給付金が支給されることとなります。（平成27年10月から）

(3) 今回の特例水準解消によるマイナス1%の年金額は、どのような計算を行うのですか。

(回答)

年金額の計算にあたっては、平成16年改正後の規定により計算した年金額(本来水準)が平成16年改正前の規定により計算した年金額(物価スライド特例水準)に満たない場合、平成16年改正前の規定により、物価スライド特例水準の年金額を支給することとしています。

<特例水準の年金額(基礎年金)の計算式>

$$\text{平成16年改正前の規定に定める額} \times \frac{\text{改定が行われた後は、「政令で定める率」}}{\text{0.978 (平成24年4月分以降における「政令で定める率」)} \times \text{0.990}} = 0.968$$

↑
マイナス1%

例) 平成16年改正法附則第7条、平成25年10月分からの老齢基礎年金
804,200円* × 0.968 = 778,500円

※ 平成16年改正前の国民年金法第27条に規定する年金額(平成12年改正後の年金額)

○平成24年度において、政令で定める率が0.978に改定されていますが、平成25年10月分からは、0.978に政令で定める率(=0.990)を乗じて、上記政令で定める率を0.968に改定します。

○上記で求めた「政令で定める率」0.968が、同0.978に比べてマイナス1%となっているため、平成25年10月分からの年金額が、「マイナス1%」改定されると表わしています。

※ 平成24年度の年金額そのものに0.990(マイナス1%)を乗じても、平成25年10月分からの年金額となりませんのでご留意願います。

(4) 年金額が低い方などは、年金額を下げないということはいくつかできないのですか。

(回答)

現在の年金については、平成12年度から平成14年度にかけて、物価が下落したにもかかわらず、年金額を引き下げずに据え置いたことにより、本来の水準より高い水準（特例水準）となっています。

この特例水準による年金給付については、年金額の高低にかかわらず行われていますが、このたびの特例水準の解消において、将来の年金受給者となる現役世代の年金額を確保し、世代間の公平を図るため、年金額の高低にかかわらず等しく年金額を引き下げることにより、段階的に本来の水準に戻すものです。

また、特例水準の解消については、一度に引き下げを行った場合、高齢者、ひとり親家庭や障害者の方々の生活への影響が大きいことから、3年間で徐々に解消することとしておりますのでご理解願います。

※ (2) のように、年金を受給されており、所得が一定の基準以下である高齢者や障害者等の方には、年金生活者支援給付金が支給されることとなります。(平成27年10月から)

(5) 政府は物価水準の引き上げを掲げ、金融緩和の実施や賃金の引き上げを企業に要請することとしており、これに伴う物価・賃金の上昇で特例水準と本来水準との差分は縮まる方向にあるはずなのに、なぜ、この時期に年金額を引き下げる必要があるのですか。

(回答)

現在の特例水準による年金給付を続けることは、本来水準よりも年間約1兆円多く年金をお支払いすることになり、これは将来世代の年金給付を削って、今の高齢世代に回していることとなります。

この特例水準が解消するまでの間は、長期的に年金財政のバランスを確保するためのマクロ経済スライドが発動しません。年金財政を安定化し、将来世代の年金額の確保につなげるため、一刻も早い解消が必要となっていますのでご理解願います。

なお、今後、物価・賃金が上昇した場合には、引下げ幅の縮小や年金額が据え置きになることもあります。

(6) 今後の特例水準解消のスケジュールを教えてください。

(回答)

平成25年10月マイナス1.0%、平成26年4月マイナス1.0%、平成27年4月マイナス0.5%を予定しています。

なお、物価・賃金が上昇した場合には、引き下げ幅は縮小します。

(7) 自分の年金は、平成16年度以降に年金受給権が発生しているが、その場合でも今後、段階的に2.5%引き下げられるのですか。

(回答)

引き下げられます。

平成16年改正により、本来水準と特例水準のそれぞれの計算式により算出した年金額を比較した上で最も高い年金額をお支払いすることとなっていますので、平成16年度以降に年金受給権が発生している方についても、お支払いする年金額が高い特例水準による年金額で決定を行っています。

そのため、平成25年10月分からの年金額から段階的に特例水準の解消による年金額の引き下げが行われます。

※ 計算式の詳細については、【別添1】平成25年10月分からの特例水準解消による改定後の年金額等を参照ください。

(8) なぜ、平成25年10月分からの年金額が、改定前の年金額と比較して引き下げ幅が1.0%となっていないのですか。

(回答)

平成25年10月分からの年金額については、法律で定める端数処理や付加年金に物価スライド改定がないことおよび厚生年金基金から年金を受けている方の改定ルールなどにより、平成24年度の年金額を1.0%引き下げた額と完全に一致するものではありませんのでご了承願います。

【参 考】

① (3) を参照ください。

② 端数処理

年金給付の額に50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。(国年法第17条、厚年法第35条抜粋)

③ 厚生年金基金関係(12)を参照ください。

(9) いつの支払いから適用されますか。

(回答)

改定後の年金については、平成25年12月(10月分、11月分)からのお支払いとなります。

なお、平成25年11月分以降の年金が支給停止となる方などについては、平成25年11月(10月分)にお支払いすることになります。

(10) 改定後の年金額のお知らせは、いつ送付されますか。

(回答)

改定後の年金額については、年金額改定通知書でお知らせします。

年金額改定通知書については、12月13日の支払いに向けて、原則として、年金振込通知書と一体となった統合通知書(ハガキ)で、12月4~7日の期間に、順次、年金受給者に送付します。

なお、9月20日から10月21日入力分(11月随時サイクル)で平成25年10月以降の年金額が変更となった方など*には、11月7日に送付します。

※ 平成25年11月分以降の年金が、在職中で支給停止となる方などです。

(11) 年金額改定通知書が届く前に改定後の年金額を教えてください。

(回答)

今回の年金額改定により改定された年金額については、11月上旬および12月上旬に送付される年金額改定通知書によりお知らせすることとしていますので、年金額改定通知書がお手元に届くまでお待ちいただきますようお願いします。

(12-1) 厚生年金基金から年金を受けていますが、国から受けている年金額はどのようになりますか。

(回答)

厚生年金基金から年金を受けている方の年金額については、国（機構）からお支払いする年金額と厚生年金基金からお支払いする代行部分の年金額との合計額となります。

平成25年度10月分からの年金額については、平成24年度の年金額と比較して、この合計額からおおよそ1.0%引き下げられることとなりますが、厚生年金基金の代行部分については、特例水準解消による改定は行われないため、国からお支払いする年金額から厚生年金基金の代行部分にかかる引き下げ分が更に引き下げられます。

※ 引き下げ幅の合計については、厚生年金基金から年金を受けられていない方と変わりません。

(12-2) ※平成25年12月4日追加分

国（機構）から受けている年金額が0円の場合、基金代行部分から受けている年金額は減額されますか。

※ 老齢厚生年金（報酬比例部分）の全額が厚生年金基金の代行部分の場合等

(回答)

国（機構）から受けている年金額が0円の場合、基金代行部分から受けている年金額は減額されません。なお、計算方法等の考え方は次のとおりです。

【計算方法】（厚年法附則第17条の5、平成16年改正法附則第27条）

国（機構）からお支払いする老齢厚生年金（報酬比例部分）の年金額は、厚生年金基金に加入した期間についての基金代行部分を差し引いたものとなります。

$$\begin{array}{c} \boxed{\text{①平成15年3月までの加入期間分の額}} + \boxed{\text{②平成15年4月以降の加入期間分の額}} - \boxed{\text{③基金代行部分}} \\ \underbrace{\hspace{10em}} \left[\text{再評価、物価スライドなし} \right] \\ \boxed{\text{再評価、物価スライドが行われます}} \end{array}$$

○特例水準解消による年金額改定

- ・①又は②の年金額が特例水準解消により減額改定されます。
- ・③基金代行部分は、平成25年9月分までの額 α 円（再評価、物価スライドなし）が据え置かれます。

（国が支払う額）

ア.①+②>③の場合

国（機構）からお支払いする老齢厚生年金（報酬比例部分）の年金額
＝前記①+②の年金額が減額改定された額 － 基金代行部分 α 円

（国からお支払いする年金額は、厚生年金基金の代行部分にかかる引き下げ分が反映された額となります。）

イ.①+② \leq ③の場合

国（機構）からの老齢厚生年金（報酬比例部分）の支給は行われません。

（基金が支払う額）

基金代行部分は、計算式に再評価率及び物価スライド率が用いられないため、ア及びイいずれも特例水準解消による減額対象とはならず引き続き α 円が支給されます。

（13）今回の特例水準解消について、お客様にどのような広報を行っているのですか。

（回答）

- ① 本部において、ポスターおよびリーフレットを作成の上、年金事務所等に配布しますので窓口等に設置をお願いします。

※ 【別添4】平成25年10月分からの年金額改定にかかるポスターおよびリーフレットを参照ください。

- ② 機構ホームページでの情報提供を行います。（平成25年10月1日より順次）
- ③ 市町村向けの広報『かけはし』（第22号 平成25年9月2日）に掲載の上、市町村窓口等において活用をお願いしています。
- ④ 平成25年10月21日発送予定の納入告知書に同封する『事業主の皆さまへ』に掲載の上、周知を行います。

(14) 平成25年10月分から年金額を引き下げた結果、本来水準が特例水準を上回った場合、どちらの水準による年金額が支払われるのですか。

(回答)

平成25年10月分からの年金額引下げと今後の本来水準の上昇により、本来水準が特例水準を上回った場合には、本来水準による年金額が支払われます。

※ 年金額の計算に使用した水準については、受給権者原簿の「水準」を参照ください。なお、平成25年10月から平成26年3月の年金額は特例水準が上回ります。

↑
穴あけ
チェック
用
↓

2. 金融機関の新設・合併・店舗名称変更等について

【年金給付部 給付企画グループ】

- 【給付情 2013-108】
金融機関の店舗名称変更等（情報提供） . . . P 130

平成 25 年 12 月 13 日支払から変更について、お知らせしたものです。

- 【給付情 2013-109】
【給付情 2013-107】金融機関の合併（情報提供）の差替え（情報提供） . . . P 134

- 【給付情 2013-113】
金融機関の合併（情報提供） . . . P 141

↑
穴あけチエック用
↓

平成 25 年 11 月 1 日
給付情 2013-108

文書区分		
重要度高	要報告	緊急

金融機関の店舗名称変更等（情報提供）

宛先	本部		ブロック本部			事務センター					年金事務所						
	各部(全)	関係部	管理部	相給部	適徴部	厚年G(総務)	厚年G(厚年)	国年G	年給G	記録G	突合G	適用課(総務)	適用課(厚年)	徴収課	国年課	記録課	相談室
		<input type="radio"/>															

情報提供先	相談センター	社労士会	健保協会	機構健保
	<input checked="" type="checkbox"/>			

本部関係部
年金相談部、厚生年金保険部、国民年金部、基幹システム開発部、業務管理部、支払部、障害年金業務部、業務渉外部

目的・趣旨
金融機関の店舗名称変更等についてご連絡します。

ポイント（内容）

- 平成25年12月13日支払からの変更となります。
- 変更となる金融機関・店舗名につきましては、別添を参照願います。

照会先
本部年金給付部給付企画G
担当 島津、山中
連絡先
[Redacted]

↑ 穴あけチェック用 ↓

銀行等

旧					新				店舗異動時期(年月日)
コード	金融機関名称	コード	店舗名称	コード	金融機関名称	コード	店舗名称		
0129	足利銀行	118	ミスホ みずほの出張所	▷	0129	足利銀行	118	インターパーク インターパーク	平成25年10月21日
0144	北陸銀行	527	ハコダテヒガン 函館東出張所	▷	0144	北陸銀行	527	函館東	平成25年10月21日
0144	北陸銀行	151	YKK YKK出張所	▷	0144	北陸銀行	151	YKK	平成25年10月21日
0170	山口銀行	101	フルイ 古市	▷	0170	山口銀行	098	ナガト 長門	平成25年10月21日
0185	鹿児島銀行	151	セイカイチハ 青果市場出張所	▷	0185	鹿児島銀行	150	オロシホンマチ 御本町	平成25年9月24日
0501	北洋銀行	193	キヨクニシ 清田西	▷	0501	北洋銀行	497	キヨクヤクシヨマエ 清田区役所前	平成25年10月21日
0544	中京銀行	621	キキヨウガオカ 桔梗が丘出張所	▷	0544	中京銀行	621	キキヨウガオカ 桔梗が丘	平成25年10月21日
0544	中京銀行	702	テンリ 天理	▷	0544	中京銀行	701	ナラ 奈良	平成25年10月7日
1004	空知信用金庫	033	カスカ 春日	▷	1004	空知信用金庫	010	ホンテン 本店	平成25年10月21日
1170	杜の都信用金庫	052	サカエチヨウ 柴町	▷	1170	杜の都信用金庫	043	タマガワ 玉川	平成25年10月21日
1305	興産信用金庫	021	アダチ 足立	▷	1305	興産信用金庫	009	カナマチ 金町	平成25年10月7日
1327	足立成和信用金庫	019	ヤシオ 八潮	▷	1327	足立成和信用金庫	030	ヤシオチユウオウ 八潮中央	平成25年10月21日
1444	北陸信用金庫	051	アビタマツウテン アビタ松任店出張所	▷	1444	北陸信用金庫	004	マツウ 松任	平成25年9月24日
1620	京都北都信用金庫	051	イサ 石原	▷	1620	京都北都信用金庫	053	マエダ 前田	平成25年9月24日
1620	京都北都信用金庫	013	ミネヤマ 峰山	▷	1620	京都北都信用金庫	026	ミネヤマチユウオウ 峰山中央	平成25年10月7日
1656	枚方信用金庫	017	オカホンマチ 岡本町	▷	1656	枚方信用金庫	001	ホンテン 本店営業部	平成25年9月24日
1685	姫路信用金庫	036	ドウシンマチ 同心町出張所	▷	1685	姫路信用金庫	006	ノサト 野里	平成25年9月24日
1881	高知信用金庫	028	エチゼンマチ 越前町	▷	1881	高知信用金庫	023	カミマチ 上街	平成25年10月7日
1901	福岡信用金庫	002	ホンテンスミヨシ 本店住吉出張所	▷	1901	福岡信用金庫	001	ホンテン 本店	平成25年9月24日
1981	都城信用金庫	002	キタハラ 北原	▷	1981	都城信用金庫	001	ホンテン 本店	平成25年10月21日
1981	都城信用金庫	008	コオリモト 郡元	▷	1981	都城信用金庫	008	コオリモト 郡元出張所	平成25年10月21日

銀行等

旧					新				店舗異動時期(年月日)
コード	金融機関名称	コード	店舗名称		コード	金融機関名称	コード	店舗名称	
2011	北央信用組合	011	ハツサム 発寒	▷	2011	北央信用組合	016	ニシノ 西野	平成25年10月15日
2681	広島県信用組合	032	イツカイキタ 五日市北出張所	▷	2681	広島県信用組合	016	オチアイハン 落合橋	平成25年10月21日
					0130	常陽銀行	203	サイタマ さいたま	店舗新設 平成25年10月25日
					0294	三井住友信託銀行	295	シユリガカ 新百合ヶ丘	店舗新設 平成25年11月1日

↑ 穴あけチエック用 ↓

農協等

旧					新				店舗異動時期(年月日)
コード	金融機関名称	コード	店舗名称		コード	金融機関名称	コード	店舗名称	
3139	道央農協	012	シクハイ 祝梅	▷	3139	道央農協	011	升セ 千歳	平成25年10月15日
4413	常総ひかり農協	024	イヌマ 飯沼	▷	4413	常総ひかり農協	024	イシゲニシ 石下西	平成25年9月30日
4413	常総ひかり農協	023	オカダ 岡田	▷	4413	常総ひかり農協	024	イシゲニシ 石下西	平成25年9月30日
4916	長生農協	026	ツルエ 鶴枝支所	▷	4916	長生農協	025	モハラ 茂原支所	平成25年10月15日
4916	長生農協	013	ナガラ 長柄支所	▷	4916	長生農協	012	ヒヨシ 日吉支所	平成25年10月15日
4916	長生農協	017	ニシ 西支所	▷	4916	長生農協	015	チヨウナン 長南支所	平成25年10月15日
5153	県央愛川農協	003	カスカガイ 春日台支所	▷	5153	県央愛川農協	003	カスカガイ 春日台出張所	平成25年10月1日
9484	山口県漁協	910	ウタコウ 宇田郷	▷	9484	山口県漁協	915	ナゴ 奈古	平成25年10月15日
9484	山口県漁協	900	エサキ 江崎	▷	9484	山口県漁協	905	スサ 須佐	平成25年10月15日
9484	山口県漁協	925	オオイウラ 大井浦	▷	9484	山口県漁協	920	オオミナト 大井湊	平成25年10月15日
9484	山口県漁協	935	オハタ 小畑	▷	9484	山口県漁協	930	ハギ はぎ	平成25年10月15日
9484	山口県漁協	950	サンミ 三見	▷	9484	山口県漁協	945	タマエウラ 玉江浦	平成25年10月15日
9484	山口県漁協	940	ハマサキ 浜崎	▷	9484	山口県漁協	945	タマエウラ 玉江浦	平成25年10月15日
9491	長崎県信漁連	002	ゴトウ 五島支所	▷	9491	長崎県信漁連	002	ゴトウ 五島	平成25年10月1日
9491	勝本町漁協	770	ホンショ 本所	▷	9491	長崎県信漁連	001	ホンテン 本店	平成25年10月1日
9491	長崎県信漁連	001	ホンショ 本所	▷	9491	長崎県信漁連	001	ホンテン 本店	平成25年10月1日
9494	庵川漁協	091	ホンショ 本所	▷	9494	宮崎県信漁連	091	イリガワ 庵川	平成25年10月1日
					4478	下野農協	025	トチキエキマエ 栃木駅前	店舗新設 平成25年11月1日

↑ 穴あけチエツク用 ↓

平成25年11月5日
 給付情2013-109

文書区分		
重要度高	要報告	緊急

【給付情 2013-107】金融機関の合併（情報提供）の差替え（情報提供）

宛先	本部		ブロック本部			事務センター					年金事務所						
	各部(全)	関係部	管理部	相給部	適徴部	厚年G(総務)	厚年G(厚年)	国年G	年給G	記録G	突合G	適用課(総務)	適用課(厚年)	徴収課	国年課	記録課	相談室
		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

情報提供先	相談センター	社労士会	健保協会	機構健保
	✓			

本部関係部
 年金相談部、厚生年金保険部、国民年金部、基幹システム開発部、
 業務管理部、支払部、障害年金業務部、業務渉外部

目的・趣旨
 平成25年10月31日発出の【給付情 2013-107】金融機関の合併（情報提供）にて、平成25年11月5日付の金融機関の合併について情報提供いたしましたが、内容の一部に誤りがありましたため、差替えしたことをお知らせいたします。

ポイント（内容）
 ○誤りの内容
 【給付情 2013-107】金融機関の合併（情報提供）の店舗名称等新旧対照表に記載漏れがありました。
 ○差替え後の合併の内容及び業務スケジュールについては【別添1】を、店舗名称等新旧対照表は【別添2】を、店舗名称等新旧対照表の追加個所については【別添3】をご参照願います。
 ※1 【別添1】については変更はありません。
 ※2 【別添3】について、追加個所を赤字で表示しています。

照会先
 本部年金給付部 給付企画G
 担当 島津、山村、山中
 連絡先
 [Redacted]

↑ 穴あけチェック用 ↓

【別添1】

平成25年10月31日
給付企画G

金融機関の合併について

平成25年11月5日付で「大阪市信用金庫」、「大阪東信用金庫」及び「大福信用金庫」が合併し、「大阪シティ信用金庫」となります。

1 合併による変更内容

変更前	変更後
<small>オオサカシ</small> 大阪市信用金庫 (1635)	<small>オオサカシテイ</small> 大阪シティ信用金庫 (1635)
<small>オオサカヒガシ</small> 大阪東信用金庫 (1655)	
<small>ダイフク</small> 大福信用金庫 (1638)	

※合併後の店舗名称等については、【別添2】をご参照ください。

※合併に伴う年金受取の口座番号の変更はございません。

2 金融機関の合併に関する業務スケジュール

- ① 裁定処理・・・11月5日入力分から（11月14日裁定分から）
- ② 支払処理・・・新規裁定処理・諸変更処理：12月定時支払分から
- ③ 諸変更処理・・・平成25年11月5日入力分から

※合併日の11月5日からのオンライン裁定入力及び諸変更入力については、合併前の金融機関コード（大阪東信用金庫：1655、大福信用金庫：1638）での入力ができなくなります。

※店舗コードが、新たに付番されるものについては、11月5日からオンライン入力処理ができます。

つきましては、各種届書の受付及び入力処理等の際は、【別添2】をご参照の上、合併後の金融機関コード、店舗コードにご留意ください。

	平成25年11月	12月
新規裁定入力開始日	⑤ — ⑧	
新規裁定原簿の 画面照写開始日		①⑧
支払日		①③
諸変更入力開始日 (諸変更取消締切日)	⑤ — ②①	

- 3 「受給権者原簿」の一括変更処理
平成26年1月随時支払分から金融機関コード、店舗コードを変更します。
- 4 年金支払いにかかる年金振込通知書等の金融機関名称等の出力
平成26年1月随時支払サイクルの通知書等から合併後の金融機関名称、店舗名称で印字されます。
- 5 受給権者原簿一括変更処理後の受給権者原簿への照写
平成25年11月22日（金）から確認できます。

↑ 穴あけチェック用 ↓

【店舗名称等新旧対照表】

(旧)				(新)					
金融機関名/コード	店舗コード	旧店舗(漢字)	旧店舗(カナ)	金融機関名/コード	店舗コード	新店舗(漢字)	新店舗(カナ)		
大阪市信用金庫 1635	001	本店営業部	ホンテン	大阪シティ信用金庫 1635	001	本店営業部	ホンテン		
	002	中之島支店	ナカノシマ		002	中之島支店	ナカノシマ		
	004	西支店	004		西支店	ニシ			
	005	阿倍野支店	アベノ		005	阿倍野支店	アベノ		
	006	生野支店	イクノ		006	生野支店	イクノ		
	007	福島支店	フクシマ		007	福島支店	フクシマ		
	008	住吉支店	スミヨシ		008	住吉支店	スミヨシ		
	009	城東支店	シヨウトウ		009	城東支店	シヨウトウ		
	010	東成支店	ヒガシナリ		010	東成支店	ヒガシナリ		
	011	都島本通支店	ミヤコジマホントオリ		011	都島本通支店	ミヤコジマホントオリ		
	012	布施西支店	フセニシ		012	布施西支店	フセニシ		
	013	南田辺支店	ミナミタナベ		013	南田辺支店	ミナミタナベ		
	014	門真支店	カドマ		014	門真支店	カドマ		
	015	住道支店	スミノウ		015	住道支店	スミノウ		
	016	八尾支店	ヤオ		016	八尾西支店	ヤオニシ		
	017	若江岩田支店	ワカイワタ		017	若江岩田支店	ワカイワタ		
	018	たつみ支店	タツミ		018	たつみ支店	タツミ		
	019	生野中支店	イクノナカ		019	生野中支店	イクノナカ		
	020	高井田支店	カキダ		020	高井田支店	カキダ		
	021	つるみ支店	ツルミ		021	つるみ支店	ツルミ		
	022	加美中支店	カミナカ		022	加美中支店	カミナカ		
	023	生野南支店	イクノミナミ		023	生野南支店	イクノミナミ		
	025	桃谷駅前支店	モモダニエキマエ		025	桃谷駅前支店	モモダニエキマエ		
	026	鴻池支店	コウノイケ		026	鴻池支店	コウノイケ		
	027	加美北支店	カミキタ		027	加美北支店	カミキタ		
	028	中津支店	ナカツ		028	中津支店	ナカツ		
	029	吉田駅前支店	ヨシタエキマエ		029	吉田駅前支店	ヨシタエキマエ		
	030	森ノ宮支店	モリノミヤ		030	森ノ宮支店	モリノミヤ		
	031	谷町支店	タニマチ		031	谷町支店	タニマチ		
	034	大東北支店	ダイトウキタ		034	大東北支店	ダイトウキタ		
	035	北支店	キタ		035	北支店	キタ		
	038	岸の里支店	キシノサト		038	岸の里支店	キシノサト		
	039	桜川支店	サクラガワ		039	桜川支店	サクラガワ		
	043	小阪支店	コサカ		043	上小阪支店	カミコサカ		
	045	江戸堀支店	エドホリ		045	江戸堀支店	エドホリ		
	046	関目支店	セキメ		046	関目支店	セキメ		
	047	平野支店	ヒラノ		047	平野上町支店	ヒラノウエマチ		
	048	日本橋支店	ニッポンバシ		048	日本橋支店	ニッポンバシ		
	049	萩之茶屋支店	ハキノチヤヤ		049	萩之茶屋支店	ハキノチヤヤ		
	050	梅田支店	ウメダ		050	梅田支店	ウメダ		
	053	加島支店	カジマ		053	加島支店	カジマ		
	054	東大阪支店	ヒガシオオサカ		054	御厨支店	ミクリヤ		
	055	港支店	ミナト		055	港支店	ミナト		
	056	長吉支店	ナカヨシ		056	長吉支店	ナカヨシ		
	057	恩加島支店	オカジマ		057	恩加島支店	オカジマ		
	058	北加賀屋支店	キタカガヤ		058	北加賀屋支店	キタカガヤ		
	059	姫島支店	ヒメジマ		059	姫島支店	ヒメジマ		
	061	西九条支店	ニシクジヨウ		061	西九条支店	ニシクジヨウ		
	062	東淀川支店	ヒガシヨトガワ		062	東淀川支店	ヒガシヨトガワ		
	063	守口支店	モリグチ		063	守口支店	モリグチ		
	065	市大病院出張所	シタイビョウイン		065	市大病院出張所	シタイビョウイン		
	066	豊中支店	トヨナカ		066	豊中支店	トヨナカ		
	067	堺支店	サカイ		067	堺支店	サカイ		
	600	夢ふくらむ支店	ユメフクラム		600	夢ふくらむ支店	ユメフクラム		
	大阪東信用金庫 1655	101	本店営業部		ホンテン	大阪東信用金庫 1655	101	八尾営業部	ヤオ
		102	平野支店		ヒラノ		102	平野支店	ヒラノ
		103	山本支店		ヤマモト		103	山本支店	ヤマモト
		104	柏原支店		カシワラ		104	柏原支店	カシワラ
		105	松原支店		マツバラ		105	松原支店	マツバラ
		106	国分支店		コクブ		106	国分支店	コクブ
107		古市支店	フルイチ	107	古市支店		フルイチ		
108		吉田支店	ヨシダ	108	吉田支店		ヨシダ		

(旧)				(新)			
金融機関名/コード	店舗コード	旧店舗(漢字)	旧店舗(カナ)	金融機関名/コード	店舗コード	新店舗(漢字)	新店舗(カナ)
	110	初芝支店	ハツシバ		110	初芝支店	ハツシバ
	111	小阪支店	コサカ		111	小阪駅前支店	コサカエキマエ
	113	弥刀支店	ミト		113	弥刀支店	ミト
	114	城東支店	シヨウトウ		114	深江橋支店	フカエハシ
	115	寝屋川支店	ネヤガワ		115	寝屋川支店	ネヤガワ
	116	河内長野支店	カワチナガノ		116	河内長野支店	カワチナガノ
	117	長吉支店	ナガヨシ		117	長原支店	ナガハラ
	118	恵我之荘支店	エガノシヨウ		118	恵我之荘支店	エガノシヨウ
	119	八尾北支店	ヤオキタ		119	八尾北支店	ヤオキタ
	120	北山本出張所	キタヤマト		120	北山本出張所	キタヤマト
	121	恩智支店	オンチ		121	恩智支店	オンチ
	122	道明寺支店	ドウミョウジ		122	道明寺支店	ドウミョウジ
	123	久宝寺口支店	キユホウジグチ		123	久宝寺口支店	キユホウジグチ
	124	東花園支店	ヒガシハナヅノ		124	東花園支店	ヒガシハナヅノ
	125	JR八尾駅前支店	JRヤオエキマエ		125	JR八尾駅前支店	JRヤオエキマエ
	126	八尾南支店	ヤオミナミ		126	八尾南支店	ヤオミナミ
	129	志紀支店	シキ		129	志紀支店	シキ
	130	大阪営業部	オオサカ		130	本町支店	ホンマチ
	138	我孫子支店	アビコ		138	我孫子支店	アビコ
	139	鶴見支店	ツルミ		139	横塚支店	ヨコヅツミ
	001	東大阪営業部	ヒガシオオサカ		141	枚岡支店	ヒラオカ
	002	河内支店	カワチ		142	河内支店	カワチ
	003	瓢箪山支店	ヒョウタンヤマ		143	瓢箪山支店	ヒョウタンヤマ
	004	大東支店	ダイトウ		144	大東支店	ダイトウ
	005	鴻池支店	コウイケ		145	鴻池新田支店	コウノイケシンデン
	006	豊浦出張所	トヨウラ		146	豊浦出張所	トヨウラ
	008	法善寺支店	ホウゼンジ		148	法善寺支店	ホウゼンジ
	013	長田支店	ナガタ		153	長田支店	ナガタ
	015	中野支店	ナカノ		155	中野支店	ナカノ
	022	布施支店	フセ		162	布施支店	フセ
	023	永和支店	エイワ		163	永和支店	エイワ
	025	生野支店	イクノ		165	北たつみ支店	キタツミ
大福信用金庫 1638	001	本店営業部	ホンテン		171	中央市場営業部	チュウオウイチバ
	002	下福島支店	シモフクシマ		172	下福島支店	シモフクシマ
	003	西支店	ニシ		173	阿波座支店	アワザ
	005	東部市場支店	トウブイチバ		175	東部市場支店	トウブイチバ
	006	森の宮支店	モリノミヤ		176	中道支店	ナカミチ
	007	塚本支店	ツカモト		177	塚本支店	ツカモト
	008	北部市場支店	ホクブイチバ		178	北部市場支店	ホクブイチバ

↑ 穴あけチエック用 ↓

【店舗名称等新旧対照表】(追加個所)

(旧)			(新)						
金融機関名/コード	店舗コード	旧店舗(漢字)	旧店舗(カナ)	金融機関名/コード	店舗コード	新店舗(漢字)	新店舗(カナ)		
大阪市信用金庫 1635	001	本店営業部	ホテン	大阪シティ信用金庫 1635	001	本店営業部	ホテン		
	002	中之島支店	ナカシマ		002	中之島支店	ナカシマ		
	004	西支店	ニシ		004	西支店	ニシ		
	005	阿倍野支店	アベノ		005	阿倍野支店	アベノ		
	006	生野支店	イクノ		006	生野支店	イクノ		
	007	福島支店	フクシマ		007	福島支店	フクシマ		
	008	住吉支店	スミヨシ		008	住吉支店	スミヨシ		
	009	城東支店	ジヨウトウ		009	城東支店	ジヨウトウ		
	010	東成支店	ヒガシナリ		010	東成支店	ヒガシナリ		
	011	都島本通支店	ミヤコシマホントオリ		011	都島本通支店	ミヤコシマホントオリ		
	012	布施西支店	フセニシ		012	布施西支店	フセニシ		
	013	南田辺支店	ミナミタナベ		013	南田辺支店	ミナミタナベ		
	014	門真支店	カドマ		014	門真支店	カドマ		
	015	住道支店	スミトウ		015	住道支店	スミトウ		
	016	八尾支店	ヤオ		016	八尾西支店	ヤオニシ		
	017	若江岩田支店	ワカイイワタ		017	若江岩田支店	ワカイイワタ		
	018	たつみ支店	タツミ		018	たつみ支店	タツミ		
	019	生野中支店	イクノナカ		019	生野中支店	イクノナカ		
	020	高井田支店	タカイダ		020	高井田支店	タカイダ		
	021	つるみ支店	ツルミ		021	つるみ支店	ツルミ		
	022	加美中支店	カミナカ		022	加美中支店	カミナカ		
	023	生野南支店	イクノミナミ		023	生野南支店	イクノミナミ		
	025	桃谷駅前支店	モモダニエキマエ		025	桃谷駅前支店	モモダニエキマエ		
	026	鴻池支店	コウノイケ		026	鴻池支店	コウノイケ		
	027	加美北支店	カミキタ		027	加美北支店	カミキタ		
	028	中津支店	ナカツ		028	中津支店	ナカツ		
	029	吉田駅前支店	ヨシタエキマエ		029	吉田駅前支店	ヨシタエキマエ		
	030	森ノ宮支店	モリノミヤ		030	森ノ宮支店	モリノミヤ		
	031	谷町支店	タニマチ		031	谷町支店	タニマチ		
	034	大東北支店	ダイトウキタ		034	大東北支店	ダイトウキタ		
	035	北支店	キタ		035	北支店	キタ		
	038	岸の里支店	キシノサト		038	岸の里支店	キシノサト		
	039	桜川支店	サクラガワ		039	桜川支店	サクラガワ		
	043	小阪支店	コサカ		043	上小阪支店	カミコサカ		
	045	江戸堀支店	エドホリ		045	江戸堀支店	エドホリ		
	046	關目支店	セキメ		046	關目支店	セキメ		
	047	平野支店	ヒラノ		047	平野上町支店	ヒラノウエマチ		
	048	日本橋支店	ニッポンバシ		048	日本橋支店	ニッポンバシ		
	049	萩之茶屋支店	ハキノチヤヤ		049	萩之茶屋支店	ハキノチヤヤ		
	050	梅田支店	ウメダ		050	梅田支店	ウメダ		
	053	加島支店	カジマ		053	加島支店	カジマ		
	054	東大阪支店	ヒガシオオサカ		054	御厨支店	ミクツヤ		
	055	港支店	ミナト		055	港支店	ミナト		
	056	長吉支店	ナガヨシ		056	長吉支店	ナガヨシ		
	057	恩加島支店	オカジマ		057	恩加島支店	オカジマ		
	058	北加賀屋支店	キタカガヤ		058	北加賀屋支店	キタカガヤ		
	059	姫島支店	ヒメジマ		059	姫島支店	ヒメジマ		
	061	西九条支店	ニシクジヨウ		061	西九条支店	ニシクジヨウ		
	062	東淀川支店	ヒガシヨドガワ		062	東淀川支店	ヒガシヨドガワ		
	063	守口支店	モリグチ		063	守口支店	モリグチ		
	065	市大病院出張所	シタイビョウイン		065	市大病院出張所	シタイビョウイン		
	066	豊中支店	トヨナカ		066	豊中支店	トヨナカ		
	067	塚支店	サカイ		067	塚支店	サカイ		
	600	夢ふくらむ支店	ユメフクラム		600	夢ふくらむ支店	ユメフクラム		
	大阪東信用金庫 1655	101	本店営業部		ホテン	大阪東信用金庫 1655	101	八尾営業部	ヤオ
		102	平野支店		ヒラノ		102	平野支店	ヒラノ
		103	山本支店		ヤマモト		103	山本支店	ヤマモト
		104	柏原支店		カシワラ		104	柏原支店	カシワラ
		105	松原支店		マツハラ		105	松原支店	マツハラ
		106	国分支店		クニヅ		106	国分支店	クニヅ
107		古市支店	107	古市支店	フルイチ				
108		吉田支店	ヨシダ	108	吉田支店		ヨシダ		

(旧)				(新)			
金融機関名/コード	店舗コード	旧店舗(漢字)	旧店舗(カナ)	金融機関名/コード	店舗コード	新店舗(漢字)	新店舗(カナ)
	110	初芝支店	ハツシバ		110	初芝支店	ハツシバ
	111	小阪支店	コサカ		111	小阪駅前支店	コサカエキマエ
	113	弥刀支店	ミト		113	弥刀支店	ミト
	114	城東支店	シヨウトウ		114	深江橋支店	フカエバシ
	115	寝屋川支店	ネヤガワ		115	寝屋川支店	ネヤガワ
	116	河内長野支店	カワチナガノ		116	河内長野支店	カワチナガノ
	117	長吉支店	ナカヨシ		117	長原支店	ナカハラ
	118	恵我之荘支店	エガノシヨウ		118	恵我之荘支店	エガノシヨウ
	119	八尾北支店	ヤオキタ		119	八尾北支店	ヤオキタ
	120	北山本出張所	キタヤマト		120	北山本出張所	キタヤマト
	121	恩智支店	オンチ		121	恩智支店	オンチ
	122	道明寺支店	ドウミヨウジ		122	道明寺支店	ドウミヨウジ
	123	久宝寺口支店	キユホウシグチ		123	久宝寺口支店	キユホウシグチ
	124	東花園支店	ヒガシハナゾノ		124	東花園支店	ヒガシハナゾノ
	125	JR八尾駅前支店	JRヤオエキマエ		125	JR八尾駅前支店	JRヤオエキマエ
	126	八尾南支店	ヤオミナミ		126	八尾南支店	ヤオミナミ
	129	志紀支店	シキ		129	志紀支店	シキ
	130	大阪営業部	オオサカ		130	本町支店	ホンマチ
	138	我孫子支店	アビコ		138	我孫子支店	アビコ
	139	鶴見支店	ツルミ		139	横堤支店	ヨコヅツミ
	001	東大阪営業部	ヒガシオオサカ		141	枚岡支店	ヒラオカ
	002	河内支店	カワチ		142	河内支店	カワチ
	003	瓢箪山支店	ヒヨウタンヤマ		143	瓢箪山支店	ヒヨウタンヤマ
	004	大東支店	ダイトウ		144	大東支店	ダイトウ
	005	鴻池支店	コウイケ		145	鴻池新田支店	コウイケシンデン
	006	豊浦出張所	トヨウラ		146	豊浦出張所	トヨウラ
	008	法善寺支店	ホウゼンジ		148	法善寺支店	ホウゼンジ
	013	長田支店	ナガタ		153	長田支店	ナガタ
	015	中野支店	ナカノ		155	中野支店	ナカノ
	022	布施支店	フセ		162	布施支店	フセ
	023	永和支店	エイワ		163	永和支店	エイワ
	025	生野支店	イクノ		165	北たつみ支店	キタツミ
大福信用金庫 1638	001	本店営業部	ホンテン		171	中央市場営業部	チュウオウイチバ
	002	下福島支店	シモフクシマ		172	下福島支店	シモフクシマ
	003	西支店	ニシ		173	阿波座支店	アワザ
	005	東部市場支店	トウブイチバ		175	東部市場支店	トウブイチバ
	006	森の宮支店	モリノミヤ		176	中道支店	ナカミチ
	007	塚本支店	ツカモト		177	塚本支店	ツカモト
	008	北部市場支店	ホクブイチバ		178	北部市場支店	ホクブイチバ

↑ 穴あけチエック用 ↓

平成25年11月22日
 給付情2013-113

文書区分		
重要度高	要報告	緊急

金融機関の合併（情報提供）

宛先	本部		ブロック本部			事務センター					年金事務所						
	各部(全)	関係部	管理部	相給部	適徴部	厚年G(総務)	厚年G(厚年)	国年G	年給G	記録G	突合G	適用課(総務)	適用課(厚年)	徴収課	国年課	記録課	相談室
		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

情報提供先	相談センター	社労士会	健保協会	機構健保
	✓			

本部関係部

年金相談部、厚生年金保険部、国民年金部、基幹システム開発部、業務管理部、支払部、障害年金業務部、業務渉外部

目的・趣旨

金融機関の合併（平成25年11月25日付）についてご連絡します。

ポイント（内容）

○金融機関の合併

「相双信用組合」及び「五城信用組合」が合併し、「相双五城信用組合」となります。

○合併に伴う支払日等の業務スケジュールについては、【別添1】及び【別添2】をご参照願います。

照会先
 本部年金給付部 給付企画G
 担当 島津、山村、山中

連絡先



↑ 穴あけチエック用 ↓

【別添1】

平成25年11月22日
給付企画G

金融機関の合併について

平成25年11月25日付で「五城信用組合」及び「相双信用組合」が合併し、「相双五城信用組合」となります。

1 合併による変更内容

変更前	変更後
<small>ソウソウ</small> 相双信用組合 <u>(2095)</u>	<small>ソウソウゴジョウ</small> 相双五城信用組合 <u>(2095)</u>
<small>ゴジョウ</small> 五城信用組合 (2064)	

※合併後の店舗名称等については、【別添2】をご参照ください。

※合併に伴う年金受取の口座番号の変更はございません。

2 金融機関の合併に関する業務スケジュール

- ① 裁定処理 ・ ・ 11月25日入力分から（12月5日裁定分から）
- ② 支払処理 ・ ・ 新規裁定処理・諸変更処理：平成26年1月随時支払分から
- ③ 諸変更処理 ・ ・ 平成25年11月25日入力分から

※合併日の11月25日からのオンライン裁定入力及び諸変更入力については、合併前の金融機関コード（五城信用組合：2064）での入力ができなくなります。

※店舗コードが、新たに付番されるものについては、11月25日からオンライン入力処理ができます。

つきましては、各種届書の受付及び入力処理等の際は、【別添2】をご参照の上、合併後の金融機関コード、店舗コードにご留意ください。

↑
穴あけチェック用
↓

	平成25年11月	12月	平成26年1月
新規裁定入力開始日	(25) — (29)		
新規裁定原簿の 画面照写開始日		(9)	
支払日			(15)
諸変更入力開始日 (諸変更取消締切日)	(25) —	(17)	

3 「受給権者原簿」の一括変更処理

- ① 受給権者原簿一括変更処理を行う支払サイクル
平成26年2月定期支払分から金融機関コード、店舗コードを変更します。
- ② 年金振込通知書等の金融機関名称等の出力
平成26年2月定期支払サイクルの通知書等から合併後の金融機関名称、店舗名称で印字されます。
- ③ 受給権者原簿一括変更処理後の受給権者原簿への照写
平成25年12月19日（木）から確認できます。

【店舗名称等新旧対照表】

(旧)				(新)			
金融機関名/コード	店舗コード	旧店舗(漢字)	旧店舗(カナ)	金融機関名/コード	店舗コード	新店舗(漢字)	新店舗(カナ)
相双信用組合 2095	001	本部総務部経理課	センター	相双五城信用組合 2095	001	本部経理課	センター
	002	本店	ホンテン		002	本店	ホンテン
	003	相馬港支店	ソウマミナト		003	相馬港支店	ソウマミナト
	004	鹿島支店	カシマ		004	鹿島支店	カシマ
	005	原町支店	ハラマチ		005	原町支店	ハラマチ
	006	浪江支店	ナミエ		006	浪江支店	ナミエ
	007	大熊支店	オオクマ		007	大熊支店	オオクマ
	008	富岡支店	トミカ		008	富岡支店	トミカ
	009	新地支店	シンチ		009	新地支店	シンチ
	010	相馬西支店	ソウマニシ		010	相馬西支店	ソウマニシ
	011	いわき支店	イワキ		011	いわき支店	イワキ
	012	亶理支店	ワケリ		012	亶理支店	ワケリ
五城信用組合 2064	000	本店為替係	センター	001	本部経理課	センター	
	001	本店	ホンテン	013	大河原支店	オオガワラ	
	002	岩沼支店	イワヌマ	014	岩沼支店	イワヌマ	
	003	蔵王支店	ザオウ	015	蔵王支店	ザオウ	

↑ 穴あけチエック用 ↓

3. 総務部からのお知らせ 「掲示物(ホスター)の管理」

【総務部 総務グループ】

○掲示物管理台帳

・・・P146

↑
穴あけ
チェック
用
↓

掲示物管理台帳（本部からの指示依頼分）

平成25年12月16日現在

・・・掲示等期間を終了している掲示物。（平成25年12月16日現在）

※「優先」「任意」に限り年金事務所等の判断で掲示物のサイズダウンを可能とする。その際、お客様からの「見やすさ」を考慮する。

管理台帳更新状況は管理欄の白抜き部分を確認してください。

担当部署	掲示物名	掲示開始年月	掲示終了期限	指示・依頼	更新年月	優先順位と掲示枚数			サイズ	管理欄（平成24年12月1日～）	
						必須	優先※	任意※		受領日	管理番号
経営企画部	船員保険(労災相当分)の請求先変更等に関する周知協力	2010年3月23日	-	平成22年3月23日 経企情2010-16			1		A3		
	移植医療に関する理解を深めていただくための普及啓発用資材の設置等について	2011年12月15日	-	平成23年12月15日 経企指2011-97					A3		
	平成24年度「臓器移植普及推進月間」における普及啓発用資材の設置	2012年10月1日	2013年9月30日	平成24年9月11日 経企指2012-49					B2 B3		
	平成24年度「臓器移植普及推進月間」における普及啓発用ポスターの送付及び掲示	2013年10月1日	2013年10月31日	平成25年10月11日 経企指2013-57					B2	2013年10月9日	2013-010
	悪質な投資勧誘による被害の未然防止、拡大防止にかかる注意喚起用資材の設置等協力依頼 ※宛先限定 →北関東・信越ブロック本部、南関東ブロック本部及び西ブロック本部管内各年金事務所	2012年12月15日	2013年3月31日	平成24年12月14日 経企指2012-70					A2	2012年12月14日	2012-002
リスク・コンプライアンス部	暴力団排除宣言ステッカー等の掲示	2010年6月1日	-	平成22年5月21日 リコ指2010-59		1			不明		
	暴力団排除宣言ステッカー等の掲示に関する補足	2011年4月1日	-	平成23年4月1日 リコ指2011-71							
	「法令等違反通報窓口」のご案内	2010年6月1日	-	平成22年6月1日 リコ指2010-67		1			A3		
	「法令等違反通報窓口」のご案内の張り替え	2011年3月7日	-	平成23年3月7日 リコ指2011-40							
総務部	日本年金機構個人情報保護管理方針(プライバシーポリシー)(方針第7号)	2010年1月1日	-	日本年金機構個人情報保護管理規定第3条1項		1			A2		
	個人情報保護10か条	2010年1月1日	-	日本年金機構個人情報保護管理規定第3条2項		1			A3		
	日本鉄道共済組合からの協力依頼(情報提供)	2011年11月21日	-	平成23年11月21日 総務情2011-25				1	A3		
	軽装(クールビズ)励行期間の実施について	2011年5月2日	2011年10月31日	平成23年4月28日 総務指2011-17					指定なし		
		2012年5月1日	2012年10月31日	平成24年4月25日 総務指2012-12							
		2013年5月1日	2013年10月31日	平成25年4月30日 総務指2013-10、サ推指2013-25					指定なし	2013年5月1日	2013-004
	軽装(スーパークールビズ)励行期間の実施	2012年6月11日	2012年10月31日	平成24年6月11日 総務指2012-15					指定なし		
	福祉医療機構からの協力依頼(公的年金担保融資のポスター)	2011年8月17日	2012年3月31日	平成23年8月2日 総務情2011-18							
2011年11月1日		2012年3月31日	平成23年10月25日 総務情2011-24								
	2012年4月2日	2013年3月31日	平成24年7月5日 総務情2012-13					A3			
財務部	年金事務所等の車イスの配備等	2010年6月24日	-	平成22年6月24日 財務指2010-61		1			A3		
人事管理部	日本年金機構平成24年度正規職員募集	2010年12月14日	2011年3月7日	平成22年12月14日 人管指2010-149 平成23年3月7日 人管指2011-16							
	平成23年9月准職員募集	2011年5月19日	2011年6月17日	人管指2011-72							
	平成23年10月准職員募集	2011年6月21日	2011年7月12日	人管指2011-85							
	平成25年4月採用准職員の募集等の対応	2012年12月17日	2013年1月15日	人管指2012-123					A3	2012年12月19日	2012-003
	平成26年度新卒正規職員採用に係る学生等の年金事務所見学等	2012年12月19日	2013年4月19日	人管指2012-124					B3	2012年12月19日	2012-004
	平成27年度新卒採用に係る学生の年金事務所見学及びパンフレット等の配布	2013年12月19日	2014年4月18日	平成25年12月16日 人管指2013-123		1			A2	2013年12月16日	2013-012
労務管理部	平成25年7月准職員募集	2013年4月3日	2013年4月23日	人管指2013-47				1	A3	2013年4月11日	2013-003
事業企画部	全国労働衛生週間における取組み	2011年10月1日	2011年10月7日	平成23年9月22日 労管指2011-90							
	「消えた年金」問題年金記録の回復が早くなります	2010年4月30日	-	平成22年04月30日 事企指2010-36		1			A2		
	「社労士会復興支援ホットライン」の周知に係るポスター	2011年4月18日	2011年9月30日	平成23年4月14日 事企指2011-37							

掲示物管理台帳（本部からの指示依頼分）

別紙1

平成25年12月16日現在

・・・掲示等期間を終了している掲示物。（平成25年12月16日現在）

※「優先」「任意」に限り年金事務所等の判断で掲示物のサイズダウンを可能とする。その際、お客様からの「見やすさ」を考慮する。

管理台帳更新状況は管理欄の白抜き部分を確認してください。

担当部署	掲示物名	掲示開始年月	掲示終了期限	指示・依頼	更新年月	優先順位と掲示枚数			サイズ	管理欄（平成24年12月1日～）	
						必須	優先※	任意※		受領日	管理番号
事業企画部	中国残留邦人等に対する満額の老齢基礎年金等支給のための一時金の時効失権防止対策への協力依頼	2011年11月30日	2012年12月31日	平成23年11月30日 事企指2011-119					A2		
	待機者等に対する裁定請求の手続きに係る情報提供及び住所変更情報等の把握に関する実施要領	2013年4月1日	2014年3月31日 (予定。別途指示)	平成25年3月28日 事企指2013-29		1			A2 又はA3	2013年3月28日	2013-002
サービス推進部	お客様へのお約束10か条	2010年1月4日	-	平成21年12月25日付事務連絡「日本年金機構お客様への10か条」の掲示方法及び解説書について		/	/	/	A1		
		2010年3月2日	-	平成22年03月02日 サ推指2010-26		2					
		2010年4月23日	-	平成22年04月23日 サ推指2010-45、年相指2010-38		/	/	/			
		2012年3月22日	-	平成24年3月22日 サ推指2012-10		/	/	/			
	年金事務所長の氏名及び顔写真の掲示(お客様へのお約束10か条に添付)	2010年6月3日	-	平成22年6月3日 サ推指2010-59		[2]			A1		
	ご意見箱の設置についてのお知らせ	2010年4月23日	-	平成22年03月02日 サ推指2010-26		1			A2		
		2010年4月23日	-	平成22年04月23日 サ推指2010-45、年相指2010-38		/	/	/			
	「わたしと年金」エッセイ募集用ポスター	2011年6月20日	2011年9月30日	平成23年6月17日 サ推指2011-26					A3以上		
		2012年6月1日	2012年9月30日	平成24年5月24日 サ推指2012-20							
		2013年6月3日	2013年9月20日	平成25年5月13日 サ推指2013-27						2013年5月13日	2013-005
	平成24年度お客様満足度アンケートの実施	2012年1月4日～1月25日までの連続する5営業日		サ推指2012-55					A3又はA4	2012年11月29日	2012-001
	平成25年度お客様満足度アンケートの実施	平成26年1月6日～1月24日までの連続する5営業日		平成25年12月2日 サ推指2013-62		1	1	3	A3又はA4	2013年11月29日	2013-011
平成25年度年金事務所お客様サービスモニター会議の実施	2013年8月5日	会議開催1か月以上前	平成25年7月10日 サ推指2013-41		1		2	必須はA3 任意はA4	2013年7月3日	2013-008	
平成25年度「年金月間」の実施	2013年10月下旬	2013年11月30日						A3	2013年9月3日	2013-009	
年金相談部	私の履歴整理表の活用についてのお知らせ	2010年4月23日	-	平成22年04月23日 サ推指2010-45、年相指2010-38		1			A2		
	年金相談の時間延長及び休日相談についてのお知らせ	2010年4月23日	-	平成22年04月23日 サ推指2010-45、年相指2010-38		2			A3		
	電話でのお問い合わせ先についてのお知らせ	2010年4月23日	-	平成22年04月23日 サ推指2010-45、年相指2010-38		1			A3		
2012年4月25日			平成24年04月25日 年相指2012-56		/	/	/				
記録問題対策部	年金額(年額)の増額(累積)グラフ	2010年1月29日	毎週月曜日	平成22年01月29日 記対指2010-12		/	/	/	A2		
		2012年4月18日	2013年7月	平成24年04月18日 記対指2012-41					A2		
	未統合記録5,095万件の説明状況	2010年1月29日	3か月毎	平成22年01月29日 記対指2010-12		/	/	/	A2		
		2012年4月18日	2013年7月	平成24年04月18日 記対指2012-41							

掲示物管理台帳（本部からの指示依頼分）

別紙1

平成25年12月16日現在

…掲示等期間を終了している掲示物。（平成25年12月16日現在）

※「優先」「任意」に限り年金事務所等の判断で掲示物のサイズダウンを可能とする。その際、お客様からの「見やすさ」を考慮する。

管理台帳更新状況は管理欄の白抜き部分を確認してください。

担当部署	掲示物名	掲示開始年月	掲示終了期限	指示-依頼	更新年月	優先順位と掲示枚数			サイズ	管理欄（平成24年12月1日～）	
						必須	優先※	任意※		受領日	管理番号
記録問題対策部	記対指2013-60]年金事務所・ブロック本部にて掲示している「記録訂正による年金額(年額)の増額[累計]と「未統合記録5,095万件の解明状況」の様式の変更	2013年7月	3か月毎	平成25年6月25日 記対指2013-60		1			A2	2013年6月27日	2013-007
	ねんきんネット周知ポスター	2011年3月1日	2011年9月30日	平成23年3月1日 記対指2011-26							
	「ねんきんネット」の周知及びID取得の促進	2011年11月17日	-	平成23年11月17日 記対指2011-108		1			A3		
	「ねんきんネット」3次リリースの実施	2012年3月26日	-	平成24年3月26日 記対指2012-25		1			A3		
	「ねんきんネット」4次リリースについて※リーフレットのみ	2013年1月31日	-	平成25年1月18日 事企指2013-4、記管指2013-1							
	「気になる年金記録、再確認キャンペーン」に係る市町村等に対する協力依頼その②	2012年11月21日	-	平成24年11月21日 記対指2012-125、事企指2012-109					A2		
品質管理部	現金詐取の注意喚起	2010年9月10日	2012年5月31日	平成22年09月10日 品管指2010-43、口情2010-5、広報指2010-7							
	現金を詐取する不審な電話や訪問者への注意喚起	2012年5月23日	-	平成23年5月23日 品管指2012-48、口情2012-17、広報指2012-4			1		A3		
品質管理部 国民年金部 厚生年金保険部 年金給付部	国民年金保険料の免除及び社会保険料の納期限の延長にかかるお知らせ並びに国民年金・厚生年金のお支払いについてのお知らせ(広報用リーフレット)の掲示等	2011年4月1日	2012年4月30日	平成23年4月1日 品管指2011-46							
厚生年金保険部	平成24年度の被扶養者の再確認業務に係る広報(情報提供)	2012年2月15日	-	平成24年2月15日 厚年指2012-23			1		A3		
国民年金部	年末年始の保険料電子納付について(お知らせ)	2010年12月1日	2011年1月4日	平成22年12月17日 国年指2010-510							
	国民年金保険料後納制度の実施に伴う周知用ポスターの配付	2012年8月7日	2015年9月30日	平成24年7月27日 国年指2012-268		1			A2		
	国民年金保険料収納事業(市場化テスト)及び納付案内・勧奨事業に係る平成24年10月開始に向けた準備	2012年10月1日	-	平成24年9月20日 国年指2012-341		1			A3		
	国民年金保険料収納事業(市場化テスト)及び納付案内・勧奨事業に係る平成24年10月開始に向けた準備②	2013年1月23日	-	平成25年1月23日 国年指2013-33							
	学生・卒業生等への学生納付特別奨励用ポスターの配付	2012年10月31日	-	平成24年10月23日 国年指2012-391		1			A2		
国民年金部 事業企画部 給付指導部 年金相談部	「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」の成立に伴うチラシ・ポスター等の取扱い	2013年7月1日	-	平成25年6月19日 国年2013-221		1			A2	2013年6月19日	2013-006
	年金確保支援法のQ&A等の差し替え	2012年1月31日	2013年6月19日	平成24年1月31日 国年指2012-21、事企指2012-11、給付指2012-14、年相指2012-7					A3		
年金給付部	遅延特別加算法周知のためのパンフレットについて	2010年4月28日	-	平成22年4月28日 給付指2010-80			1		A3		
	退職一時金返還に係るポスター等の配布	2010年10月19日	-	平成22年10月19日 給付指2010-201			1		A3		
	「年金の請求をお忘れではありませんか？」ポスター	2010年10月18日	2013年3月31日	平成22年10月18日 給付指2010-200					A2		
	障害年金加算改善法周知用ポスター	2011年4月15日	2012年3月31日	平成23年4月15日 給付指2011-114							
合計							25	6	8		



↑ 穴あけチエック用 ↓



↑ 穴あけチエック用 ↓

編集発行

日本年金機構本部 年金給付部

〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号
TEL. XXXXXXXXXX